

# 藤岡市高齢者福祉計画

---

---

【藤岡市高齢者福祉計画及び第9期藤岡市介護保険事業計画】

---

地域共生社会、共に歩む未来



令和6年3月

藤岡市



## はじめに

本市の高齢者人口は年々増加しており、既に2万人を超える高齢化率は30%を超えています。

75歳以上の後期高齢者人口も1万人を超え、生産年齢人口が減少するなど、高齢者をとりまく状況は変化を続けており、介護や生活支援に対するニーズはますます増加し、内容も多様化してくることが予想されます。



このような背景を踏まえ、本市においても「藤岡市高齢者福祉計画及び第9期藤岡市介護保険事業計画」を策定いたしました。

本計画では、「地域共生社会、共に歩む未来」を基本理念に、地域の団体や関係機関と連携し、地域のあらゆる住民が可能な範囲で役割を持ち、健康でいきいきと活躍し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来る地域共生社会を実現する為、将来を見据えた地域包括ケアシステムの強化・深化を進めるとともに、生きがいづくりや健康づくりの事業を推進し、健康寿命日本一を目指します。

また、高齢者の介護ニーズに応じた適切なサービスの提供ができるよう、介護予防事業や介護給付の適正化事業の推進により介護保険制度の持続的・安定的な運営に努めてまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました多くの市民の皆様をはじめ、貴重なご意見やご協力をいただきました関係者の皆さんに心から御礼申し上げます。

令和6年3月

藤岡市長 新井 雅博



**第1章 [総 論]**

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の法的位置付け	1
第3節 計画策定の体制	1
第4節 計画の期間と点検	2
第5節 日常生活圏域の設定	3

**第2章 [高齢者を取り巻く現状と推計]**

第1節 人口構造と要介護認定者数の推移	4
第2節 認知症高齢者数の推移	11
第3節 高齢者のいる世帯の状況	12
第4節 高齢者のいる世帯の住居の状況	12
第5節 高齢者の就業の状況	13
第6節 高齢者の受診状況	15
第7節 アンケートの結果概要	16

**第3章 [計画の基本的な方針]**

第1節 基本理念	19
第2節 基本施策	20
第3節 基本目標	21
第4節 基本施策を実現するための体系	22

**第4章 [安心・安全なまちづくりの推進]**

第1節 住環境と都市機能の整備	24
第2節 地域のつながりの強化	28

**第5章 [生きがいと健康づくりの推進]**

第1節 生きがい活動の推進	31
第2節 心身の健康維持	35

## 目 次

---

### 第6章 [介護予防と自立支援]

第1節 地域支援事業の概要	37
第2節 介護予防事業の推進	46
第3節 生活支援事業の充実	54
第4節 家族支援事業の充実	58
第5節 将来を見据えた地域包括ケアシステムの構築	62
第6節 認知症施策の推進	71

### 第7章 [介護保険事業計画（介護給付費）]

第1節 介護保険事業計画（第9期）の考え方	74
第2節 介護保険の費用負担	75
第3節 第8期介護保険事業計画の運営状況	76
第4節 介護保険事業の見込み	77
第5節 介護保険給付費の見込み	96
第6節 第1号被保険者の介護保険料	100
第7節 低所得者への対応	106
第8節 介護給付適正化	107
第9節 要介護状態の維持・改善状況	110
第10節 安定した介護保険サービスの体制づくり	111

### 資 料

○ 藤岡市介護保険運営協議会	113
○ 藤岡市地域密着型サービス運営委員会	113
○ 藤岡市地域包括支援センター運営協議会	113



## 總 論

---

---



## 第1節 計画策定の趣旨

日本の総人口は、総務省の推計の概算値によると令和5年10月1日現在で1億2,434万人となり、平成29年の1億2,670万人から減少傾向にあります。そのうち65歳以上の高齢者人口は、過去最高の3,622万人を占め、高齢化率29.1%、全人口の3割弱が高齢者という超高齢社会を迎えています。

一方で、少子化の進行や、家族形態の変化、産業構造の変化等、地域によって様々な実情を抱えています。

こうした社会変化を踏まえ、第5次藤岡市総合計画の基本的な目標の下、高齢者が健康で生きがいを持って生活していくとともに、地域社会の一員として積極的に社会参加できる長寿社会の実現、介護予防と給付費の適正化を推進し、介護保険制度の安定的な運営を目指します。第7期計画で体制を整え、第8期計画で構築に向けて取り組んだ、高齢者が要支援や要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援のサービスを一体的に提供していく「将来を見据えた地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に向けた取組を行っていきます。

この計画の策定に当たっては、これまでの振り返りとともに、団塊の世代が全て75歳以上となる計画期間中の令和7年度（2025年度）、後期高齢者人口がピークを迎える令和12年（2030年度）を見据えた中長期的な視野で推計等を行いました。

## 第2節 計画の法的位置付け

この計画は、老人福祉法第20条の8第7項と介護保険法第117条第1項に基づき、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体のものとして策定します。

健康で元気な高齢者だけでなく、介護・支援を必要とする人も含む高齢者全体の健康新づくり、生きがいづくり、疾病予防、介護予防、自立支援、介護保険給付、住環境整備、就労支援等に関する施策の総合的な計画です。

第5次藤岡市総合計画を始めとする他の計画と調和の取れた計画となるよう配慮し作成します。

## 第3節 計画策定の体制

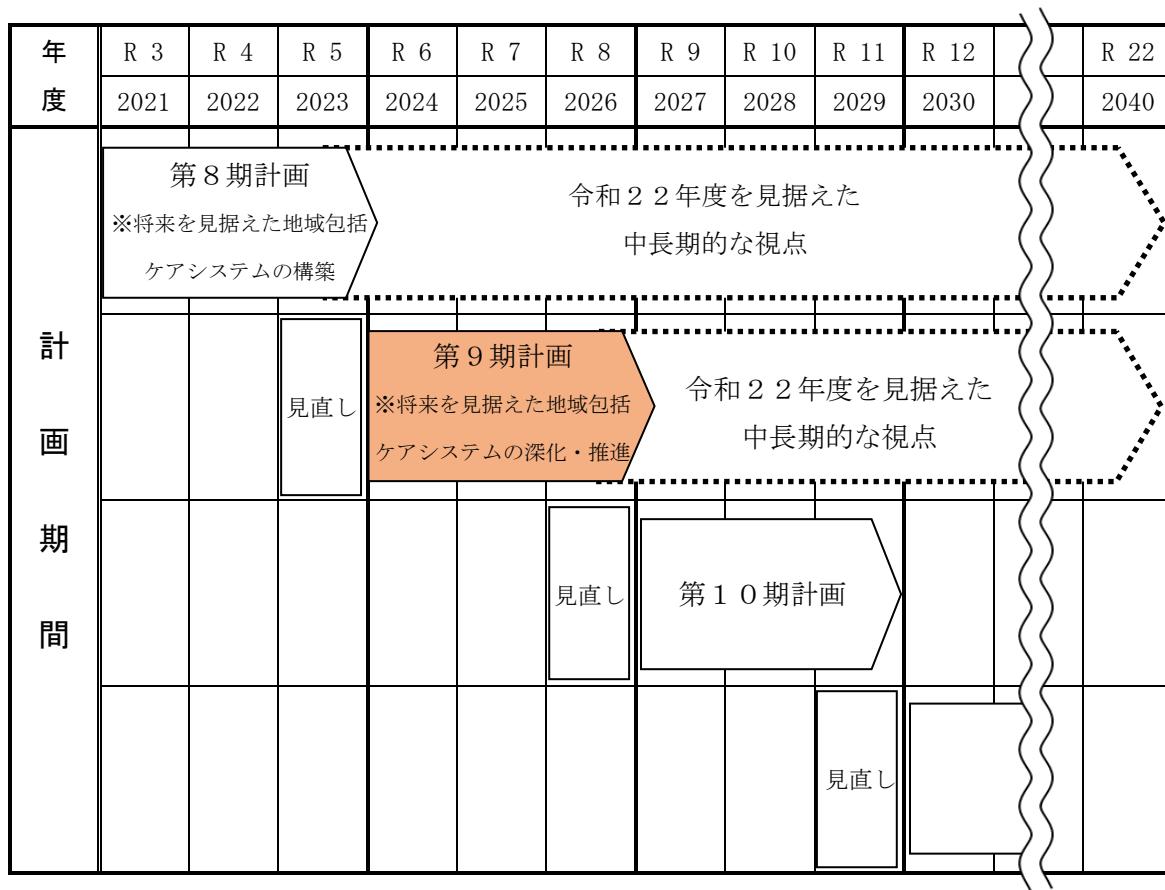
この計画を策定するにあたり、第5次藤岡市総合計画等と整合性を図るため、府内に「藤岡市高齢者福祉計画及び藤岡市介護保険事業計画策定委員会」を設置し、超高齢社会における行政の役割や事業の検討などを行いました。

府外委員組織の「介護保険運営協議会」においても、高齢者福祉向上のため、幅広い関係者のご指導をいただき計画を策定しました。

## 第4節 計画の期間と点検

この計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。介護保険事業計画の見直し時期は3年に1度となっており、保険料の負担段階の見直し、保険者機能の強化、要介護認定の見直し、介護サービスの適正化を行います。

第7期から進めている地域包括ケアシステムの構築のための方向性を継承しつつ、全国的に高齢者人口がピークを迎える令和22年度に向け、中長期的な視野を持った施策を展開します。



## 第5節 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り安心して自立した生活を継続できるようにするためのサービスを整備する基準となる区域です。住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件や人口、交通事情、介護給付等対象サービスを提供する施設の整備状況等を総合的に勘案して設定します。

本市の日常生活圏域は、中学校区を基にした5圏域とします。

本市の圏域一覧

圏域名	該当地域
東部圏域	1区～5区、8区、11区、16区～20区、48区～58区
中部圏域	6区、7区、9区、10区、12区～15区、21区～30区
北部圏域	31区～40区
西部圏域	41区～47区、59区～63区、65区～70区
南部圏域	71区～80区

日常生活圏域ごとの状況

	東部圏域	中部圏域	北部圏域	西部圏域	南部圏域	計
人 口	14,927人 (11,963人)	18,561人 (14,711人)	11,002人 (8,764人)	13,321人 (10,719人)	4,580人 (3,911人)	62,391人 (50,069人)
65歳以上人口	4,944人 (4,830人)	5,605人 (5,588人)	3,277人 (3,172人)	4,843人 (4,688人)	2,036人 (2,096人)	20,705人 (20,374人)
高 齢 化 率 【65歳以上人口の割合】	33.1% (40.4%)	30.2% (38.0%)	29.8% (36.2%)	36.4% (43.7%)	44.5% (53.6%)	33.2% (40.7%)
75歳以上人口	2,591人 (2,923人)	3,074人 (3,291人)	1,727人 (1,823人)	2,489人 (2,616人)	1,176人 (1,408人)	10,057人 (12,061人)
後 期 高 齢 化 率 【75歳以上人口の割合】	17.4% (24.4%)	16.6% (22.4%)	15.7% (20.8%)	18.7% (24.4%)	25.7% (36.0%)	17.7% (24.1%)

資料：住民基本台帳（令和5年10月1日現在）

※（ ）内は、国立社会保障・人口問題研究所「年齢階級別推計」（平成30年3月推計）

を基に推計した令和25年の数値





## 高齢者を取り巻く現状と推計

---

---



## 第1節 人口構造と要介護認定者数の推移

### 〔1〕人口構造の推移

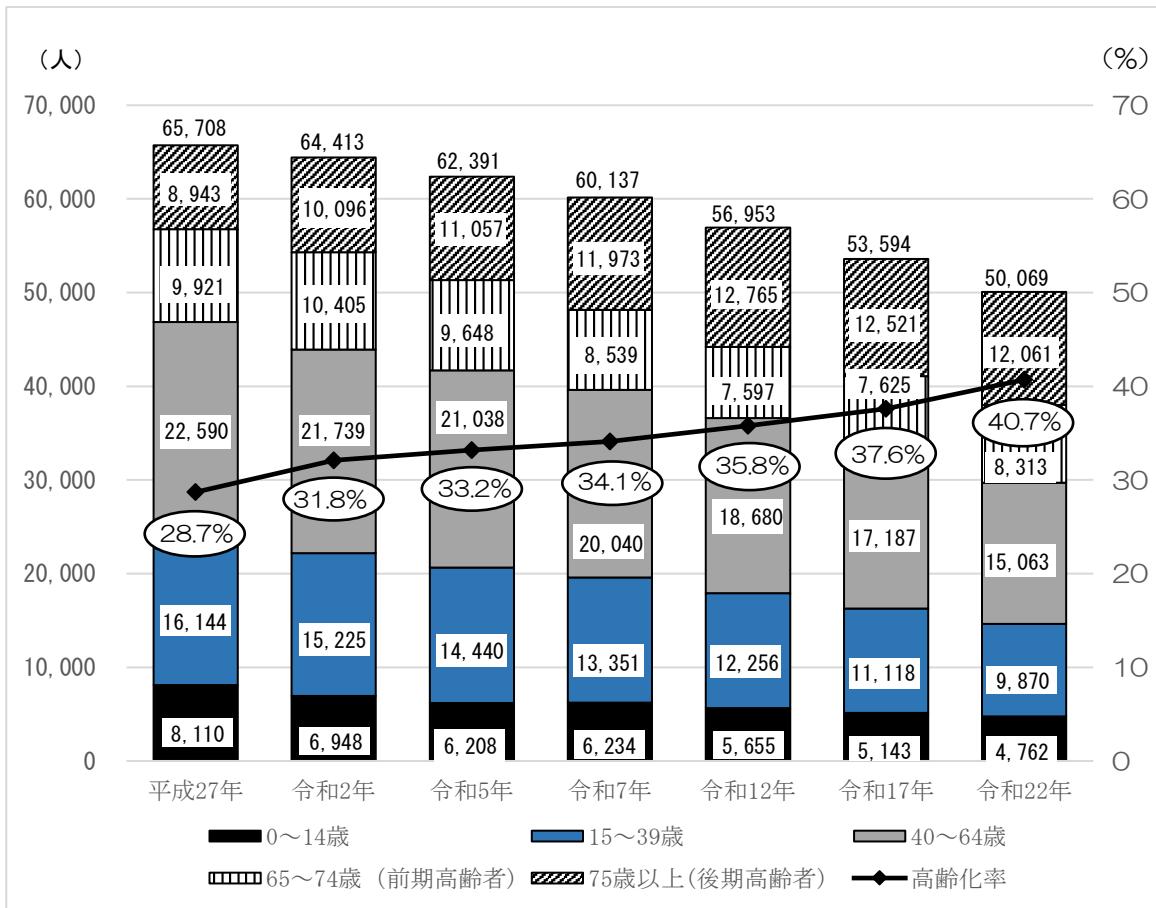
本市の人口は、令和5年10月1日現在で62,391人ですが、国立社会保障・人口問題研究所によると、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年の人口将来推計は50,069人となり、将来的に減少する見込みです。

高齢者人口は令和5年10月1日現在で20,705人、高齢化率33.2%でしたが、令和12年には20,362人、高齢化率35.8%となり、令和22年には、20,374人、高齢化率40.7%に達する見込みです。

また、75歳以上の後期高齢者の占める割合が増加していることも見過ごすことはできません。

令和2年の高齢化率を群馬県、全国と比較すると、本市の高齢化率は県を2.1ポイント、全国を3.8ポイント上回っており、県内や全国的に見ても高齢化率が高いことが分かります。

人口構造の推移



人口構造の推移

(単位：人)

区分	藤岡市							群馬県	全国(千人)
	平成27年	令和2年	令和5年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和2年	令和2年
総人口	65,708	64,413	62,391	60,137	56,953	53,594	50,069	1,939,110	126,146
0～14歳	8,110	6,948	6,208	6,234	5,655	5,143	4,762	224,304	14,956
15～39歳	16,144	15,225	14,440	13,351	12,256	11,118	9,870	458,209	31,377
40～64歳	22,590	21,739	21,038	20,040	18,680	17,187	15,063	638,022	41,546
65歳以上	18,864	20,501	20,705	20,512	20,362	20,146	20,374	576,729	35,336
前期 (65～74歳)	9,921	10,405	9,648	8,539	7,597	7,625	8,313	284,274	17,087
後期 (75歳以上)	8,943	10,096	11,057	11,973	12,765	12,521	12,061	292,455	18,249
高齢化率	28.7%	31.8%	33.2%	34.1%	35.8%	37.6%	40.7%	29.7%	28.0%

資料：平成27・令和2年国勢調査、住民基本台帳（各年10月1日現在）

国立社会保障・人口問題研究所「年齢階級別推計」（平成30（2018）年推計）

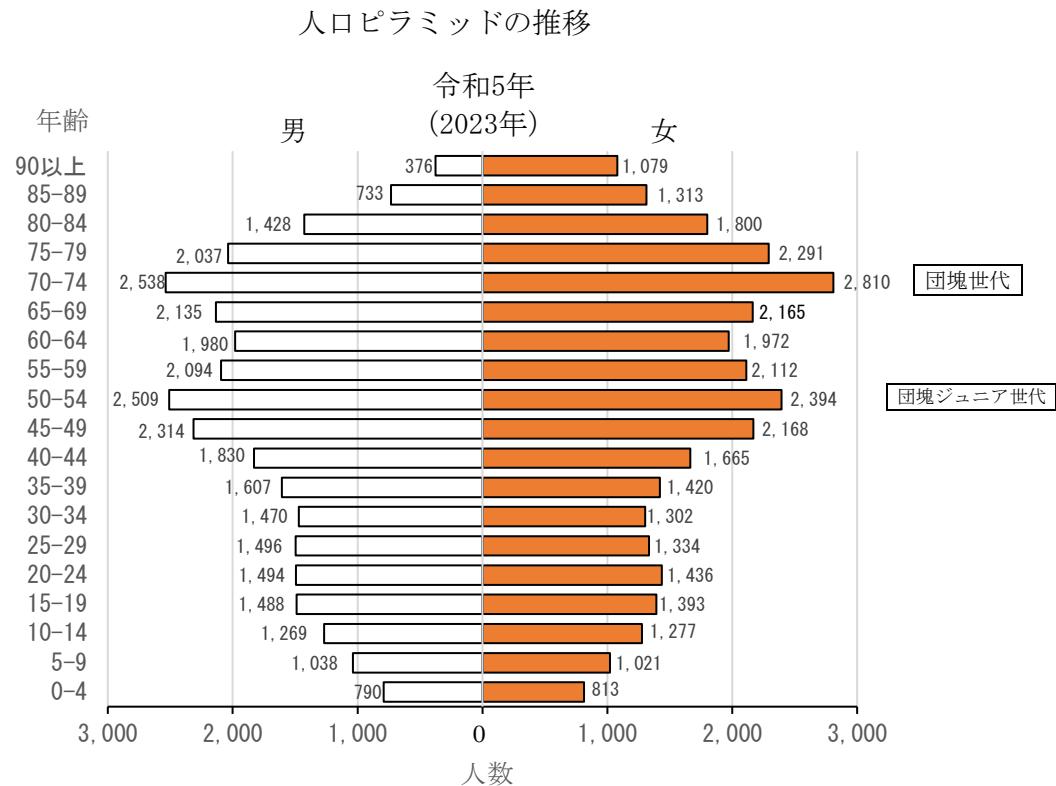
※平成27・令和2・5年は実績値、令和7年以降は推計値

※令和2年の総人口は「年齢不詳」を含む値

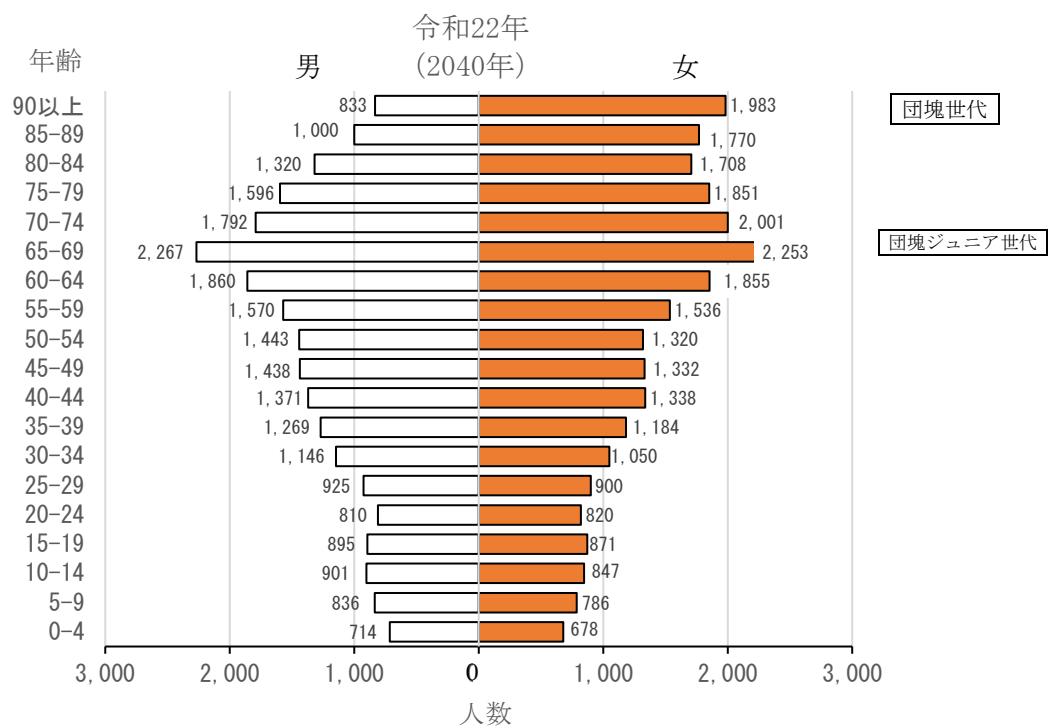
※高齢化率(%) = 高齢者人口(65歳以上) ÷ 総人口 × 100

次頁のグラフは、令和5年（実績）及び令和22年（将来推計）の人口ピラミッドです。5歳区分ごとの年齢構成を比較すると、令和22年では団塊の世代である90歳以上や85歳以上の増加、55歳以下の減少が大きく、65歳から69歳の団塊ジュニア世代を境にグラフも逆三角形を示しています。この結果から、出生率の低下と同時に平均寿命の延伸により、少子高齢化が今後一層進行するとともに、現役世代（担い手）の減少がより顕著になると予想されます。

令和5年の65歳以上の男性・女性の状況を見ると、高齢になるほど女性の比率が高いことが分かります。特に85歳以上では、女性が男性の約2.2倍となっています。



資料：住民基本台帳（令和5年10月1日現在）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「年齢階級別推計」（平成30（2018）年推計）

下表の地区別の状況を見ると、全ての地区で3年のうちに高齢化率が29%以上に達し、人口の約3割が高齢者であることを示しています。山間部である日野地区の高齢化率は52.2%、鬼石地区は44.5%となっており、更に高齢化が進んでいることが分かります。

地区別の高齢者数と高齢化率の状況 (単位：人)

地 区	令和2年			令和5年		
	人 口	高齢者数	高齢化率	人 口	高齢者数	高齢化率
藤 岡	20,360	6,032	29.6%	20,029	6,027	30.1%
神 流	8,647	2,615	30.2%	8,500	2,622	30.8%
小 野	11,275	3,192	28.3%	11,002	3,277	29.8%
美土里	8,415	2,642	31.4%	8,227	2,752	33.5%
美九里	5,309	1,836	34.6%	4,959	1,900	38.3%
平 井	4,002	1,428	35.7%	3,848	1,441	37.4%
日 野	1,373	647	47.1%	1,246	650	52.2%
鬼 石	5,032	2,109	41.9%	4,580	2,036	44.5%
計	64,413	20,501	31.8%	62,391	20,705	33.2%

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

行政区別に高齢化率を見ると、鬼石地区の坂原（80区）が76.2%、日野地区の上日野（70区）が75.0%と70%を超えてています。令和2年には高齢化率が60%を超える行政区は3行政区でしたが、令和5年には6行政区に増加しており、今後も人口減少、過疎化が進行し、ますますこのような行政区は増加し、将来の地域コミュニティの形成が危ぶまれることが予想されます。

行政区ごとの高齢化率

行政区	高齢化率	行政区	高齢化率	行政区	高齢化率
藤岡		29 岡之郷下郷	27.2%	56 三本木	40.5%
1 大戸町	29.0%	30 岡之郷温井	44.5%	57 高山下中上	58.5%
2 一・二丁目・竹田町	41.5%	小野		58 本郷田中	32.4%
3 天川町・三丁目	32.7%	31 森	23.3%	平井	
4 四丁目	29.5%	32 立石南	26.4%	59 西平井	44.8%
5 栄町	29.9%	33 立石北	33.3%	60 東平井	40.6%
6 旭町	33.2%	34 立石新田	38.0%	61 鮎川	32.6%
7 相生町	29.3%	35 中島	31.2%	62 緑塹	37.1%
8 五・六丁目	44.4%	36 森新田	38.0%	63 白石・三ツ木	35.9%
9 仲町	28.2%	37 中上	26.8%	日野	
10 七丁目・古桜町	38.4%	38 中下	33.1%	65 金井	48.5%
11 鷹匠町	26.6%	39 上栗須	28.3%	66 下日野	42.7%
12 宮本町	28.7%	40 中栗須	29.4%	67 下日野	65.1%
13 宮本町	29.7%	美土里		68 下日野	61.3%
14 緑町	33.5%	41 上大塚	30.4%	69 上日野	41.2%
15 緑町	25.8%	42 上大塚	31.3%	70 上日野	75.0%
16 芦田町	21.7%	43 中大塚	31.6%	鬼石	
17 芦田町	27.5%	44 下大塚	36.3%	71 上町・三杉町・鬼石・相生町	45.7%
18 山崎町	37.8%	45 本動堂	35.5%	72 中町・本町	45.9%
19 南町	52.2%	46 篠塚	31.5%	73 宮本・諏訪	37.9%
20 小林	35.7%	47 上落合	40.5%	74 八塩・宇塩・根際	44.1%
神流		美九里		75 浄法寺平	32.8%
21 上戸塚	33.6%	48 根岸	41.1%	76 三波川	51.6%
22 上戸塚	39.5%	49 本郷下中郷	43.8%	77 三波川	67.9%
23 下戸塚	35.1%	50 本郷別風寺	35.4%	78 讓原	50.0%
24 下栗須	28.9%	51 本郷神波道	38.6%	79 讓原・保美濃山	69.5%
25 下栗須	24.8%	52 川除・牛田	43.9%	80 坂原	76.2%
26 岡之郷上郷	35.0%	53 神田	31.6%		
27 岡之郷新田	21.6%	54 矢場	37.9%		
28 岡之郷下郷	28.8%	55 保美	39.7%		

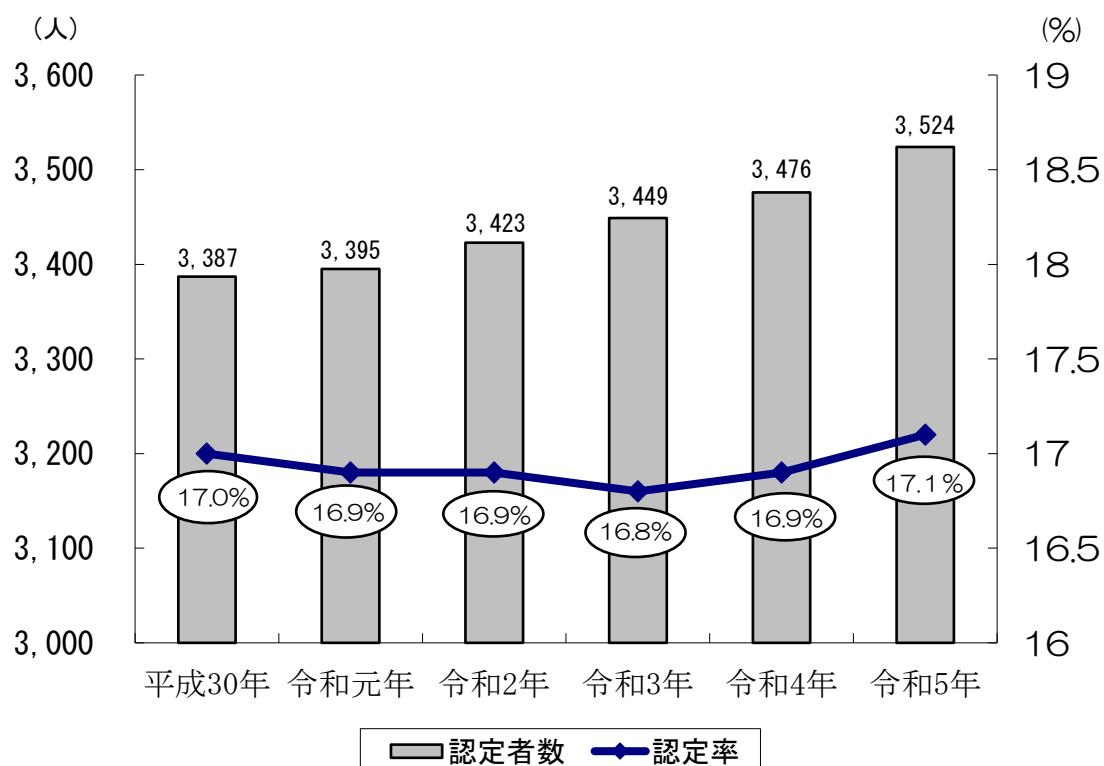
資料：住民基本台帳（令和5年10月1日現在）

## 〔2〕要介護認定者数の推移

### 【現状】

平成30年の認定率が17.0%だったのに対し、令和5年は17.1%と、認定率の伸びは緩やかになり、一定の率が維持されております。このことは、本市で進められている介護サービスの適正な利用と介護を受けないで生活するための介護予防の効果が現れている結果と考えられます。介護保険制度が普及し市民の理解と認識により普遍的なものとなり、高齢化率がさらに上昇する中、介護予防事業の充実を図り、介護を受けずに生活できる期間を延ばしていくことが重要となります。

認定者数と認定率の推移（第1号被保険者）



資料：介護保険事業状況報告（各年10月1日現在）

次頁の令和3年、令和4年の年齢階層別認定者の状況を見ると、85歳以上になると半数以上の人人が認定を受けていますが、80歳から84歳ではおよそ4人に1人の割合と、75歳以上の後期高齢者を見ても年齢により認定率に大きな違いがあります。また、令和4年の認定者の年齢階層別認定者の状況を見ると、認定者のうち85歳以上が54.5%、80歳から84歳が20.3%、75歳から79歳が12.2%と後期高齢者が認定者全体の87.0%を占めています。

## 年齢階層別認定者の状況

(単位：人)

	令和3年			令和4年		
	人 数	認定者数	認定率	人 数	認定者数	認定率
第2号被保険者	20,955	68	0.32%	20,726	66	0.32%
第1号被保険者	20,563	3,449	16.77%	20,573	3,476	16.90%
65～69歳	4,693	100	2.13%	4,518	108	2.39%
70～74歳	5,755	300	5.21%	5,581	288	5.16%
75～79歳	3,695	419	11.34%	3,887	431	11.09%
80～84歳	3,090	690	22.33%	3,175	718	22.61%
85歳以上	3,330	1,940	58.26%	3,412	1,931	56.59%
計	41,518	3,517	8.47%	41,299	3,542	8.58%

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」補正值、  
介護保険事業報告（各年10月1日現在）

下表の男女別の認定者の状況を見ると、第2号被保険者から69歳までは男性の認定率が高く、70歳以上は逆に女性の認定率が高くなります。年齢が進むごとに人口、認定者数、認定率とも女性と男性の値の差が開きます。

## 男女別年齢階層別認定者の状況（令和4年）

(単位：人)

	男			女		
	人 数	認定者数	認定率	人 数	認定者数	認定率
第2号被保険者	10,446	43	0.41%	10,280	23	0.22%
第1号被保険者	9,151	1,095	11.97%	11,422	2,381	20.85%
65～69歳	2,211	54	2.44%	2,307	54	2.34%
70～74歳	2,677	132	4.93%	2,904	156	5.37%
75～79歳	1,792	184	10.27%	2,095	247	11.79%
80～84歳	1,389	265	19.08%	1,786	453	25.36%
85歳以上	1,082	460	42.51%	2,330	1,471	63.13%
計	19,597	1,138	5.81%	21,702	2,404	11.08%

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」補正值、  
介護保険事業報告（令和4年10月1日現在）

**【将来推計】**

本市の事業対象者（基本チェックリストに該当する人）及び要介護・要支援認定者の将来推計は、下表のとおりです。要支援者は、令和5年の797人が令和22年には23.1%増加して981人、要介護者は、令和5年の2,794人が令和22年には28.2%増加して3,581人になると推計しています。これは、後期高齢者人口のより一層の増加が要因と考えられます。

事業対象者及び要介護・要支援認定者数の推計 (単位：人)

	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和22年
事業対象者	272	285	299	314	424	385
要支援1	425	446	454	465	505	523
要支援2	372	391	399	407	434	458
小計	797	837	853	872	939	981
要介護1	849	857	871	886	965	1,018
要介護2	526	507	519	531	576	618
要介護3	491	494	500	509	550	646
要介護4	561	577	596	615	670	801
要介護5	367	375	385	392	428	498
小計	2,794	2,810	2,871	2,933	3,189	3,581
合計	3,863	3,932	4,023	4,119	4,552	4,947

資料：地域包括ケア「見える化」システム（厚生労働省）

**第2節 認知症高齢者数の推移**

令和4年における認知症高齢者数は2,251人であり、令和13年には2,300人に達すると推計されています。認知症の正しい理解と認識を深め、地域全体で見守り、早期からの予防を推進していくことが求められます。

認知症高齢者数の推移

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和13年
認知症高齢者数	2,251人	2,256人	2,261人	2,266人	2,271人	2,300人

※認知症高齢者は、要介護認定申請を行い、日常生活自立度Ⅱa（家庭外で日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態）以上の判定を受けた人

### 第3節 高齢者のいる世帯の状況

令和2年における本市の高齢者のいる世帯数は、12,758世帯となり全世帯数に占める割合は50.4%で、県、全国の割合を大きく上回っています。

平成27年と比較すると、高齢者のいる世帯の割合が1.5%増加しており、高齢者単身世帯数及び高齢者夫婦世帯数も増加しています。

高齢者のいる世帯 (単位：世帯)

		藤岡市	群馬県	全国
		平成27年	令和2年	令和2年
高齢者のいる世帯	11,982	12,758	359,309	22,655,031
	48.9%	50.4%	44.7%	40.7%
高齢者単身世帯	2,678	3,285	93,993	6,716,806
	10.9%	13.0%	11.7%	12.1%
高齢者夫婦世帯	2,678	3,244	92,979	5,830,834
	10.9%	12.8%	11.6%	10.5%
一般世帯総数	24,513	25,301	803,215	55,704,949
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：平成27・令和2年国勢調査

### 第4節 高齢者のいる世帯の住居の状況

令和2年における本市の高齢者のいる世帯の住居の状況は、持ち家が11,497戸で、90.1%と圧倒的に多く、次に民営の借家の順となっています。

平成27年との比較でも、構成比はおおむね変わらない状況です。

高齢者のいる世帯の住居の状況 (単位：戸)

	総 数	持ち家	公営・公団	民営の借家	給与住宅	間借り	その他
平成27年住居数	11,982	10,964	302	676	12	9	19
構成比	100.0%	91.5%	2.5%	5.6%	0.1%	0.1%	0.2%
令和2年住居数	12,758	11,497	337	814	14	45	51
構成比	100.0%	90.1%	2.6%	6.4%	0.1%	0.4%	0.4%

資料：平成27・令和2年国勢調査

## 第5節 高齢者の就業の状況

### 〔1〕高齢者の労働力人口と非労働力人口

労働する力がある人を労働力人口といい、令和2年の本市の高齢者の労働力人口は26.2%を占めています。

県と比較すると、各年齢区分における労働力比率は低くなっています。

労働力がない、または労働する意思がない人を非労働力人口といい、本市の高齢者の非労働力人口は下表のとおりです。

高齢者の労働力人口と非労働力人口 (単位：人)

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	計
高齢者人口(A)	4,890	5,398	3,901	2,910	3,387	20,486
男	2,334	2,628	1,802	1,237	1,077	9,078
女	2,556	2,770	2,099	1,673	2,310	11,408
労働力人口(B)	2,416	1,806	718	288	148	5,376
男	1,457	1,102	429	179	90	3,257
女	959	704	289	109	58	2,119
労働力比率(B/A) 市	49.4%	33.5%	18.4%	9.9%	4.4%	26.2%
労働力比率 県	51.0%	34.3%	19.8%	11.7%	4.8%	27.1%
非労働力人口	2,396	3,503	3,108	2,554	3,196	14,757
男	838	1,478	1,336	1,028	970	5,650
女	1,558	2,025	1,772	1,526	2,226	9,107

資料：令和2年国勢調査

## 〔2〕高齢就業者数

令和2年において、高齢者人口のうち5,171人（25.2%）が就業しています。就業者比率を県と比較すると、各年齢区分で県の平均を下回っている状況にあります。

高齢就業者数 (単位：人)

年齢区分	藤岡市			群馬県		
	就業者数	高齢者人口	就業者比率	就業者数	高齢者人口	就業者比率
65～69歳	2,302	4,890	47.1%	66,279	134,811	49.2%
70～74歳	1,748	5,398	32.4%	49,883	149,463	33.4%
75～79歳	697	3,901	17.9%	21,749	112,391	19.4%
80～84歳	279	2,910	9.6%	9,553	82,501	11.6%
85歳以上	145	3,387	4.3%	4,580	97,563	4.7%
計	5,171	20,486	25.2%	152,044	576,729	26.4%

資料：令和2年国勢調査

## 〔3〕高齢者の完全失業者数

令和2年の本市の完全失業者数(就業の意志はあるが就業していない人)の割合は、県と比較すると各年齢区分で高くなっています。

高齢者の完全失業者数 (単位：人)

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	計
高齢者人口	4,890	5,398	3,901	2,910	3,387	20,486
完全失業者数	114	58	21	9	3	205
男	87	51	15	7	2	162
女	27	7	6	2	1	43
年齢区別人口に対する失業率(市)	2.3%	1.1%	0.5%	0.3%	0.1%	1.0%
〃 (県)	1.8%	0.9%	0.4%	0.2%	0.1%	0.8%

資料：令和2年国勢調査

## 第6節 高齢者の受診状況

### 〔1〕受診状況

#### 高齢者医療における受診率等の推移

本市の65歳以上（国民健康保険65歳から74歳・後期高齢者医療）の高齢者医療における総医療費の推移は、表1のとおりです。

令和2年度と令和4年度の被保険者数は、横ばいですが、総医療費は、6.2%伸び、1人当たりの医療費も増加しています。

高齢者医療における受診率等の推移は、表2のとおりです。1件当たりの受診日数は減少していますが、受診率及び1日当たりの医療費は増加しています。

表1 高齢者医療における総医療費の推移

	被保険者数	総医療費（費用額）	1人当たりの医療費
令和2年度	65～74歳 後期高齢	7,494人 10,031人	3,409,119千円 8,545,315千円
	計	17,525人	11,954,434千円
			682,136円
令和3年度	65～74歳 後期高齢	7,512人 10,081人	3,700,138千円 8,461,632千円
	計	17,593人	12,161,770千円
			691,285円
令和4年度	65～74歳 後期高齢	7,197人 10,398人	3,702,793千円 8,989,254千円
	計	17,595人	12,692,047千円
			721,344円

資料：国保年報・事業状況、群馬県後期高齢者広域連合診療報酬等内訳書等

※1人当たりの医療費＝総医療費÷被保険者数

表2 高齢者医療における受診率等の推移

	受 診 率	1件当たりの受診日数	1日当たりの医療費
令和2年度	65～74歳 後期高齢	1,265 2,509	1.81日 1.70日
	計	1,977	1.70日
			17,447円
令和3年度	65～74歳 後期高齢	1,333 2,586	1.79日 1.60日
	計	2,051	1.66日
			17,459円
令和4年度	65～74歳 後期高齢	1,371 2,656	1.79日 1.57日
	計	2,131	1.63日
			17,769円

資料：国保年報・事業状況、群馬県後期高齢者広域連合診療報酬等内訳書等

※対象医療＝入院＋入院外＋歯科診療

※受診率とは、被保険者100人当たりの年間診療受診回数

受診率＝年間診療受診件数÷平均被保険者数×100人

※1件当たりの受診日数＝年間診療受診日数÷年間診療受診件数

※1日当たりの医療費＝年間診療医療費（費用額）÷年間診療受診日数

## 第7節 アンケートの結果概要

### 〔1〕 調査の概要について

介護保険事業計画を策定するにあたり、市が介護保険の保険者としての機能を発揮するためには、地域の高齢者の状況や在宅介護の在り方を把握する必要があります。

本市では、厚生労働省が提示した、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と、「在宅介護実態調査」の2種類のアンケートを実施しました。

### 〔2〕 調査結果の特徴と分析

#### 1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

- ① 目的 要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスク発生状況及び、そのリスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定すること。
- ② 調査期間 令和5年1月から2月
- ③ 調査方法 無作為抽出者1,000人に郵送
- ④ 調査対象者 65歳以上の市民（未認定者、事業対象者、要支援1・2認定者）
- ⑤ 回収率 67.4%（674人）
- ⑥ 調査結果 要介護状態になるリスクは、運動器の機能、栄養、閉じこもり、認知症などがありますが、本市の特徴が表れている結果を以下に抜粋します。

#### 【社会参加について】

- 閉じこもりリスクのある高齢者の割合は、前回調査時の14.4%から10.2%へと改善しています。地域別にみると、鬼石地域が22.2%から7.3%と、大きく改善していることが分かります。
- 地域づくりに参加意向がある高齢者の割合は、前回調査時の52.5%から34.4%と、二割近く下がっています。地域別にみても藤岡・鬼石両地域とも低下しています。
- ボランティア等に参加している高齢者の割合は、前回調査時の11.3%から6.8%と低下しています。地域別に比較すると、藤岡地域の6.3%に対し、鬼石地域が11.5%と高くなっています。

### 【介護予防について】

- 介護が必要な高齢者の割合は、前回調査時の4.8%から2.9%へと改善しています。地域別にみても、藤岡・鬼石両地域ともに改善しています。
- スポーツ関係の活動に参加している高齢者の割合は、前回調査時の21.4%から11.6%へと1割程度低下しており、地域別にみても同様に藤岡・鬼石両地域とも低下しています。
- IADLが低い高齢者の割合は、前回調査時の4.5%から3.4%へと改善しており、地域別にみても同様に藤岡・鬼石両地域ともに改善しています。  
(※IADLは手段的日常生活動作のこと、服薬管理・金銭管理等の高次の生活機能の水準を指す。)

### 【生活支援について】

- 令和元年調査結果と同じく、市全体で買い物ニーズに比べ、配食ニーズの方が高くなっています。藤岡・鬼石両地域とも、高齢者夫婦世帯による配食ニーズが高い状況となっています。

## 2) 在宅介護実態調査

- ① 目的 高齢者の適切な在宅介護の継続と、家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を検討すること。
- ② 調査期間 令和5年2月から令和5年4月
- ③ 調査方法 介護認定調査時に認定調査員が聞き取り
- ④ 調査対象者 在宅で生活し、要介護・要支援認定を受けていて更新申請・区分変更申請に伴う認定を受ける人
- ⑤ 回答数 226件
- ⑥ 調査結果 介護者が、労働時間の調整や介護サービスを利用しながら、在宅介護を継続している現状が見て取れます。調査結果を次頁に抜粋します。

### 【施設等への入所・入居の検討状況】

○施設等への「入所・入居は検討していない」は86.2%と、前回調査から10%以上増加しており、「入所・入居を検討している」と「既に入所・入居申込みをしている」は合わせて12.9%となっています。

### 【介護者の働き方の調整】

○56.7%の人が介護のために労働時間を調整したり、介護休暇を取る、短時間勤務、遅出、早帰り、中抜け、在宅勤務など、労働時間を調整しながら介護をしています。

### 【介護者の就労継続の可否に係る意識】

○介護者の就労継続について、「問題はあるが何とか続けていける」が46.4%、「問題なく続けていける」が31.8%で、両方を合わせ継続していける人が78.2%を占めています。

### 【介護者が不安に感じる介護】

○身体介護では、外出の付き添い・送迎、入浴・洗身、屋内の移乗・移動、夜間の排泄、認知症状への対応などが多くなっています。  
○生活援助では、調理等の食事の準備の他、掃除、洗濯、買い物など、家事全般に不安を感じています。





## 計画の基本的な方針

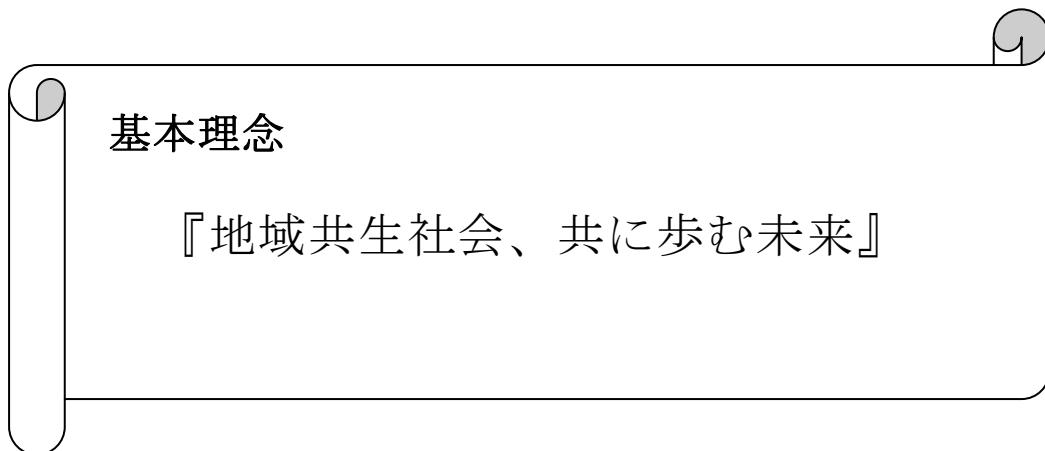
---

---



## 第1節 基本理念

藤岡市のこれまでの高齢者保健福祉に関する取組や本計画策定の趣旨、今後の課題などから、「地域共生社会、共に歩む未来」を基本理念とします。



この基本理念に沿って施策を推進するため、3つの視点を設定します。

### ○ 支え合う共生社会を実現するために

あらゆる世代の交流や世代間のスキルの共有を通じて、コミュニティでの協力と協働により、人と人のつながりを大切にしながら支え合う社会を目指します。

### ○ 住み慣れた地域で暮らし続けるために

高齢者が愛着を持つ地域で充実した生活を続けられるよう、地域住民と連携して、切れ目のない包括的な支援ができる社会を目指します。

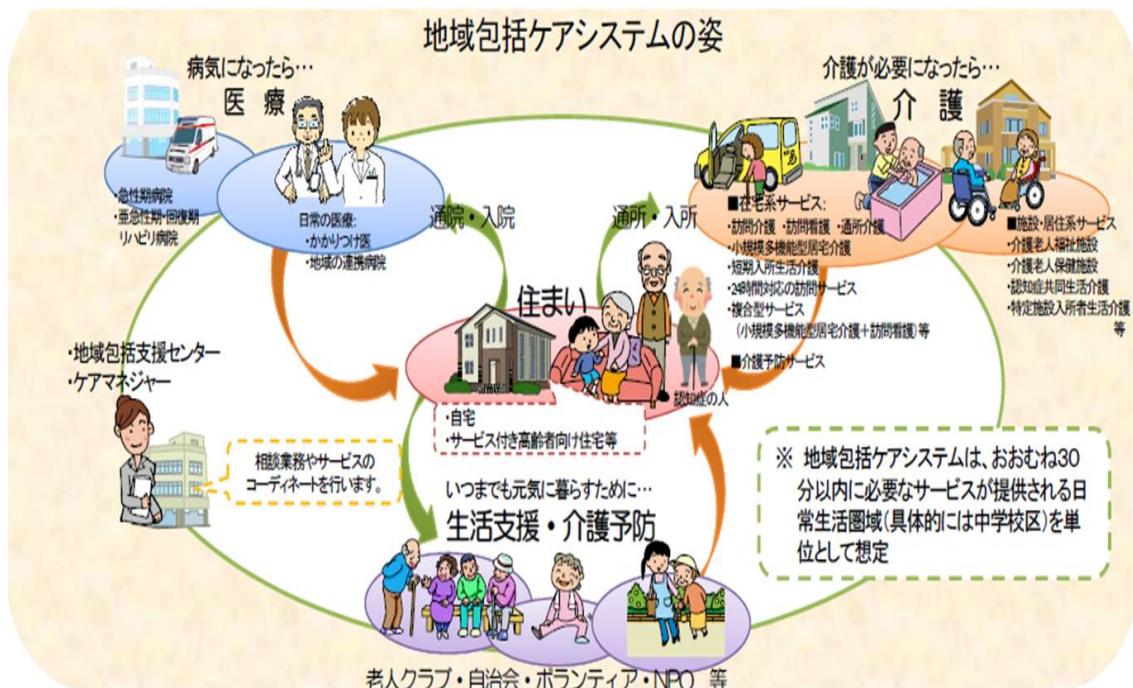
### ○ 健康でいきいきと活躍するために

高齢者が健康で充実した生活を送り、地域社会に貢献できるよう地域住民主体の活躍の場を広げ、生きがいをもって健康で過ごせる社会を目指します。

## 第2節 基本施策

### 将来を見据えた地域包括ケアシステムの構築・推進

地域包括ケアシステムとは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制のことと、介護保険制度の理念である「利用者本位、高齢者の自立支援、利用者による選択（自己決定）」に基づく自立支援の仕組みが構築されている地域の姿です。



資料：厚生労働省資料

地域包括ケアシステムの構築には、自助・互助・共助・公助の視点から、住民、関係機関及び行政がそれぞれの役割を理解し、連携していくことが不可欠です。そして、これらが持続的に機能していくためには、支える側、支えられる側が一体となり活動することや、その地域にある組織や団体の枠組みを超えて、社会全体で連携して地域課題を考えていく地域づくりが重要となります。

地域包括ケアシステムは、高齢者だけの問題ではなく、育児、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭等、複合化、複雑化する福祉ニーズにも関係します。

子ども、高齢者、障がい者等の全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現のため、地域包括ケアシステムにおける協働・連携等を推進します。

### 第3節 基本目標

基本施策の実現に向けた4つの施策を、基本目標と位置付けます。

#### [1] 安心・安全なまちづくりの推進

住み慣れた地域で暮らしていくために、高齢者が安心して生活できるよう、居住環境の整備、防犯・防災対策の整備に配慮し、誰もが暮らしやすく、活動しやすいまちづくり基盤の整備を推進します。

#### [2] 生きがいと健康づくりの推進

高齢者が充実した生活を送り、健康で過ごすために、高齢者自身が地域社会の一員として積極的に社会参加できる長寿社会の実現を目指します。健康寿命日本一を目指すために、「自らの健康は自ら守る」という意識を高め、市民が主体的に健康づくりに取り組める環境整備に努めます。

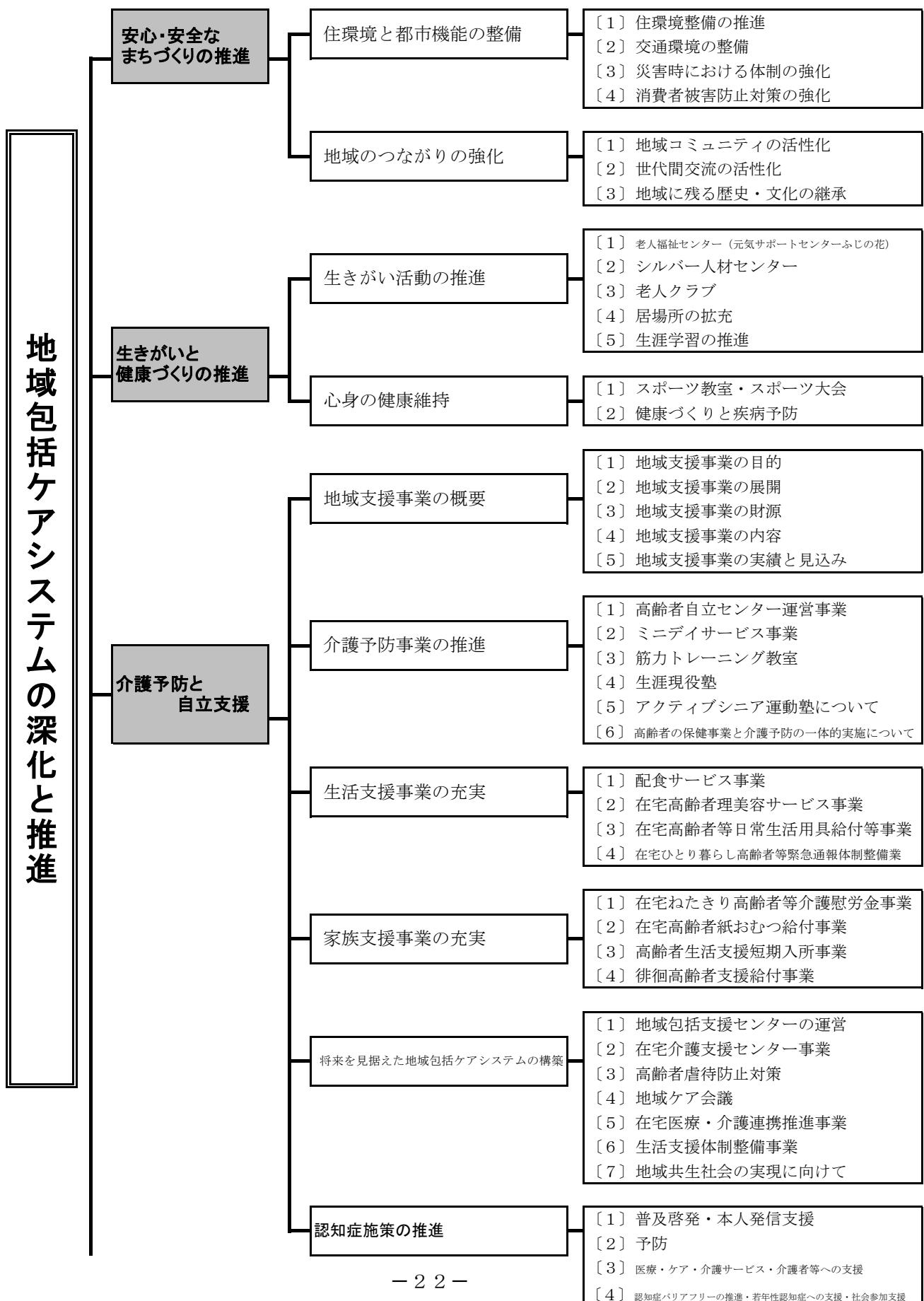
#### [3] 介護予防と自立支援

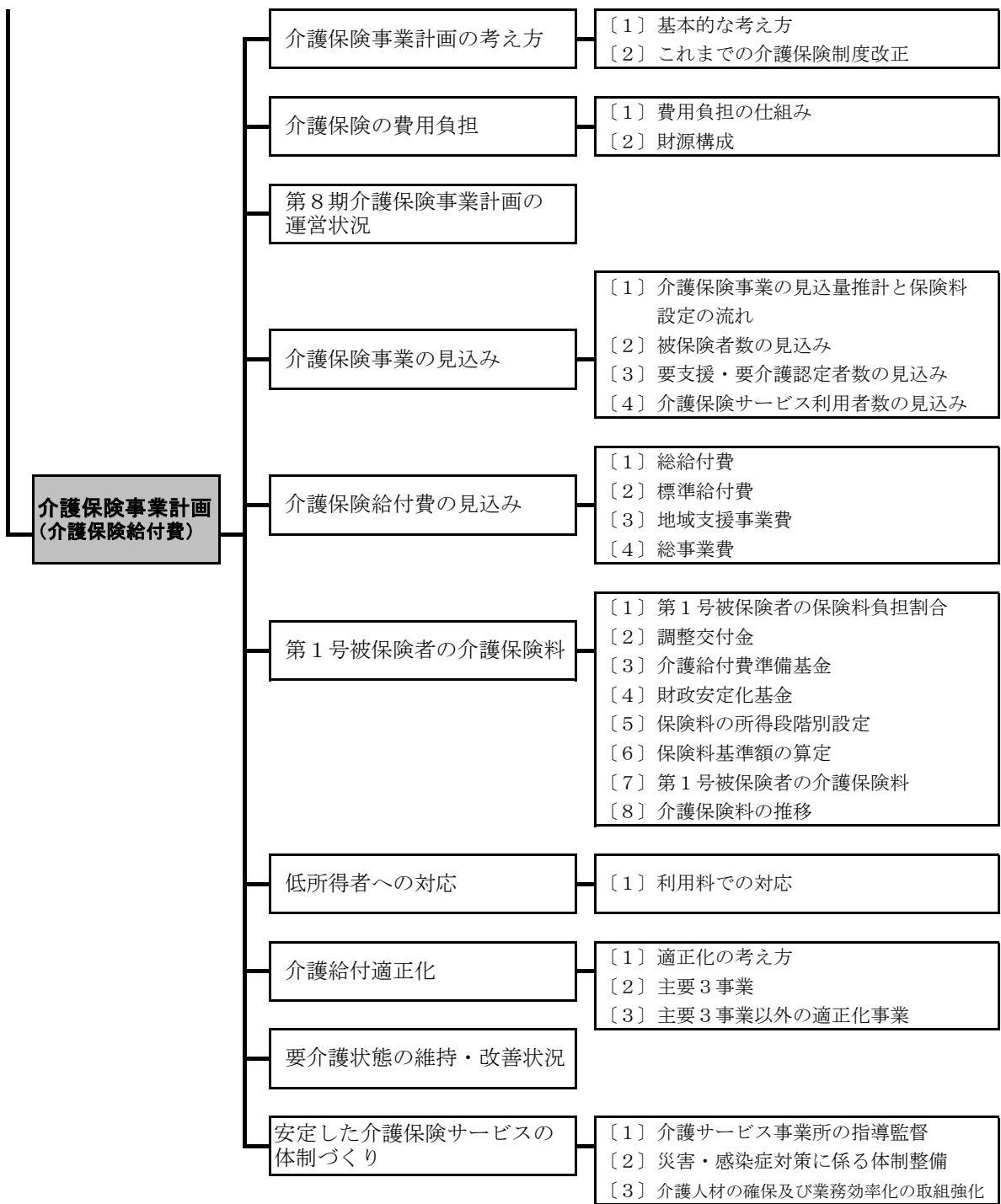
高齢者が健康で自立的な生活を続けられるよう、住民の自助・互助・共助による取組が促進される地域づくりを支援し、地域の特性を生かしながら住民と協働して介護予防を推進します。在宅生活の基盤となる地域包括ケアシステムの構築に取り組むとともに、自立支援・重度化防止のため、リハビリテーション専門職の関与を広く促進します。

#### [4] 介護保険給付費

介護保険給付費が増大する中で、高齢者の介護ニーズに応じた適切なサービスを提供できるよう介護保険給付の適正化を推進するとともに、適切な介護認定を行い、持続可能な介護保険制度の安定的な運営を目指します。介護保険に係る情報の提供体制や相談体制を一層整備し、高齢者への介護サービスの品質向上に努めます。

#### 第4節 基本施策を実現するための体系









## 安心・安全なまちづくりの推進

---

---



## 第1節 住環境と都市機能の整備

### 〔1〕住環境整備の推進

#### 【事業の概要】

高齢者や身体の不自由な人にとって、ふれあいと潤いのある日常生活を送ることは、当たり前であってもなかなか思うようにいかない場合があります。

そこで、公共施設や公営住宅では、全ての人に優しい施設を提供できるようにバリアフリー化を推進します。

#### 【実績及び評価】

令和5年8月31日現在、市営住宅に入居している365世帯のうち、65歳以上の高齢者が契約者となっている世帯は222世帯で、市営住宅全世帯の60.8%を占め、この割合は年々増加しています。

市営住宅のうち、当初からバリアフリー化された住宅は、昭和63年度に建築された東裏団地の2戸、平成8年度建築の城屋敷第3団地の24戸、平成14・16年度建築の宮本団地の24戸となっています。また、エレベーターが設置されている団地は、宮本団地のみで、東裏団地、城屋敷第3団地はエレベーターが設置されていないため、車椅子で利用できる住宅は、それら団地の1階の10戸及び宮本団地の住宅を合わせた34戸となっています。

また、バリアフリー化の工事として、平成13年度から17年度に本郷団地を始めとする中層階の団地の共用の階段に手すりを設置し、平成26年度から29年度には288戸の市営住宅の玄関、浴室、トイレなどに手すりを設置しました。なお、高齢者世帯に対しては、入居案内時に低層階を優先的に紹介しています。

#### 【今後の課題・方針】

##### ① 公営住宅の低層階の確保

高齢者や障がい者が低層階の住宅へ入居することができるよう、低層階の住戸の確保に努めます。

##### ② 高齢者持ち家のバリアフリー化の促進

高齢者が生涯住み慣れた家で、できるだけ自立して安全に暮らせるようにするため、住宅金融支援機構の高齢者向け返済特例制度や介護保険サービスの住宅改修を利用することによる持ち家のバリアフリー化を促進します。

## 〔2〕交通環境の整備

### 【事業の概要】

バス路線は、運転免許を持たない高齢者や交通弱者には、重要な移動手段です。本市では、市内を運行する主な路線（「市内循環線」・「三ツ木～高山線」・「藤岡～上平線」・「三波川線」・「神流線」）の充実を図り、利用しやすいバス路線を推進しています。子どもから高齢者まで幅広い年齢層が親しみやすい公共交通を目指して、愛称を「めぐるん」としています。

### 【実績及び評価】

「市内循環線」は10人乗り小型車両により、循環路線（右回り・左回り）の運行を行っています。細やかな路線設定と右回りと左回りを合わせて18便を毎日運行し、利便性の向上を図っています。「三ツ木～高山線」と「藤岡～上平線」は市内循環線同様、小型車両導入による運行経費の削減を図り、「三ツ木～高山線」は3往復6便、「藤岡～上平線」は5往復10便の運行を行っています。「三波川線」は、三波川地区内を電話予約で運行するデマンド方式を採用しています。「神流線」は令和3年10月からの実証実験を経て、令和5年10月から本格運行へ移行し、月・水・金の隔日運行で8便の運行を行っています。

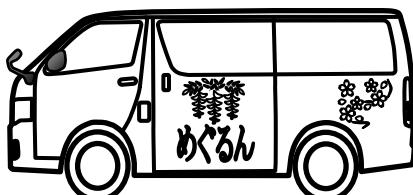
利用者のほとんどはバス路線周辺地域に住む高齢者で、令和4年度の延べ利用者数は、「市内循環線」が20,253人、「三ツ木～高山線」が3,544人、「藤岡～上平線」は4,551人、「三波川線」は350人、「神流線」は2,510人です。

本市では、高齢者の外出や利用を促進するためのバス回数券購入割引制度があり、この制度の利用者は令和4年度で延べ241人でした。

### 【今後の課題・方針】

バスや電車等の公共交通機関は、高齢者を始め子どもや身体が不自由な人などの交通弱者にとって日常的な移動を支える重要な交通手段であるとともに、高齢者等が積極的に社会参加を図り、充実した生活を送るための移動手段として重要な役割を担っているため、公共交通機関の維持、充実に努める必要があります。

これからの方針として、公共交通（路線バス）利用者への積極的な啓発、複数の市町村をつなぐ広域的な路線バスについては、関係市町村との連携を図り、市民サービスの向上のため利用者の要望や道路状況、所要時間などを十分に考慮した路線バスの運行を推進していきます。



## 〔3〕災害時における体制の強化

### 【事業の概要】

近年、地震や豪雨、土砂崩れ等の大規模な自然災害が相次いで発生しています。災害時、高齢者は自力で避難することが困難であり、避難体制の強化が求められています。

災害時における避難支援が必要な高齢者や障がいのある方など要配慮者の安否確認や避難支援のため、避難行動要支援者名簿を作成し、警察や消防のほか、自主防災組織等への名簿の提供などの取組を進めています。

また、令和3年に災害時における仮設住宅用地及び備蓄拠点を確保するため防災公園を整備しました。

### 【実績及び評価】

災害時における地域での支え合いを支援するため、自主防災組織が行う活動に対し補助を行っています。

避難行動要支援者名簿掲載への同意者は2,312名となっています。(令和5年4月1日現在)。

### 【今後の課題・方針】

避難行動要支援者名簿の制度理解や活用方法の周知を図ると共に、実情に見合った避難行動が行えるよう、個別避難計画の作成を推進します。

## 〔4〕消費者被害防止対策の強化

### 【事業の概要】

近年の高度情報化や規制緩和等により、商品やサービスの選択幅が広がり、欲しい商品やサービスを手軽に手に入れられるようになった一方で、消費者の生命・身体に関わる製品事故、食の安全と信頼に関する問題、高齢者を狙った悪質商法など、消費者の安全を脅かす問題が後を絶ちません。

高齢者を狙った通信販売、電話勧誘販売、訪問販売等の消費者被害の予防について啓発を行っていますが、消費者被害の手口も年々巧妙化しているため、家族や身近な関係者が日頃から連携し、高齢者等の様子を気にかけるなど、地域での見守り活動を通じて、消費者被害等の未然防止、拡大防止を図ることが重要となっています。

### 【実績及び評価】

詐欺まがいの悪質な商法による被害が増えている中、被害にあったと気づいてもどうしたらよいか分からず泣き寝入りしてしまうことがないよう、問題解決への手助けを目的に、消費生活センターを設置し、専門員による相談体制の充実に努めています。

また、令和元年度から65歳以上の高齢者世帯を対象にした「家族あんしん特種詐欺電話撃退補助金」を創設し、振り込め詐欺の予防、抑止に努めています。

消費生活センターにおける苦情・問合せ等の状況

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
59歳以下	170	176	203
60歳以上	156	155	173
その他・不明	24	25	42
総数	350	356	418
60歳以上の割合	44.57%	43.54%	41.39%

### 【今後の課題・方針】

高齢者自身が消費者被害から身を守るために、多様なトラブルにも対応した、高齢者向けの情報提供・注意喚起の取り組みを強化していくことが重要です。

高齢者等の消費者被害の未然防止や拡大防止のため、普段から地域の見守り活動を行う福祉、警察等各関係機関と連携して、被害の未然防止、拡大防止に努めます。

また、悪質商法の手口等についての出前講座を開催するなどし、引き続き、消費者被害の未然防止等の啓発に努めます。

## 第2節 地域のつながりの強化

### 〔1〕地域コミュニティの活性化

#### 【事業の概要】

近年、地域コミュニティのつながりが希薄になり、地域で解決できていた問題への対応が困難となっている事案が見受けられます。

地域の見守りや支え合いを復活させるためにも地域のコミュニティを強化し、地域の人々のつながりを維持していくことが必要です。

市民の自主的なまちづくりの活動を支援し、地域に残る歴史や文化を保存し伝えていくことで、地域への愛情を育み、地域住民同士の絆を深めていきます。

#### 【実績及び評価】

住民と行政による協働の地域づくりを加速させ、地域コミュニティを維持強化していくために、各地域に8館ある公民館を令和5年度から地域づくりセンターに移行し、地域づくりセンターが置かれる地区ごとに地域づくり協議会を設立しました。今後はこの地域づくり協議会を中心として、地域に必要な事業を主体的に計画・実施していきます。

また、令和2年4月から「地域コミュニティ活性化事業補助金」を創設し、個性豊かで魅力ある地域コミュニティづくりを目指す市民の活動を積極的に支援しています。令和3年4月からは、当該補助金のメニューに「地域の生活環境の改善が見込まれる事業」を追加し、行政区を中心とした各地域がそれぞれの判断において自動的に行うまちづくり活動の支援を行っています。

#### 【今後の課題・方針】

ライフスタイルの多様化や家族形態の変化から、人と人とのつながりが希薄になり、町内会などの地域における活動への参加に衰退が見られると同時に、行政サービスに対する市民のニーズは多様化しています。より市民の要望に細やかに対応できるようにするためにも、これまで以上に市民と行政が地域の情報を共有しながら双方の良好な信頼関係のもと市民参加による行政運営を進めていく必要があります。市民の自主的な活動の活性化と、市民と行政との協働によるまちづくりがこれまで以上に求められています。

住民一人ひとりが強い絆に結ばれ、優しさを実感しながら暮らせる藤岡市を目指し、地域の想いと主体性を尊重しながら市民とパートナーシップを組み、地域の団体をつなげていくことで地域コミュニティの活性化に取り組んでいきます。

## 〔2〕世代間交流の活性化

### 【事業の概要】

少子高齢化、核家族化の進行により、多世代での同居は急激に減少しています。かつては家庭内でそれぞれが役割を持ち、支え合うことで生活をしていましたが、家庭内の人間関係が希薄化し、生活の個人化、孤独化が進んでいます。

家庭内で若い世代と高齢者が触れ合う機会が少なくなっている中、地域のイベント・行事を通して世代を超えた交流を促進し、高齢者の生きがいづくり、閉じこもり予防、地域住民相互の助け合いの輪を広げることを推進します。

### 【実績及び評価】

地域づくりセンター（旧公民館）では、地域のイベント・軽スポーツを中心とした大会の開催、また、地域によっては伝統的な行事を復活させるなど、高齢者と子どもたちの交流を図る事業を展開しています。

小学校や公園でのスポーツ大会（体育祭）やグラウンドゴルフ等の軽スポーツ、藤のツルリース作り等の子ども祭りの開催、また、伝統行事である十三夜や納涼祭、どんど焼き等の事業を実施しました。

これらの事業は高齢者の豊富な経験や知識を子どもたちに提供する場となり、生きがいづくりや社会的孤立を防ぐことの一助となっています。

### 【今後の課題・方針】

三世代交流事業は、身近な地域づくりセンター（旧公民館）や学校等の施設で行っていますが、より多くの高齢者が参加するためには、交通手段の支援を含めた地域ぐるみの協力が必要です。

また、伝統行事を引き続き実施していくためには、知識や技術を継承し次代の担い手として活躍できる指導者の育成を行うとともに、地域づくりセンター、学校、地域住民が連携し、世代間交流事業を推進していく必要があります。

### 〔3〕地域に残る歴史・文化の継承

#### 【事業の概要】

地域に残るお囃子・太々神楽・獅子舞などの郷土伝統芸能（無形文化財）の保存継承を行うには地域での後継者の育成が重要課題となっています。また、世界文化遺産『富岡製糸場と絹産業遺産群』をきっかけとして、地域で行われてきた養蚕・絹文化を次世代に継承することも地域文化の独自性を保つためには大切なことです。こうした保存継承のために高齢者の地域コミュニティ、学校への参加や親から子へ子から孫への文化継承サイクルを促し、伝えることの喜び、生きがいを通じて活力ある地域づくりを創出します。

#### 【実績及び評価】

市内に伝わる郷土芸能の保存と後継者育成を目的に、平成10年度から郷土芸能鑑賞会をみかぼみらい館で開催し、演奏や演舞を通じて、出演団体間の交流や郷土の伝統芸能の理解を深めてきました。補助制度を設けて、郷土芸能の維持を促しています。また、世界文化遺産『富岡製糸場と絹産業遺産群』の価値、高山社の業績などを「高山社学」を通じて教育の場で伝えることで、絹文化の継承を図っています。かつて養蚕を行っていた高齢者が学校や地域へ出向き、座繰り体験や講演、解説などを行い、子どもたちに当時の養蚕のある暮らしや養蚕に関わる行事などを話し伝えることで、伝える喜びや生きがいを創出しています。

#### 【今後の課題・方針】

郷土芸能は、地域文化や祭礼の一貫として継承されていくことが重要であり、その形骸化によって、それぞれの地域の特色が失われることが懸念されます。少子化や地域の年齢構成員の高齢化による後継者不足や指導者減少などで、維持継続が困難になっている団体もあります。そのため本市では、「藤岡市郷土芸能研究保存会補助金」及び「藤岡市地域コミュニティ活性化事業補助金」などで、活動や記録保存、面や衣装等の用具修繕の補助制度を設け、後世に郷土芸能を保存継承できるように地域と連携をとりながら支援しています。

養蚕・絹文化の継承では、地域の高齢者の持つ経験を生かし、養蚕や当時の暮らしを子どもたちへ伝えることの大切さを啓発し、学校等の地域学習へ参加を促すことで、人的交流を図る中で活力ある地域づくりにつなげていきます。





## 生きがいと健康づくりの推進

---

---



## 第1節 生きがい活動の推進

### 〔1〕老人福祉センター（元気サポートセンターふじの花）

#### 【事業の概要】

旧老人福祉センターは、老朽化したため令和4年2月に閉館しました。

これにかわり、元気サポートセンターふじの花は、旧栗須の郷をリニューアルし、老人福祉センターとして令和4年3月22日にオープンしました。地域及び多世代間の交流により高齢者の生きがいづくりを促進します。入浴施設や部屋を提供しています。

#### 【実績及び評価】

旧老人福祉センターは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休館した期間があり、開館中もカラオケの使用は中止しました。休館、カラオケ中止の影響により以前に比べ、利用者数は減少しました。

元気サポートセンターふじの花の利用者数は徐々に増加し、令和4年度末には1日利用者数は200人を超えていました。カラオケについては移転後、感染防止対策をとりながら使用を再開しました。

老人福祉センター利用状況

	令和2年度	令和3年度		令和4年度
	旧老人福祉センター	元気サポートセンター ふじの花		
開 館 日 数	217日	142日	9日	306日
利 用 者 数	2,218人	2,320人	1,235人	55,891人
1 日 利 用 者 平 均	10人	16人	137人	183人
カラオケ利用回数	0回	0回	314回	20,097回

#### 【今後の課題・方針】

入浴や健康相談等のサービスを提供し、今後も高齢者が地域や多世代間の交流の場として活用できるよう利用者のニーズに応じた事業を行い、施設の利用促進を図ります。

## 〔2〕シルバー人材センター

### 【事業の概要】

定年退職者等の高齢者の雇用促進と能力の活用を目的に、就業機会を確保・提供することで生きがいの充実、自立した就労的活動を支援し、社会参加の促進により高齢者福祉の向上を図っています。

### 【実績及び評価】

シルバー人材センターは、令和4年度末時点では会員数301人、受注件数1,565件で、ここ数年会員数、受注件数とも横ばい状態ですが、就業機会を確保・提供することができました。

### 【今後の課題・方針】

高齢者の生きがいのために、高齢者の持つ豊富な知識と経験を生かせるような社会参加の促進や、住み慣れた地域でいつまでも健康で、安心して暮らせる地域社会づくりを目指します。

シルバー人材センターは、高齢者の就労機会の確保、会員数と受注件数の拡大、地域社会のニーズに合わせた能力開発のための各種講習会等の事業を実施しています。今後もシルバー人材センター事業を活用し、高齢者の就労を支援します。

## 〔3〕老人クラブ

### 【事業の概要】

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主組織で、生きがいを高め健康づくりを進める活動や、ボランティアなどの地域を豊かにする活動を行っています。本市では、各地区老人クラブ（単位クラブ）によって、藤岡市老人クラブ連合会（愛称：藤寿クラブ）が組織されています。

### 【実績及び評価】

令和5年4月1日現在、33の単位クラブで1,463人が活動しています。市は、クラブ活動への助成や運営のサポートを行い、社会活動を通じた地域づくりや健康づくり、指導者育成などの活動を支援しています。

### 【今後の課題・方針】

趣味の多様化などによる新規会員の減少とともに、会員の高齢化が進んでいます。

高齢者が増加する中で、老人クラブ活動は生きがいや健康づくりに重要な役割が期待できます。市は、引き続き藤岡市老人クラブ連合会と連携し、地域の老人クラブの活性化に向けた取組を支援していきます。

## 【4】居場所の拡充

### 【事業の概要】

高齢者の居場所は、地域の住民が主体となって運営する、地域住民が気軽に集まる通いの場です。

高齢者の居場所に参加することで、楽しみや生きがいを感じ、社会参加への意欲が高まります。活動を共にすることで閉じこもり予防や見守りの効果もあります。

高齢者の居場所で形成された人間関係は、お互いの異変に気付き、孤独死の予防や、防災ネットワークの形成など、広く公益を生み出す可能性があります。地域の情報を共有することによって悩みを解決する等、必要な生活支援を生み出すきっかけにもなることが期待できます。

### 【実績及び評価】

居場所活動の増加、活動内容の充実を図るため、「高齢者の居場所運営事業補助金」を交付しています。生活支援体制整備事業で開催する協議体会議では、地域ニーズに合わせて居場所を検討し、開設につなげました。その他、地域に居場所活動や、開設方法を周知し、活動者支援に努めています。

### 【今後の課題・方針】

居場所づくりを支援するため、引き続き補助金の交付を継続するとともに、居場所から生活支援等の地域に貢献する活動へ展開を図ります。生活支援体制整備事業ではさらなる居場所の拡充・周知活動等を進めます。なお、参加者に偏りがあるという課題もあるため、多くの人が興味や関心のあるテーマを検討するなど、参加拡大につながる方策を実施します。

## 〔5〕生涯学習の推進

### 【事業の概要】

市民が生涯にわたって学習し、充実した生きがいのある生活を送れるように、学習ニーズを把握し、魅力ある生涯学習の場の提供に努めます。

政治経済、文芸、スポーツ、芸能などあらゆる分野の講師を招聘し、市民夏期大学講座を開催します。また、令和5年度に公民館は地域づくりセンターへ名称を変更しましたが、引き続き文化継承や創造活動、健康増進のための各種教室を実施します。さらに、市民等が主催する学習の場に市職員を講師として派遣する「ふじおか出前講座」を実施します。

### 【実績及び評価】

市民夏期大学講座では、みかぼみらい館大ホールを会場に、著名な講師を招聘し講演を行った結果、多くの市民が来場され、市民の生活文化の向上と教養を高めることに寄与できました。

地域づくりセンター（旧公民館）等では、てん刻等の文化継承教室、まゆ花・絵てがみ等の創造活動教室、ヨガ等の健康推進教室、歌唱等の音楽活動教室など21教室を実施しました。これらの教室は学習意欲を高め、教室を通じた仲間づくりに貢献しました。また、定例教室や年間利用サークルの参加者による学習成果の発表会や展示会を実施しました。

ふじおか出前講座は55回実施していますが、大半は高齢者と子どもたちに関連した健康講座が中心となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市民夏期大学講座 参加人数	感染症対策のため 中止	感染症対策のため 中止	564人
各種教室参加人数	3,188人	4,463人	6,179人
出前講座参加人数	1,372人	1,350人	2,484人

### 【今後の課題・方針】

市民夏期大学講座は多くの方に来場いただけるよう魅力ある講師の選定が課題です。今後も社会状況を踏まえ、市民ニーズに合った講師を選定し、開催します。

地域づくりセンターにおける各種教室は初心者を対象としたもので、個人の教養を深めるとともに継続して学習することの大切さを目的にしています。教室終了後は、受講者同士のつながりが継続するようにサークル活動への参加を促します。今後は社会状況に応じたICTを利用するための講座や、社会貢献ができる地域コミュニティ参画につながる事業を行います。

出前講座については、メニューの更新を図るだけでなく、講座を動画配信するなどより多くの市民が学べる体制を整えることで、市民の学習意欲の向上を図ります。

## 第2節 心身の健康維持

### 〔1〕スポーツ教室・スポーツ大会

#### 【事業の概要】

生きがいや健康づくりを推進するため、グラウンドゴルフ・パークゴルフ・ウォーキング・体力づくりなど、比較的高齢者に向いている生涯スポーツの教室・大会を開催し、スポーツの普及を図るとともに、多くの人々が交流できる場を設け、健康づくり、そして心の豊かさと安らぎのある生活を求めて、生涯スポーツの普及を推進しています。

#### 【実績及び評価】

健康志向のなか、スポーツへの関心は高まっています。スポーツに親しむことは、健康づくりや体力の向上に役立つだけでなく、地域間の交流を図り、仲間づくりを通して、生きがいのある充実した生活が送れるなど多くの成果を得ることができます。

近年、健康づくりとともに生涯スポーツが盛んになっており、グラウンドゴルフを始め、ウォーキングやパークゴルフ、水泳、また還暦・古希野球やテニスなど、自分に合ったスポーツを楽しんでいます。

#### 【今後の課題・方針】

今後一層高齢化の進展が予測されているなか、自身の健康寿命を少しでも延伸させすることが必要です。それには、スポーツを日常生活の一部にして、ひとり1スポーツを目標とし、生涯スポーツに親しむ人を増やし高齢者の生きがいづくりや健康づくりのため、スポーツ活動を推進します。

スポーツ推進委員による軽スポーツの出前講座を開催することにより、多くの人の興味や関心を高め、愛好者の底辺拡大を図っていきます。

## 〔2〕健康づくりと疾病予防

### 【事業の概要】

高齢者が、健康で介護を必要としない、自立した生活を続けるには、検診等の効果的な受診と自身の健康への意識を持つことが必要です。市では、「ふじおか健康21夢プラン」に基づき、健康づくり事業を推進します。

特定健診により自身の健康状態を毎年確認し、生活習慣病、脳血管疾患等が重症化することを予防します。また、がん検診により、がんの早期発見につなげます。さらに、日頃から各個人が健康の大切さを認識し、健康への理解を深め、自らの健康づくりに責任を持って取り組めるよう、健康相談や健康教育への参加を促進します。

### 【実績及び評価】

生活習慣病の予防を図るために特定健康診査、後期高齢者健康診査を実施し、集団検診を、土・日曜日やがん検診と同時に行っていましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、がん検診との同時実施はできませんでした。今後はがん検診との同時実施を再開して受診率の向上に努めています。

がん検診については、未受診者への再通知や、受診票をまとめて郵送する等、検診の受診計画を立てやすくし、受診率向上を図りました。

健康づくりの意識を向上させるため、イベント等を利用した総合健康相談を行いました。重症化予防の事後指導が必要な人には、重点健康相談を行い、食生活や生活習慣の見直しを促しました。

その他、住民自身の健康管理を促進するため、健康手帳を特定健康診査やがん検診の際に40歳以上の新規受診者に配布しました。

### 【今後の課題・方針】

平均寿命・健康寿命の延伸に向け、積極的な受診勧奨により健康診査やがん検診の受診率を向上させるとともに、疾病の重症化予防及び高齢者の健康づくりの取組として、検診後の保健指導の強化や医療機関と連携した受診指導を積極的に取り組んでいきます。

さらに、健診未受診者等の健康状態未把握者への積極的なアプローチや、介護予防事業での通いの場において健康教育の実施等を行い、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に取り組んでいきます。

健康教室、講演会、シンポジウム等による住民への健康情報の提供や健康意識の浸透及び健康づくり教室参加者による自主グループの育成、継続支援を行います。

感染症対策として、重症化しやすい高齢者向けに感染予防物品（マスク等）を必要に応じて配布出来るよう備蓄を行います。今後も日常生活での感染予防の基本である手洗いやマスクの着用、感染リスクの高い場所への外出の自粛を行う等の行動が実践出来るよう啓発に努めています。



## 介護予防と自立支援

---



## 第1節 地域支援事業の概要

### 〔1〕地域支援事業の目的

地域支援事業は、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談支援、在宅医療と介護の連携体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制の整備及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進していきます。

### 〔2〕地域支援事業の展開

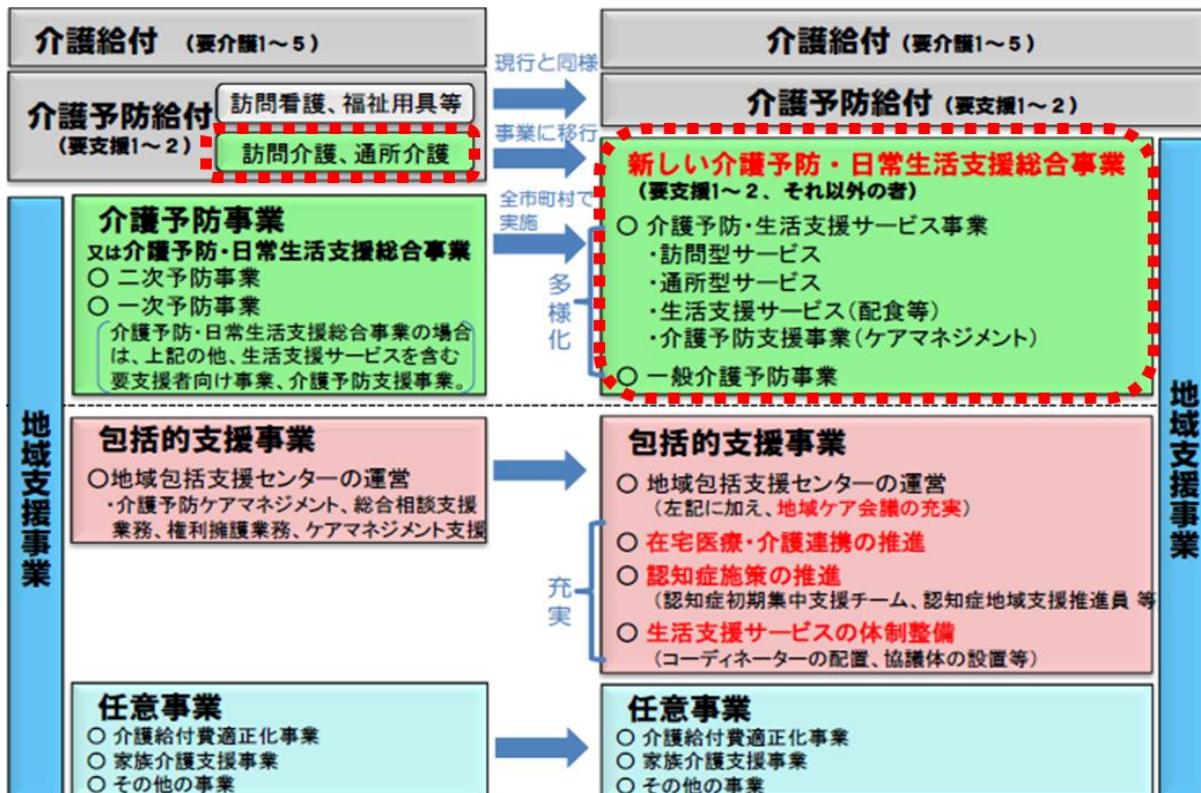
介護保険制度の改正により、平成28年1月1日から、要支援者に対する訪問介護と通所介護は、市町村が行う地域支援事業へ移行しました。

移行後の地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3種類の事業から構成されます。

介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）への移行

〈 移行前 〉

〈 移行後 〉



資料：厚生労働省資料

### 〔3〕地域支援事業の財源

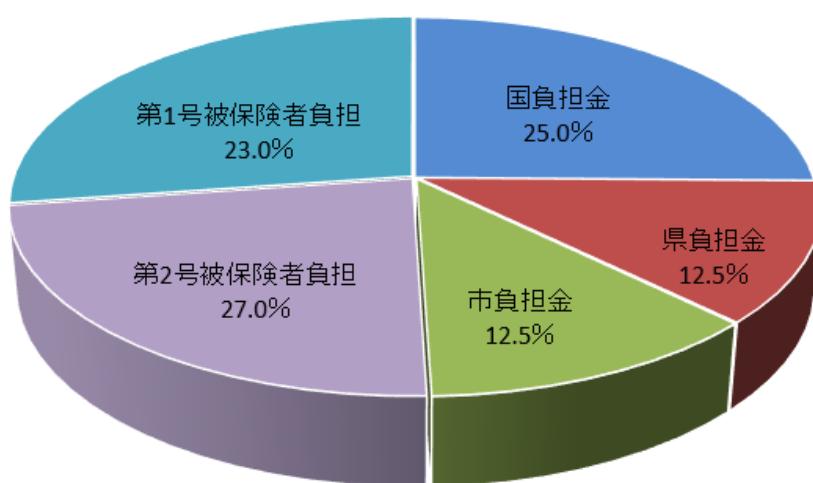
地域支援事業の財源は、国、県、市、40歳から64歳の第2号被保険者、65歳以上の第1号被保険者が負担しており、各事業によって負担割合が定められています。

地域支援事業交付金の対象となる地域支援事業の上限額については、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営・社会保障充実分）・任意事業のそれぞれで設定されています。

#### 1) 介護予防・日常生活支援総合事業の負担割合

介護予防・日常生活支援総合事業の負担割合は、グラフ1のとおりです。

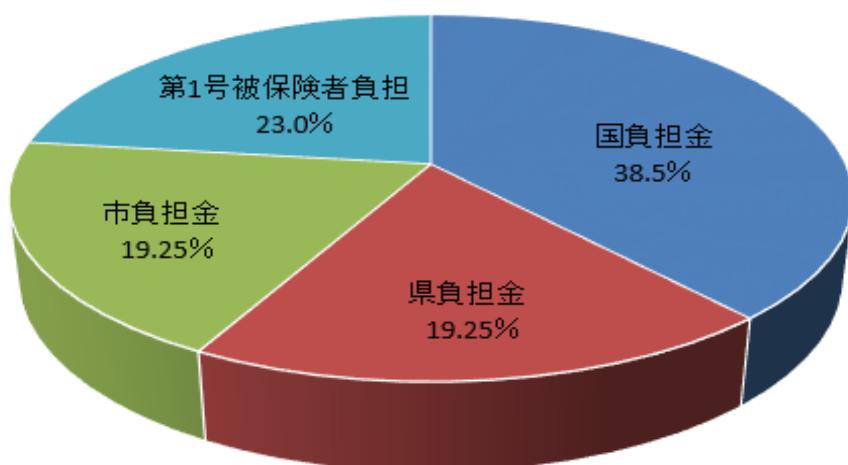
グラフ1 介護予防・日常生活支援総合事業の負担割合



#### 2) 包括的支援事業と任意事業の負担割合

包括的支援事業と任意事業の負担割合は、グラフ2のとおりです。

グラフ2 包括的支援事業・任意事業の負担割合



## 〔4〕地域支援事業の内容

### 1) 介護予防・日常生活支援総合事業

#### ア. 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減及び地域における自立した日常生活の支援を実施することで、一人一人の生きがいや自己実現のための取組や、活動的で生きがいのある生活を送ることができるように支援することを目的としています。

関係機関と事業の目的、それぞれが実施すべき内容、評価等を検討する場を設け、より効果的・効率的な事業の実施につなげていきます。

#### ① 訪問型サービス（第1号訪問事業）

訪問による、ゴミ出し、掃除等の日常生活上の支援やADL・IADLの改善を促すサービス等を実施します。

訪問型サービスの類型

種別	サービス内容	藤岡市の取組
訪問介護相当サービス (ホームヘルプ)	訪問介護員による身体介護、生活援助	市指定事業
訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	訪問介護員等による生活援助	高齢者自立センター運営事業

訪問型サービスの類型は上表のほかに、訪問型サービスB（住民主体による生活援助）、訪問型サービスC（訪問による専門職の短期的な相談指導等）及び訪問型サービスD（通いの場への移動支援）があります。

訪問型サービスB及び訪問型サービスDの実施は、生活支援体制整備事業で関係機関と協議・連携し、多様な支援方法を検討していきます。

訪問型サービスCの実施については、効果的な方法を検証しながら実施を目指していきます。

#### ② 通所型サービス（第1号通所事業）

通所施設や通いの場において、自立支援・重度化防止を図り、介護予防に効果的な教室を実施します。

## 通所型サービスの類型

種別	サービス内容	藤岡市の取組
通所介護相当サービス (デイサービス)	通所施設による食事、入浴、機能訓練、送迎等	市指定事業
通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	運動・レクリエーション等の通いの場	高齢者自立センター運営事業
通所型サービスC (短期集中予防サービス)	専門職による短期間の指導やトレーニング	高齢者自立センター運営事業

通所型サービスの類型は上表のほかに、通所型サービスB（住民主体による通いの場）があります。

通所型サービスBについては、要支援者等が参加できて自立支援を目的とする通いの場を、すでに一般介護予防事業で筋力トレーニング教室として実施しているため、通所型サービスBの効果的な在り方を含め総合的に検討していきます。

### ③ その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）

訪問型・通所型サービスが一体的に提供されるサービスを行い、定期的な安否確認による見守り等を実施します。

### ④ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

要支援者等に対し、アセスメント（情報収集）を行い、その状態や置かれている環境、その他の状況に応じて、本人が自立した生活を送ることができるよう効果的なケアプランを作成し実施します。

## イ. 一般介護予防事業

市町村の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域において理学療法士等のリハビリテーション専門職等を生かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することによる介護予防を推進します。具体的には、以下の取組を推進します。

### ① 介護予防把握事業

家に閉じこもっているなど何らかの支援を要する人を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつなげる取組を実施します。

② 介護予防普及啓発事業

介護予防を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布や出前講座の実施を行います。

③ 地域介護予防活動支援事業

誰でも一緒に参加できる通いの場の拡充やボランティアの人材育成等の介護予防活動を推進します。本市では、ミニデイサービス事業、筋力トレーニング教室、生涯現役塾、介護予防サポート事業を行っています。

④ 一般介護予防事業評価事業

本計画において定める目標値の達成状況等を、地域づくりの観点から評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を行います。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職が、訪問、通所、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援する事業を推進します。

## 2) 包括的支援事業

ア. 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核的役割を担うとともに、地域住民の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行うことで、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援します。高齢者のニーズに応じた様々なサービスが提供されるよう、医療・介護の専門職を始めとした多職種協働による個別事例の検討や地域課題の解決を行う地域ケア会議を実施します。

イ. 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者に対し、在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関、介護サービス事業者等と連携するための拠点を設置し、切れ目のないサービスを提供できるよう支援します。

ウ. 生活支援体制整備事業

住民同士の支え合いによる生活支援・介護予防サービス等を充実させるため、地縁組織等の多様な主体で構成される「地域支え合い協議体」の活動を、その協議体の推進役である「地域支え合いコーディネーター」と支援します。

エ. 認知症総合支援事業

認知症になっても地域で安心して暮らせるよう、予防から早期発見、早期対応、本人や家族の支援を行います。認知症高齢者を地域で見守る環境づくりを推進します。

**3) 任意事業**

ア. 介護給付費等費用適正化事業

真に必要な介護サービスが提供されているかの検証、介護保険制度の趣旨の徹底や質の向上のために必要な情報の提供などにより介護給付等に要する費用の適正化のための事業を実施します。

イ. 家族介護支援事業

介護技術を習得する教室の開催や、介護サービスを受けていない中重度の要介護者を現に介護している家族を慰労するなど、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした事業を実施します。

ウ. その他の事業

成年後見制度利用支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業、認知症サポーター等養成事業、地域自立生活支援事業など、地域の実情に応じた事業を実施します。

## 〔5〕地域支援事業の実績と見込み

### 1) 地域支援事業の実績

令和3年度と令和4年度の実績を比較すると、個々の事業では増減がありますが、全体ではほぼ同額となっています。令和5年度は、増加する見込みです。

I 第8期介護予防・日常生活支援総合事業実績 (単位:円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
(1) 訪問型サービス	41,934,449	45,111,931	49,598,000
訪問介護相当サービス	32,365,759	37,704,010	46,046,000
訪問型サービスA	9,568,690	7,407,921	3,552,000
(2) 通所型サービス	107,514,420	105,856,478	126,260,000
通所介護相当サービス	69,788,286	72,213,344	83,045,000
通所型サービスA	35,220,398	31,661,136	41,595,000
通所型サービスC	2,505,736	1,981,998	1,620,000
(3) 介護予防ケアマネジメント	12,164,886	12,104,220	14,341,000
(4) 審査支払手数料	372,344	390,936	422,000
(5) 高額介護予防サービス費相当事業等	258,647	215,081	628,000
(6) 一般介護予防事業	12,794,753	12,656,114	14,692,000
介護予防普及啓発事業	646,029	771,514	417,000
地域介護予防活動支援事業	12,148,724	11,884,600	14,275,000
計	175,039,499	176,334,760	205,941,000

II 第8期包括的支援事業及び任意事業実績 (単位:円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
(1) 包括的支援事業	63,313,108	63,812,942	78,373,000
(2) 任意事業	7,989,166	8,454,042	13,238,000
介護給付等費用適正化事業	2,064,397	1,961,560	1,976,000
家族介護支援事業	1,087,150	1,320,000	2,062,000
その他の事業	4,837,619	5,172,482	9,200,000
成年後見制度利用支援事業	1,029,285	1,277,212	2,980,000
認知症サポーター等養成事業	24,070	5,250	22,000
地域自立生活支援事業	3,784,264	3,890,020	6,198,000
計	71,302,274	72,266,984	91,611,000

※包括的支援事業は、主に、地域包括支援センターの運営、第1号介護予防支援事業、総合相談支援、権利擁護、包括的継続的ケアマネジメント支援、在宅介護支援センターの設置です。

## III 第8期包括的支援事業（社会保障充実分）実績 (単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
(1) 在宅医療・介護連携推進事業	11,600,000	12,545,000	12,940,000
(2) 生活支援体制整備事業	20,912,950	19,448,334	27,145,000
(3) 認知症初期集中支援推進事業	2,438,000	2,438,000	2,479,000
計	34,950,950	34,431,334	42,564,000

## 2) 地域支援事業の見込み

介護予防・日常生活支援総合事業の事業費は、年々増えていくと予想され、今後より一層、各事業の効果的な運営の見直しが求められます。今計画中の包括的支援事業・任意事業の事業費も、増加傾向で推移する予想です。

## I 第9期介護予防・日常生活支援総合事業推計 (単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
(1) 訪問型サービス	44,364	45,623	46,919	41,547
訪問介護相当サービス	40,777	42,000	43,260	37,739
訪問型サービスA	3,587	3,623	3,659	3,808
(2) 通所型サービス	130,844	135,640	140,659	125,495
通所介護相当サービス	87,198	91,557	96,135	79,164
通所型サービスA	42,010	42,431	42,855	44,595
通所型サービスC	1,636	1,652	1,669	1,736
(3) 介護予防ケアマネジメント	14,628	14,920	15,219	16,499
(4) 審査支払手数料	441	454	468	444
(5) 高額介護予防サービス費 相当事業等	251	271	292	339
(6) 一般介護予防事業	14,844	14,998	15,154	15,791
介護予防普及啓発事業	427	437	447	487
地域介護予防活動支援事業	14,417	14,561	14,707	15,304
計	205,372	211,906	218,711	200,115

## II 第9期包括的支援事業及び任意事業推計

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
(1) 包括的支援事業	82,291	86,405	90,725	64,807
(2) 任意事業	12,194	12,414	12,653	13,824
介護給付等費用適正化事業	1,985	1,994	2,003	2,031
家族介護支援事業	2,062	2,062	2,062	2,062
その他の事業	8,147	8,358	8,588	9,731
成年後見制度利用支援事業	1,846	2,030	2,233	3,268
認知症サポーター等養成事業	25	28	31	43
地域自立生活支援事業	6,276	6,300	6,324	6,420
計	94,485	98,819	103,378	78,631

## III 第9期包括的支援事業（社会保障充実分）推計

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
(1) 在宅医療・介護連携推進事業	13,328	13,728	14,140	12,940
(2) 生活支援体制整備事業	27,688	28,242	28,806	27,145
(3) 認知症初期集中支援推進事業	2,550	2,550	2,550	2,479
計	43,566	44,520	45,496	42,564

## 第2節 介護予防事業の推進

### 〔1〕高齢者自立センター運営事業

#### 【事業の概要】

高齢者自立センターの運営は、社会福祉法人に委託し、市内の2箇所で実施しています。同センターは、基本チェックリストに該当する事業対象者及び要支援者に対し、訪問型サービスA、通所型サービスA、通所型サービスCを実施しています。事業の中で、実施時期にあわせた健康講話をを行っているほか、地域住民への介護に関する知識や技術の普及を図るため、介護者教室を実施しています。

#### 【実績及び評価】

高齢者自立センター藤岡の利用者数は増加していますが、鬼石では減少しています。通所型サービスは、定期的な運動を行い身体機能の維持向上、他者との交流による閉じこもり・認知症予防につながっています。通所型サービスCでは、リハビリ専門職の介入により運動機能低下に起因する日常生活機能低下の予防、改善のための支援を行います。訪問型サービスでは、掃除や買い物など生活状態に合わせた家事支援を行い、自立した生活支援につながっています。

訪問型サービスA実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
藤岡	延利用者数	594人	606人	620人
鬼石	延利用者数	145人	97人	100人

訪問型サービスA推計

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
藤岡	延利用者数	620人	630人	640人
鬼石	延利用者数	100人	105人	110人

## 通所型サービスA

## 通所型サービスA（1日コース）実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
藤岡	実施日数	75日	112日	130日
	延利用者数	810人	1,325人	2,000人
鬼石	実施日数	74日	113日	144日
	延利用者数	317人	354人	430人

## 通所型サービスA（1日コース）推計

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
藤岡	実施日数	144日	144日	144日
	延利用者数	2,100人	2,200人	2,300人
鬼石	実施日数	144日	144日	144日
	延利用者数	410人	420人	430人

## 通所型サービスA（半日コース）実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
藤岡	実施日数	24日	38日	45日
	延利用者数	96人	156人	400人
鬼石	実施日数	24日	38日	45日
	延利用者数	121人	89人	190人

## 通所型サービスA（半日コース）推計

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
藤岡	実施日数	45日	45日	45日
	延利用者数	410人	420人	430人
鬼石	実施日数	45日	45日	45日
	延利用者数	200人	205人	210人

## 通所型サービスC実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
藤岡	実施回数	12回	28回	39回
	延利用者数	41人	109人	150人
鬼石	実施回数	11回	15回	13回
	延利用者数	49人	60人	57人

## 通所型サービスC推計

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
藤岡	実施回数	39回	39回	39回
	延利用者数	165人	165人	165人
鬼石	実施回数	13回	13回	13回
	延利用者数	65人	65人	65人

## 介護者教室事業実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
実施回数		1回	1回	1回
参加人数		7人	10人	15人

## 介護者教室事業推計

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数		1回	1回	1回
参加人数		15人	15人	15人

## 【今後の課題・方針】

各種サービスの見込み量の確保に向けて、委託先及び同センターの職員と運営課題について情報共有を行い、安定的な運営をしていきます。鬼石については、減少から増加に転じるよう検討します。

自立支援・重度化防止を一層推進するため、リハビリテーション専門職を活用した通所型サービスCにおける指導の充実や在宅に戻っても継続的に機能維持・改善できる効果的な通いの場の確保を、多野藤岡地域リハビリ研究会と連携して支援していきます。

## 〔2〕ミニデイサービス事業

### 【事業の概要】

家に閉じこもりがちな高齢者に対し、身近な地域において既存の施設、組織及び人材を活用し通所型サービスを提供することで、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を促し、要介護状態の予防を図ることを目的に平成14年度から行っている事業です。

運営は社会福祉法人に委託し、歌唱・ゲームなどのレクリエーションや健康体操、健康講話などを実施しています。

### 【実績及び評価】

地域づくりセンター（旧公民館）や公会堂などの身近な会場を利用して実施しています。令和5年度は70箇所で月1回実施しています。

筋力の維持・向上を目的としたダンベル体操をメニューに取り入れ、身体機能の向上にも努めています。

活動を円滑に実施するため、平成18年度から養成している介護予防サポートの一の協力も得ています。

ミニデイサービス事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
実施回数	380回	588回	750回
利用者数	2,029人	3,020人	3,800人

ミニデイサービス事業推計

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	750回	750回	750回
利用者数	3,980人	4,160人	4,340人

### 【今後の課題・方針】

多くの高齢者が利用できるよう事業内容の充実を図り、スタッフの配置や実施環境等を考慮し、効率よく事業を実施する必要があります。

### 〔3〕筋力トレーニング教室

#### 【事業の概要】

加齢に伴う筋力の低下及び転倒による骨折等が原因で要介護・要支援状態になることを予防するため、筋力トレーニング教室を行っています。

平成13年12月に旧鬼石町で開始し、ボランティアである介護予防サポーターを中心に地域の公会堂、集会所等で週1回の地区筋力トレーニングと、トレーニングの効果を高めるため、理学療法士の指導による合同筋力トレーニングを実施しています。

トレーニングの内容は、初級・中級・上級コースをそれぞれ4箇月ごとに実施し、初級コースでは4種類の体操を、中級コースでは4種類の体操を加え8種類の体操を、上級コースでは更に2種類の体操を加え10種類の体操を行い、1年間をかけて習得します。全てのコース終了後は、自主活動としてトレーニングを継続しています。

#### 【実績及び評価】

地区筋力トレーニング、合同筋力トレーニング、体力測定等の延べ参加者数は、年間3万人近くとなっています。

参加を促す取組として、合同筋力トレーニング等の研修会開催による周知や、保健師による出前講座・体力測定会などを実施しています。参加者の体力は、全体的に改善傾向を示し、特に下肢の筋力と起立能力が向上し、転倒予防効果に加え、コミュニティの形成や定期的に外出の機会が増えることによる閉じこもり予防の効果が期待できます。

介護予防サポーターが、毎年4千回以上行われている筋力トレーニング教室を支えています。

令和2年度からは、教室に来ることができない人に自宅で運動をする機会を設けるため、筋力トレーニングのCD、DVD、カセットテープの配布や、高齢者向けの体操の動画を配信しました。

筋力トレーニング教室実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
実施会場	94会場	93会場	93会場
登録者数	1,532人	1,389人	1,500人
参加率	7.4%	6.7%	7.2%

※参加率は、高齢者のうち筋力トレーニング教室に参加している人の割合

### 筋力トレーニング教室推計

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施会場	94会場	95会場	95会場
登録者数	1,650人	1,675人	1,700人

### 【今後の課題・方針】

新たな参加者が増えず、参加者が高齢化することで中止となる会場が増え、さらに感染症蔓延防止による教室自粛期間中に筋力が低下し、教室に参加できなくなったりもいます。筋力トレーニングの普及や教室参加者の再募集の支援をすることで、今ある教室の存続と未実施地区での新たな教室の開講に努めます。介護予防センターについても高齢化が進んでいるため、新たに養成し、若い世代へ繋いでいきます。

## 〔4〕生涯現役塾

### 【事業の概要】

高齢者が自信を持ち充実した生活を送るための講座や教室を実施します。

高齢者自身の持つ特技や知識を生かし、講師や受講生として互いに学び、教え合うことで、生涯を通じた生きがいづくりを促進します。活動に参加することにより、閉じこもりや認知症予防に繋げます。

### 【実績及び評価】

高齢者の生きがいと健康づくり・介護予防を目的に、65歳以上の高齢者を対象に公共施設を利用して実施しています。令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実施を見送りましたが、令和4年度は健康マージャン教室を実施しました。

保健師による健康講話を取り入れ、健康や介護予防等に対する参加者の意識向上を図っています。

参加者同士の交流や生きがいづくりを促進し、事業終了後も自主活動により継続できるよう努めています。

## 生涯現役塾実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
実施教室数	0教室	1教室	1教室
参加者数	0人	16人	10人

## 生涯現役塾推計

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施教室数	1教室	2教室	2教室
参加者数	20人	40人	40人

## 【今後の課題・方針】

生きがいづくりや交流の場として、多くの高齢者が参加できる多種多様な講座・教室を企画し、高齢者の学ぶ機会や指導者となる機会の創出等を支援します。

## 〔5〕アクティブシニア運動塾について

## 【事業の概要】

元気なうちから体力づくりを習慣にすることを目的に、65歳以上を対象として、リハビリ専門職等を講師に、やや負荷の高い運動教室を実施します。

体力づくりに繋がるよう栄養講話を取り入れ健康寿命の延伸を目指します。

## 【実績及び評価】

令和5年度から、リハビリ専門職をはじめ、健康運動指導士やピラティスインストラクターを講師に招き、自宅でも取り組める運動や体操の方法について6回を1クールの講座にして開催しました。栄養講話では教材を用いて説明するほか、試食を提供し誰でも簡単にできる料理の紹介を実施しました。

## アクティブシニア運動塾実績

	令和5年度(見込)
延参加者数	308人

## アクティブシニア運動塾推計

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延参加者数	320人	320人	320人

**【今後の課題・方針】**

参加者のアンケート結果から、回数の増加を希望する意見が多くあったため、令和6年度以降は1クール8回に講座数を増やして実施していきます。講師と協議し教室の後半はより負荷の高い運動方法を紹介する等、より充実した教室にしていきます。

**[6] 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について****【事業の概要】**

群馬県後期高齢者医療広域連合の広域計画に基づき、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な事業を実施します。

**【実績及び評価】**

後期高齢者は、外来における1日当たりの医療費が高く、その内容は腎不全と糖尿病が多いことから、糖尿病性腎臓病の重症化予防への個別支援を実施しました。また、健診受診率が低いことと健診未受診者にかかる医療費が高いことから、健康状態未把握者への個別支援を実施しました。

さらに、通いの場を活かして多野藤岡地域リハビリ研究会のリハビリ専門職と共に高齢者のフレイル予防に取り組みました。

**高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な事業実績**

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な事業実績	
	令和5年度(見込)
実施圏域数	2圏域
糖尿病性腎臓病予防 実施者数	3人
健康状態未把握者 支援者数	61人
フレイル予防 実施会場数	4箇所

**【今後の課題・方針】**

毎年、前年度の健診結果や医療・介護のレセプトの統計から健康課題を明確化しそれに対する保健事業を計画します。令和5年度は5圏域中2圏域での実施でしたが、令和6年度以降は別の圏域にも拡大し実施していきます。

### 第3節 生活支援事業の充実

#### 〔1〕配食サービス事業

##### 【事業の概要】

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯に対し、栄養バランスの取れた食事を届けることにより、日常生活の自立と生活の質の向上を図るとともに宅配時の安否確認を行います。

利用者1人に対し、週3回を限度に昼食または夕食の宅配を行います。1食当たりの食材費・調理費等は利用者負担となります。

##### 【実績及び評価】

令和3年度からの3年間は、配食数が増加傾向にあります。栄養改善が必要な高齢者のケアプランあるいは介護予防プランに配食サービスを位置づけ、健康状態の維持を図りました。利用開始後は定期的なモニタリングを行い、本事業の有用性についての評価を行いました。

配食サービス事業実績（週2回）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
実人數	164人	153人	190人
配食数	9,120食	9,288食	9,800食

配食サービス事業推計（週3回）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人數	200人	210人	220人
配食数	17,160食	17,940食	18,720食

##### 【今後の課題・方針】

ひとり暮らし高齢者が増加しているなか、家庭での自立した生活の継続を援助する手段として重要な位置付けとなっています。栄養バランスの取れた食事は、生活習慣病などになるリスクを抑え、在宅生活における健康を維持することから、介護サービスを補完する役割があるため、今後も重要な施策として継続していきます。なお、令和5年度までは週2回までの配食でしたが、令和6年度より週3回までと拡充して実施していきます。

## 〔2〕在宅高齢者理美容サービス事業

### 【事業の概要】

外出が困難な在宅高齢者に対し、在宅で行う理容及び美容サービス費用の一部を給付することにより、高齢者が衛生的で、快適な生活を送ることを目的とした事業で、年間4枚を限度として理美容券を発行し、1枚につき3,000円を補助します。

### 【実績及び評価】

利用者数はほぼ横ばいの状況で、発行した利用券の使用率は5割程度でした。

在宅理美容サービス事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
利用者数	30人	35人	33人
利用枚数	62枚	88枚	65枚

在宅理美容サービス事業推計

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	35人	37人	39人
利用枚数	70枚	74枚	78枚

### 【今後の課題・方針】

寝たきりなどで外出が困難な高齢者の増加が予想される中で、在宅の高齢者の衛生的で快適な生活を維持するため、継続して実施します。

本事業の利用により気分転換となり、充実した生活につながると考えられます。

対象者と契約を締結している介護支援専門員等の協力を得て、利用率の向上を図っていきます。

### 〔3〕高齢者等日常生活用具給付等事業

#### 【事業の概要】

ひとり暮らしの高齢者等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活における利便性を高めることを目的に実施しています。給付品目は、電磁調理器（専用鍋付）、自動消火器及び火災報知器の3種類です。

#### 【実績及び評価】

令和3年度からの日常生活用具の給付台数は、下表のとおりです。

利用者は多くありませんが、認知機能低下等により調理時の出火が心配な人などから、一定の給付希望があります。

日常生活用具給付実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
電磁調理器	0台	0台	1台
自動消火器	1台	0台	1台
火災報知器	0台	0台	1台

日常生活用具給付推計

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
電磁調理器	1台	1台	1台
自動消火器	1台	1台	1台
火災報知器	1台	1台	1台

#### 【今後の課題・方針】

高齢者が安心して生活を送れるように、今後も継続して実施します。

民生委員等の協力を得ながら更なる周知・普及を図ります。

## 〔4〕在宅ひとり暮らし高齢者等緊急通報体制整備事業

### 【事業の概要】

在宅のひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の人の急病や災害等の緊急時に、迅速かつ適切に対応できる体制の整備を図ることを目的としています。

緊急通報装置の設置・緊急時への対応などは、専門業者へ業務委託を行い、実施しています。具体的には、利用者から通報をコールセンターで受け、本人の状況を確認し、状況によって救急車等の要請、現場への出動、緊急連絡先への連絡等を行うこととなっています。

さらに、緊急通報装置のほかに火災センサーも設置するため、火災にも対応しています。

また、ひとり暮らし高齢者に対しては、定期的に在宅介護支援センター職員や民生委員が訪問を行い、高齢者的心身の状況を把握しています。

### 【実績及び評価】

本市においても、ひとり暮らし高齢者は年々増加しています。心疾患等の慢性疾患により不安な毎日を送っている高齢者の増加や核家族化によって親族と別々に暮らしている高齢者が増加していますが、令和3年度からの3年間は、新規設置数より撤去数が多く、結果として設置台数は減少傾向となりました。

緊急通報装置設置実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
設置台数	90台	80台	80台

※設置台数は、各年度の3月末現在の数値

緊急通報装置設置推計

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置台数	90台	100台	110台

### 【今後の課題・方針】

ひとり暮らし高齢者の増加に伴い、今後も安否確認や緊急時の迅速かつ適切な対応が重要であるため、民生委員や民間事業者等の協力を得て、高齢者の見守り体制を充実させていきます。

令和5年度までは住民税課税世帯の利用者に月300円の自己負担がありましたが、令和6年度より無償化します。

## 第4節 家族支援事業の充実

### 〔1〕在宅ねたきり高齢者等介護慰労金事業

#### 【事業の概要】

在宅で要介護3以上の高齢者を、1年以上継続して介護しているなどの基準を満たした人を慰労し、高齢者福祉の増進を図ることを目的に、介護慰労金を支給しています。

#### 【実績及び評価】

令和3年度以降の支給対象者は増加傾向で推移しました。市内で有料老人ホームの開設があり、重度者の受入れが進みましたが、在宅で介護を続けている家庭も一定数あります。

介護慰労金支給実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
支 給 者 数	72人	78人	92人

介護慰労金支給推計

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支 給 者 数	85人	80人	80人

#### 【今後の課題・方針】

介護慰労金の支給は、介護を受けている高齢者はもとより、介護する家族にとっても在宅生活における介護負担を精神的、経済的に軽減するものであり、特に高齢者世帯においては介護支援、生活支援につながるものであるため、今後も本事業を継続して実施する予定です。

## 〔2〕在宅高齢者等紙おむつ等購入費補助事業

### 【事業の概要】

在宅高齢者の日常生活の快適化と高齢者を介護する家族の身体的、経済的負担を軽減する観点から、紙おむつの必要性が高い高齢者に対し、紙おむつ等の購入費用の一部を補助する事業です。

住民税非課税世帯の人は月額3,000円、住民税課税世帯の人は月額1,500円を補助します。

### 【実績及び評価】

令和5年度までは紙おむつ等を自宅に配達する方法で実施しており、令和3年度からの3年間は一定数の利用があり利用者数は増加傾向となっています。

給付品目は令和5年度にパンツタイプを3種類から4種類に増やすことで全9種類とし、利用者の選択肢を広げ、より実態に即した利用ができるようになりました。

紙おむつ等給付事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
実利用者数	293人	299人	310人
給付数	1,793枚	1,775枚	1,850枚

紙おむつ等給付事業推計

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	330人	340人	350人
給付数	—	—	—

### 【今後の課題・方針】

在宅でおむつが必要な高齢者を介護している場合、おむつに係る費用は膨大であり、家族にとって深刻な問題となります。本事業は、高齢者及びその家族にとって経済的な負担の軽減の一助になっていると考えられます。

利用者のさらなる利便性の向上を図るために、令和6年度より補助方式に変更し、介護支援専門員の協力を得て本事業の効率的な実施をしていきます。

### 〔3〕高齢者生活支援短期入所事業

#### 【事業の概要】

在宅で生活する高齢者を養護している家族が疾病にかかる等の特別な理由により家庭において養護ができない場合や、高齢者が虐待を受けている又は、そのおそれのある場合、基本的生活能力が欠如しているひとり暮らし高齢者を一時的に養護する必要がある場合に、その高齢者を介護保険施設等に短期宿泊させることで、高齢者の健康保持と心身の安全を確保することを目的としています。

本事業を利用できる高齢者は、65歳以上の要介護・要支援認定を受けていない人で、利用日数は7日間以内としています。ただし、期間の延長がやむを得ないと認めた場合は30日間を限度として必要最低限の範囲内で延長することができます。

#### 【実績及び評価】

令和3、4年度は、生活環境の劣悪化や災害を理由とした利用がありました。令和5年度は虐待を理由とする利用があり、入所中に家族や関係機関との調整に時間を要するため入所期間も長期になり、利用日数が増加しました。虐待の場合は、利用期間の設定及び終了後の高齢者の生活まで考慮する必要があるため、地域包括支援センターとの連携により対応しました。

高齢者生活支援短期入所事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
利 用 者 数	2人	1人	5人
利 用 日 数	8日	6日	81日

高齢者生活支援短期入所事業推計

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利 用 者 数	5人	5人	5人
利 用 日 数	81日	81日	81日

#### 【今後の課題・方針】

今後も一定数の利用があると考えられます。特に、虐待が理由となるケースは迅速な対応が必要となりますので、緊急入所にも対応できるよう施設と連携し、常に受け皿を確保しておくことが必要となります。

## 〔4〕徘徊高齢者支援給付事業

### 【事業の概要】

認知症高齢者が徘徊した場合に、早期に発見できるG P S端末装置を導入する際に、その導入費用の一部を給付することで、認知症高齢者の事故の防止を図り、家族等が安心して介護できる環境を整備することを目的とした事業です。

### 【実績及び評価】

認知症高齢者を介護している家族にとって、徘徊は非常に切実な問題です。この装置を認知症高齢者に持たせることができ、この問題の解決に有効であるとの考えから本事業を実施しました。

徘徊高齢者支援給付事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
給付数	1台	0台	3台

徘徊高齢者支援給付事業推計

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付数	3台	3台	3台

### 【今後の課題・方針】

機器はコンパクトなものですが、徘徊高齢者に端末を所持させることが難しい現実があり、利用者数はあまり増えていない状況です。今後も広く情報収集を行い、より効果的な機器、方法等により事業を継続していきます。

## 第5節 将来を見据えた地域包括ケアシステムの構築

### 〔1〕地域包括支援センターの運営

#### 【事業の概要】

本市の地域包括支援センターは、保険者（市）による直営方式（1箇所）で、職員は保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種を配置し、高齢者一人一人の状況にあったサービスにつなげるよう相談・支援を行っています。地域包括支援センターの周知や利用促進のため、介護サービス情報公表システム（厚生労働省）に業務内容や運営状況を公表しており、効果的な運営ができるよう、地域包括支援センター運営協議会（年2回実施）において事業の評価・点検を行う中で、各委員の意見を参考にしながら事業の改善に取り組んでいます。

#### 【実績及び評価】

##### ① 介護予防ケアマネジメント

要支援者等に、個々の状況に応じたサービス利用計画書を作成し、サービス利用の調整を行っています。

##### ② 総合相談支援業務

住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築させ、心身の状態や生活実態を把握し、適切な保健・医療・福祉サービスが受けられるよう支援を行っています。

##### ③ 権利擁護業務

金銭の管理や契約に関することなどに不安があり、近くに親族がいない場合、成年後見制度の利用や権利擁護サービスの情報の提供及び支援を行っています。

また、高齢者虐待や消費者被害の防止および対応について、関係機関等と連携して支援を行っています。

##### ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

介護支援専門員・主治医・地域の関係機関等の連携や、相談内容を整理・分類したうえで、経年的に件数を把握するなど個々の状況に応じて包括的・継続的に支援する体制づくりを進めています。

また、介護支援専門員の研修の開催、個別事例や地域課題を検討する地域ケア会議の開催など介護支援専門員に対する支援を行っています。

## 地域包括支援センター運営事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
介護予防サービス計画作成数	4,301件	4,512件	4,869件
総合相談数	1,722件	1,281件	1,678件
権利擁護相談数	378件	396件	484件
ケアマネ支援数	316回	316回	204回

## 地域包括支援センター運営事業推計

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サービス計画作成数	5,108件	5,200件	5,323件
総合相談数	1,700件	1,750件	1,800件
権利擁護相談数	600件	700件	800件
ケアマネ支援数	230回	260回	290回

**【今後の課題・方針】**

被保険者数に対して専門職(保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員)を適正に配置していますが、今後の高齢化の進展等に伴って増加するニーズに適切に対応するため、業務の効率化を進めるとともに体制の整備を図ります。

また、地域包括ケアシステムの推進に向け、高齢者の状況や変化に応じたケアマネジメントを介護支援専門員が実践することができるよう、ケアマネジメントの質の向上に取り組みます。家族介護者の支援の充実のために、認知症カフェの活動、介護支援専門員による仕事と介護の両立支援などの取り組みや、ヤングケアラーを支援している関係部署等との連携など、地域の実情を踏まえた家族介護者支援の強化に努めます。

## 〔2〕在宅介護支援センター事業

### 【事業の概要】

在宅介護支援センターは、地域の総合相談窓口として在宅の要援護高齢者、または要援護となるおそれのある高齢者、若しくはその家族に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、そのニーズに対応した各種の医療・福祉サービスが総合的に受けられるよう関係行政機関、サービス実施機関及び居宅介護支援事業所等との連絡調整を行うことを目的としています。

市全域を高齢者人口等で地区割りし、7箇所の在宅介護支援センターを社会福祉法人及び医療法人に委託して実施しています。

### 【実績及び評価】

在宅介護支援センターは担当地区のひとり暮らし高齢者を中心に家庭訪問を実施して、実態の把握や各種サービスの申請代行、関係機関等との連絡調整を行い、幅広い地域のニーズを把握し、それに対応できる総合的な相談窓口として機能しています。

また、生活支援体制整備事業のコーディネーターとして、協議体と連携し、地域資源の創出やネットワークの構築等も担っています。

在宅介護支援センター事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
実態把握	565件	401件	560件
訪問	4,123人	4,010人	3,790人
処遇困難調整	257件	227件	210件
総合相談支援	3,886件	4,020件	3,910件
プラン及び利用申請	79件	140件	140件
ケア会議 協議体等	520回	858回	1,030回

### 【今後の課題・方針】

在宅介護支援センターの主な業務は、高齢者やその家族、地域住民等からの相談に応じ必要な助言を行うことです。今後高齢化の進行及びひとり暮らし高齢者の増加が見込まれるため、活動の充実や人材の育成・確保を図ります。

### 〔3〕高齢者虐待防止対策

#### 【事業の概要】

高齢者虐待防止法に基づき、高齢者の尊厳の保持と安全で安心できる生活環境を整備し、虐待等の権利侵害を防止します。養護者の負担が虐待の契機になることもあるため、相談や家庭訪問を実施しサービス等を導入することにより、養護者の負担軽減を図っています。虐待通報があった際は速やかに安否確認し、関係機関等と協議した上で措置や介護サービスの導入等の対応を行っています。

#### 【実績及び評価】

養護者から虐待を受けている高齢者や、セルフネグレクトの高齢者を養護老人ホーム等に措置し安全を確保しています。高齢者の権利を守るために成年後見制度利用についても支援しています。

権利擁護に関する相談実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
成年後見 相談回数	34回	24回	10回
高齢者虐待 相談回数	8回	9回	30回
措置件数	8件	6件	10件

#### 【今後の課題・方針】

介護支援専門員や病院相談員等からの情報で、被虐待高齢者が把握されることが多いため、今後も関係機関等と連携を図り、被虐待高齢者の把握と支援に努めています。

## 〔4〕地域ケア会議

### 【事業の概要】

地域ケア会議は、多職種協働による個別事例の検討や地域課題の解決を行うもので、個別と全体で2種類の会議を行います。個別会議は、個々の事例を検討し、適切なサービスにつなぐ支援をしています。全体会議は、個別会議で検討した事例報告により、情報共有を図り、地域課題の把握を行っています。



### 【実績及び評価】

個別会議は検討事例が生じた際に随時開催し、問題解決に向けて検討事例に係る職種が参加しています。最近では支援者の介入拒否やセルフネグレクト等の困難事例について検討しており、個別事例の検討件数は年間十数件です。検討後、継続的にモニタリングを実施し、経過観察とともに、必要に応じ再検討を行っています。

自立支援型地域ケア個別会議を令和2年度から開催し、要支援者の自立支援に向けて、多職種（歯科医師・薬剤師・理学療法士・栄養士・歯科衛生士）から専門的な視点に基づく助言を受け、連携強化を図っています。

全体会議は、医師・歯科医師・理学療法士・介護サービス事業所・区長・民生委員・公募市民（計10人）が参加し、年2回行っており、決定事項や課題を共有しています。

### 地域ケア会議開催実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
開催回数	14回	12回	20回

### 【今後の課題・方針】

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等の増加が見込まれるため、適切な支援ができるよう会議の充実を図ります。個別事例から挙がる共通の地域課題を把握し、市政に反映させていきます。

## 〔5〕在宅医療・介護連携推進事業

### 【事業の概要】

平成29年6月から藤岡多野医師会に委託して実施しています。

医療と介護の両方を必要とする高齢者に対し、在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関及び介護サービス事業者等が連携するための拠点を設置し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう支援しています。

在宅医療・介護のネットワーク形成の促進、多職種連携を推進しています。

### 【実績及び評価】

#### ① 地域医療・介護の資源の把握

医療・介護に関わる事業所等を訪問し、実態把握を行っています。主治医や薬局、介護事業所等を探すポイントや地図を掲載した「在宅医療介護情報マップ」を作成・更新し、関係機関へ配布しています。

#### ② 在宅医療・介護連携の課題の抽出

医療・介護関係者が相互の理解を深め、連携を円滑にするための協議の場として「藤岡市在宅医療介護連携推進会議」を設置し、情報共有や課題の抽出、対応策の検討を行います。

#### ③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

在宅療養者の急変時入院ルール・退院調整ルール・在宅看取りサポート医体制を整備し、多職種と連携を図っています。令和3年度より群馬県から退院調整ルールメンテナンス会議が移管され、入退院に係る専門職を対象に入退院実務担当者会議を開催し、課題の共有・対応について検討しています。

#### ④ 医療・介護関係者の情報共有の支援

MCS（メディカルケアステーション：多職種連携のためのコミュニケーションツール）の普及および周知により、藤岡多野多職種ネットワーク「ふじねっと」や職種ごとのグループを立ち上げ、情報発信・共有・連携ツールとして活用しています。

#### ⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

藤岡多野医師会内に「医療介護連携センターふじおか」を設置し、在宅医療・入院時支援・退院時支援・その他各種相談について、相談員2人体制(社会福祉士・看護師)で対応しています。

医療介護連携センター相談実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
延人數	171人	140人	170人

⑥ 医療・介護関係者の研修

在宅医療・介護に関わる多職種を対象に、研修会・講座・事例検討会を実施しています。

⑦ 地域住民への普及啓発

市民公開講座の開催、在宅看取りや在宅医療に関するチラシやポスターを作成・配布し、周知しています。

⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

定期的に、他市町村の医療介護連携センター担当者と情報交換を行っています。

### 【今後の課題・方針】

藤岡多野医師会・医療介護連携センターふじおかと連携しながら、「藤岡市在宅医療介護連携推進会議」や「MCS（ふじねっと）」等の活用により、多職種との連携を強化し、在宅医療と介護を一体的に提供する体制整備を進めています。

また、認知症疾患医療センターと連携し、地域で認知症の高齢者を支える医療と介護の提供体制を充実していきます。

さらに、看取りの支援として、本人と家族の意思を支えるためのACP（アドバンス・ケア・プランニング：人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に話し合うこと）の普及啓発を進めています。

高齢者のライフサイクルの中で起こりうる、節目となる4つの場面（①日常の療養支援、②入退院支援、③急変時の対応、④看取り）を意識した取り組みを行います。

### 【4つの場面の目指す姿】

- ①医療と介護の両方を必要とする高齢者等が、住み慣れた地域で療養が継続できる地域
- ②高齢者等が望む療養生活を送るため、多職種間の情報伝達が円滑な地域
- ③救急場面における高齢者等の意思を優先した対応ができる地域
- ④高齢者等とその家族の意思が尊重される看取りが可能な地域

## 〔6〕生活支援体制整備事業

### 【事業の概要】

いつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、公的な医療・介護のサービスだけではなく、日頃から住民同士での見守り・支え合いが必要です。

そのため、市全域と地域づくりセンター単位の8地区を対象に活動する「地域支え合い協議体」及び「地域支え合いコーディネーター」を設置・配置しています。

「地域支え合い協議体」は、地域の多様な主体から構成され、互助を基本とした住民同士の助け合い活動の推進や地域課題の解決に向けて協議・情報交換を行っています。

「地域支え合いコーディネーター」は、協議体と連携し、地域課題の把握や地域資源の創出・連携の推進等を担っています。

### 【実績及び評価】

本市では、平成29年度から協議体・コーディネーターを設置し、協議体会議を定期的に開催しています。

協議体ではこれまでに、潜在的な住民ニーズを把握するためのアンケート、移動販売業者と利用者のつながり強化、居場所の開催、支援者を育成するための研修会等の活動を実施しました。

市全域の視点から検討するため、周知活動と資源発掘に特化した分科会を立ち上げ、重層的な協議が進められています。

### 【今後の課題・方針】

支え合いの必要性については研修会等を通して広く周知を行います。担い手の確保についてはボランティアポイントの導入を含め、活動につながる支援方法について検討します。

コーディネーターや地域包括支援センター、行政等との関係者で定期的な方針の共有、連携の場を設け、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービスの運営課題、実施状況等を情報共有・分析し、継続・発展できるよう検証を行っていきます。

## 〔7〕地域共生社会の実現に向けて

### 【事業の概要】

高齢化が一層進展する中で、すべての人が「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」の実現に向け、地域包括ケアシステムの一層の推進や地域の自主性や主体性に基づき、介護予防や地域づくり等に一体的に取り組むことが求められています。

### 【今後の課題・方針】

「地域共生社会」への理解を深めるため、広報・啓発活動を充実させ理解の促進を図り、「我がこと」への意識を醸成していく取組を行っていきます。生活上生じる課題は、介護・子育て・障害・病気等から、住まい・就労・家計・孤独等に及ぶため、暮らしと仕事の課題を「丸ごと」で考え、解決していく体制が必要です。多様で複合的な生活課題を解決していくために、住民の地域福祉活動への参加を促進する環境整備や、住民と福祉関係者による課題把握と分野を超えた連携を図っていきます。

## 第6節 認知症施策の推進

認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会の実現の推進を図ります。

令和元年6月に取りまとめられた認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、認知症になっても進行を穏やかにすることを柱とし、希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視した支援を行ってきました。

今後も、令和6年1月に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法の基本理念にのっとり、認知症施策を策定し実施するよう努めていきます。

### 〔1〕普及啓発・本人発信支援

#### 【事業の概要】

認知症の人との地域での関わりが多いことが想定される職域の従業員等や子どもや学生に対する認知症サポーターの養成を実施しています。また、地域での出前講座を活用し、認知症の正しい理解と認識を深めています。認知症の進行に応じて、いつ、どこで、どのように医療やサービス、支援を利用することができるのか、情報をまとめた認知症ケアパスを作成し、相談機関の周知を行っています。認知症カフェを実施し、本人や家族の思いを聞くよう努めています。

認知症サポーター養成実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
養成人数	47人	238人	194人

#### 【今後の課題・方針】

小中学校及び高等学校、大学でも認知症サポーター養成講座等を開催し、教育現場との連携を図っていきます。認知症の相談先を周知し、認知症ケアパスの積極的な活用やホームページ、広報等への掲載を行います。認知症カフェを実施し、認知症の人同士が語り合う「本人ミーティング」等を通じた本人の意見の把握、施策の企画・立案・評価への本人視点の反映に努めます。

### 〔2〕予防

#### 【事業の概要】

高齢者等が身近に通うことのできるミニデイサービスや筋力トレーニング教室において、高齢者同士の交流やヘルパー・サポーター等による認知症予防に資する可能性のあるレクリエーション等を実施しています。

#### 【今後の課題・方針】

認知症の予防に関する調査研究の推進及び高齢者の「通いの場」の拡充や通いの場における保健師等の専門職による健康相談等の認知症予防に資する可能性のある活動の推進に努めます。

### 〔3〕医療・ケア・介護サービス・介護者等への支援

#### 【事業の概要】

地域包括支援センターの認知症地域支援推進員を中心に、認知症の人や家族・専門職・地域の人達が気軽に集まり、なごやかな雰囲気で交流する場となる認知症カフェを開設しました。令和2年度からは、通いやすさに配慮し地域づくりセンター（旧公民館）等での出張カフェを開催しています。

平成29年10月に医療法人へ委託し「認知症初期集中支援チーム」を設置しました。早期の段階から支援チームが、認知症の人やその家族に対して個別訪問し適切な支援を行うとともに、医師会・歯科医師会・薬剤師会・ケアマネ協会等と連携しています。支援チームが認知症地域支援推進員に対し、支援事例について情報提供を行うため、定期的に連携を図っています。

認知症初期集中支援チーム相談実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
実人數	20人	8人	16人
延人數	107人	179人	110人

#### 【今後の課題・方針】

今後も、認知症地域支援推進員を増員し、認知症カフェの拡充や地域の見守り体制を整備していきます。認知症初期集中支援チームの周知を拡充し、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族への訪問、観察・評価、対象者を適切な医療・介護サービスに繋ぐ等の初期支援の実施を推進します。

## 〔4〕認知症バリアフリーの推進・若年性認知症への支援・社会参加支援

### 【事業の概要】

認知症サポーターになった市民が、認知症サポーターステップアップ研修を受講し、チームオレンジメンバーとして実際に地域で活動を行います。チームオレンジとは、近所づきあい、友人づきあいの延長線上で認知症の人や家族を支援するチームのことです。令和元年度にチームオレンジ一期生を養成し、現在は認知症カフェや認知症サポーター養成講座の運営、また地域での見守り活動を行っています。

判断能力が十分でない高齢者等が地域で自立した生活を送ることができるよう、手続きの支援や金銭管理等を行う成年後見制度の周知を図るため、市広報への掲載や研修会を実施しています。また、成年後見制度利用促進に向け、府内外の関係機関と協議を行っています。

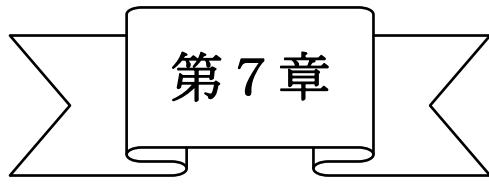
### 【今後の課題・方針】

認知症サポーター養成において、日本認知症官民協議会における取り組みを踏まえた、官民が連携した認知症バリアフリーの推進に努めます。

認知症サポーターやチームオレンジの養成を行い、各地区に配置し、より地域に密着した認知症支援を行います。

成年後見制度利用を推進する中心的な役割を担う中核機関を設置し、藤岡市社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業や、法人後見との連携を図ります。





介護保険事業計画  
(介護給付費)

---

---



## 第1節 介護保険事業計画（第9期）の考え方

### 〔1〕基本的な考え方

団塊の世代が75歳以上となる2025年、さらに高齢者人口がピークを迎える2040年に向け、都市部や中山間地域等、地域によって高齢化の状況及びそれに伴う介護需要も異なってくることが想定され、本市においても、2025年以降は現役世代（担い手）の減少が顕著です。

このような状況を視野に入れ、2025年、2040年のサービス需要の見込を踏まえ、施設サービス、在宅サービス等をバランス良く組み合わせて整備することが重要です。

このことを背景に、介護保険事業計画の基本指針が見直されました。今回の見直しの柱は、地域共生社会を実現するために地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組むこと、制度の持続可能性を確保しながら、介護人材の確保及び介護現場の生産性向上を図ること等となっております。

本市では、第9期介護保険事業計画（令和6年度から令和8年度）において、これらの制度改正に対応しつつ、高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した生活を送ることができるような取組を推進します。

### 〔2〕これまでの介護保険制度改革

#### 1) 平成26年改正

地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村の取組を促進するため、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援の充実・強化等地域支援事業の拡充等が盛り込まれました。また、特別養護老人ホームへの入所者の限定（原則要介護3以上）、一定所得のある利用者への2割負担の導入等が行われました。

#### 2) 平成29年改正

「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」の実現に向けた改正が行われました。具体的には、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進、2割負担者のうち特に所得の高い層への3割負担の導入等が行われました。

#### 3) 令和2年改正

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する為、地域包括ケアシステムの構築に加え、医療・介護データ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等が行われました。

## 第2節 介護保険の費用負担

### 〔1〕費用負担の仕組み

介護保険は、介護を要する状態となっても、できる限り在宅で自立した日常生活を営めるように、真に必要な介護保険サービスを提供する仕組みです。

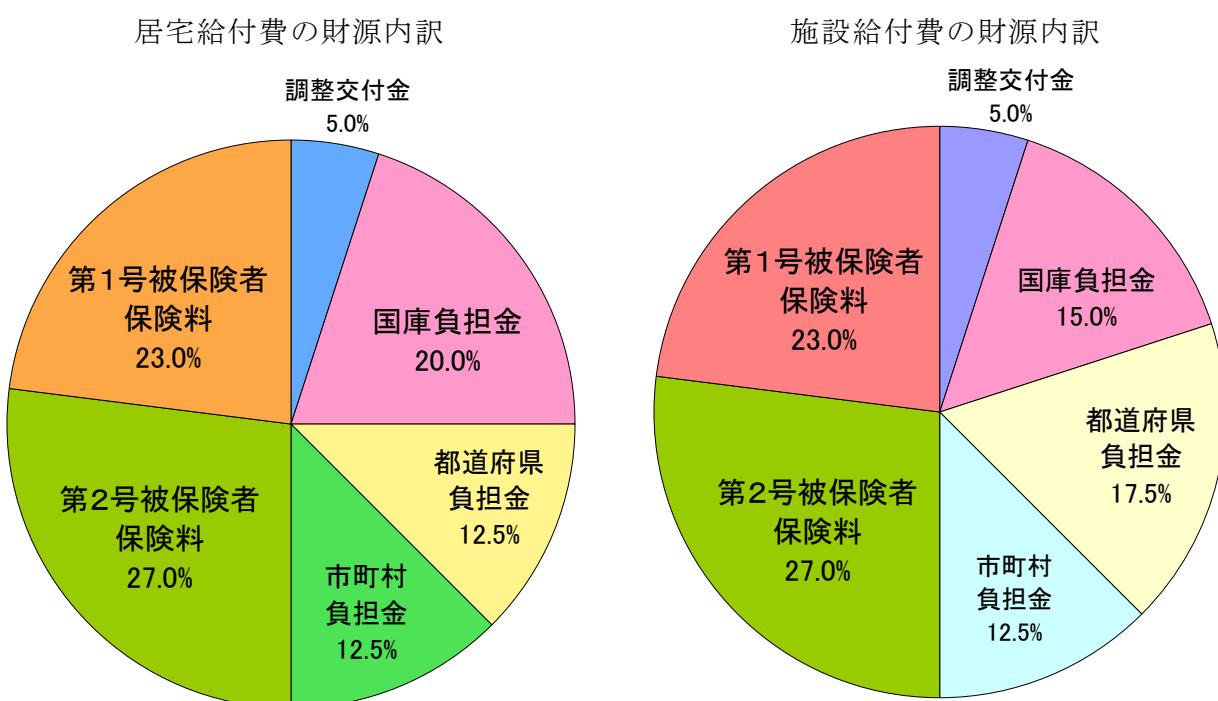
誰にでも起こり得る介護という共通の課題を、社会全体で支えていく制度であり、65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳の第2号被保険者が定められた割合を保険料として負担し、その保険料と公費（国・県・市の負担金）を財源として成り立っています。

### 〔2〕財源構成

介護保険給付は、介護保険サービスを利用する時に利用者が負担する分（1割から3割）を除いた部分です。そのうち50%が公費で賄われ、公費を除く残りの50%は、第1号被保険者と第2号被保険者の保険料で負担しています。

その内訳は、居宅給付費と施設給付費で下図のようになっています。第9期介護保険事業計画では、第8期計画と同様の第1号被保険者保険料の負担割合が23%、第2号被保険者保険料の負担割合が27%となっております。

なお、第2号被保険者の介護保険料は加入している医療保険ごとに決まり、医療保険料と一緒に徴収されます。各医療保険者は、第2号被保険者の数に応じた額を社会保険診療報酬支払基金に納付し、支払基金は、全国の医療保険者から集めた納付金を各介護保険者に交付する仕組みとなっています。



### 第3節 第8期介護保険事業計画の運営状況

下表は、各年度における給付の状況を示したもので、介護給付費（要介護1～5へのサービス）及び介護予防給付費（要支援1・2へのサービス）ともに実績額が計画額を下回っていますが、これは新型コロナウイルス感染症のまん延による介護サービスの利用控えや、介護事業所の休止などが影響しています。

その他給付費等を含めた総額においても、実績額が計画額を下回る結果となっていますが、おおむね計画額に近い数値となっています。

第8期介護保険事業計画の給付費等

(単位:千円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	合 計	実績率
介護給付費計画額 (A)	5,541,186	5,690,743	5,815,965	17,047,894	92.5%
介護給付費実績額	5,257,229	5,226,974	5,290,933	15,775,136	
介護予防給付費計画額 (B)	84,295	87,862	93,144	265,301	101%
介護予防給付費実績額	82,367	89,442	96,279	268,088	
給付費計画合計 (A+B) = (C)	5,625,481	5,778,605	5,909,109	17,313,195	92.7%
給付費実績合計	5,339,596	5,316,416	5,387,212	16,043,224	
特定入所者介護費等計画額 (D)	215,975	202,476	206,741	625,192	87.7%
特定入所者介護費等実績額	196,002	175,572	176,671	548,245	
高額介護費等給付計画額 (E)	124,212	125,275	128,211	377,698	98.2%
高額介護費等給付実績額	124,412	124,198	122,437	371,047	
高額医療合算介護計画額 (F)	22,000	22,400	22,900	67,300	74.1%
高額医療合算介護実績額	16,454	16,473	16,912	49,839	
審査支払手数料計画額 (G)	5,076	5,166	5,268	15,510	86.8%
審査支払手数料実績額	4,379	4,483	4,606	13,468	
その他給付等合計計画額 (D+E+F+G) = (H)	367,263	355,317	363,120	1,085,700	90.5%
その他給付等合計実績額	341,247	320,726	320,626	982,599	
給付費等計画額 (C+H)	5,992,744	6,133,922	6,272,229	18,398,895	92.5%
給付費等実績額	5,680,843	5,637,142	5,707,838	17,025,823	

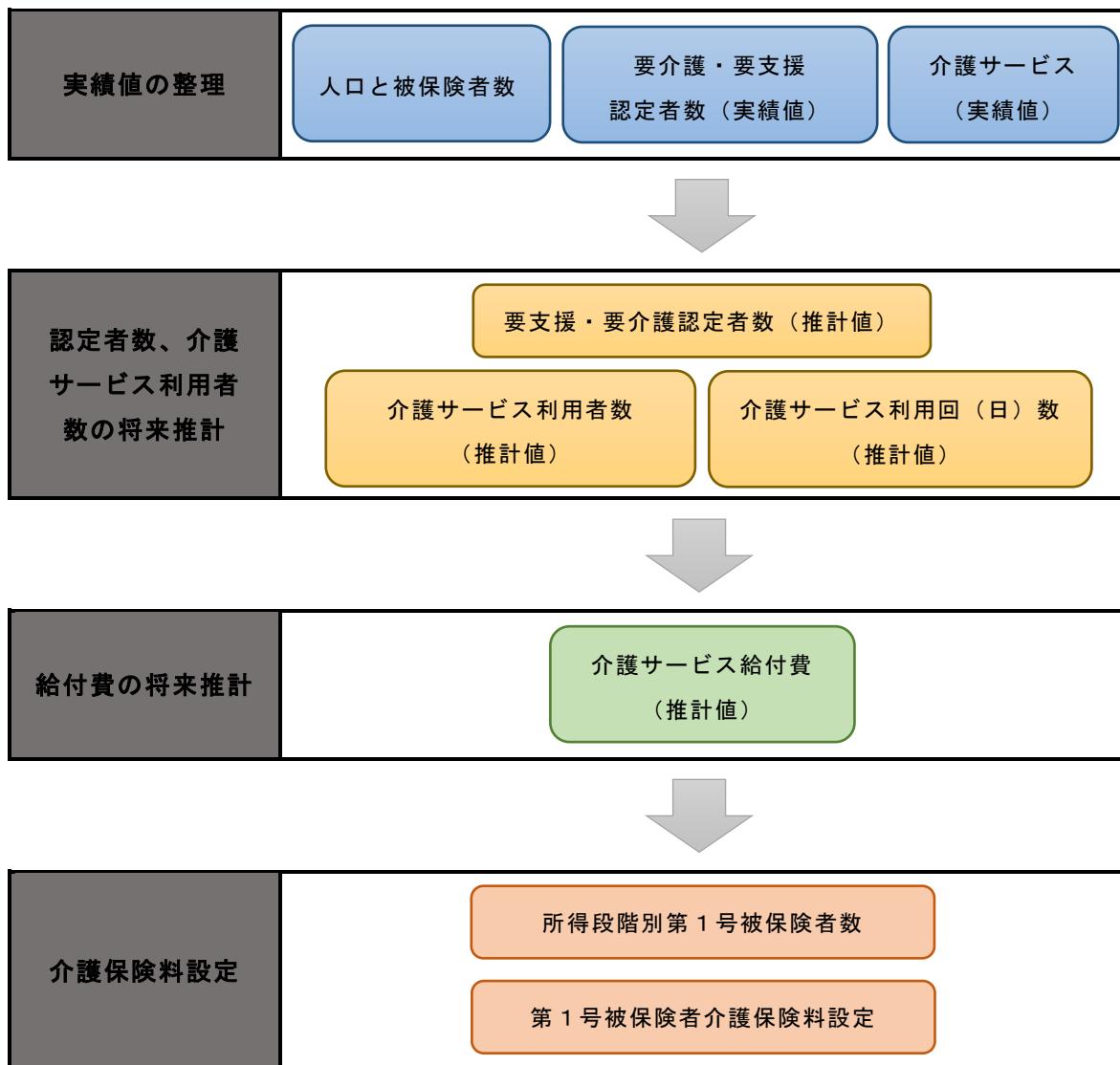
※令和5年度は見込額（令和5年10月現在）

## 第4節 介護保険事業の見込み

### 〔1〕介護保険事業の見込量推計と保険料設定の流れ

第9期の介護保険事業の見込量及び第1号被保険者の介護保険料については、厚生労働省が提供する「地域包括ケア見える化システム」を使用して次のような手順で推計を行いました。このシステムは、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画の策定・支援を総合的に支援するための情報システムで、被保険者数や介護保険事業費の将来推計を行うことができます。

県が地域の実情に応じて医療提供体制の確保を図るために策定している医療計画も同時期に策定されることを踏まえ、地域の在宅医療の利用者や、在宅医療の整備目標等を参考し、介護サービスの見込み量を設定しました。



## 〔2〕被保険者数の見込み

本市の第1号被保険者数は、令和8年度には20,578人となり、前期高齢者の減少、後期高齢者の増加が見込まれます。

(単位：人)

	第8期	第9期			第11期	第14期
	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
総人口	61,388	60,761	60,137	59,501	56,953	50,069
第1号被保険者	20,585	20,591	20,602	20,578	20,483	20,466
前期（65～74歳）	9,748	9,395	9,044	8,839	8,015	8,740
後期（75歳～）	10,837	11,196	11,558	11,739	12,468	11,726
第2号被保険者	20,498	20,268	20,040	19,768	18,680	15,063

※国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」補正值

## 〔3〕要支援・要介護認定者数の見込み

高齢化の進展により、要支援・要介護認定者数は増え続け、認定率（第1号被保険者に対する認定の割合）の上昇も見込まれます。下表のとおり自然増を見込んでいますが、第6章に掲げた自立支援・重度化防止等の取組の効果を勘案し、第9期計画中における認定率の目標値を18%以内、令和12年度の目標値を19.6%とし、要支援・要介護認定者数の増加の抑制を目指します。なお、計画中は認定者数を定期的にモニタリング（点検）し、動向を把握します。

(単位：人)

	第8期	第9期			第11期	第14期
	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
要支援1	418	439	443	455	495	513
要支援2	362	380	389	398	426	452
要介護1	835	843	860	878	953	1,015
要介護2	513	493	504	515	559	609
要介護3	481	485	508	517	560	662
要介護4	556	572	587	605	659	799
要介護5	359	367	360	369	403	471
計	3,524	3,579	3,651	3,737	4,055	4,521
認定率	17.1%	17.4%	17.7%	18.2%	19.8%	22.0%

※令和5年度の実績値は9月月報

## [4] 介護保険サービス利用者数の見込み

介護保険サービスの見込みは、要介護認定者数や介護保険給付の過去の実績を基に、厚生労働省から提供された「地域包括ケア見える化システム」を使用して推計しました。表中の人数はサービスを利用する1月当たりの延べ人数の平均値であり、令和5年度の数値は全て見込みとなります。なお、計画中はサービスごとの利用者数を定期的にモニタリング（点検）し、動向を把握していきます。

### 1) 在宅サービス利用者数

在宅サービスの月当たりの利用者数は、令和5年度の5,840人から令和8年度には6,126人と約4.8%の増加が見込まれます。

令和12年度には6,531人、令和22年度には7,290人が見込まれます。

(単位：人)

在宅サービス利用者数 (1月当たり)	第8期	第9期			第11期	第14期
	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
予防給付（要支援1・2）	731	764	774	794	851	896
介護給付（要介護1～5）	5,109	5,043	5,214	5,332	5,680	6,394
計	5,840	5,807	5,988	6,126	6,531	7,290

### 2) 施設・居住系サービス利用者数

(単位：人)

施設・居住系サービス利用者数 (1月当たり)	第8期	第9期			第11期	第14期
	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護老人福祉施設	443	443	443	443	511	604
	190	190	190	190	217	249
	45	45	45	45	51	62
施設系サービス	678	678	678	678	779	915
認知症対応型共同生活介護	100	101	104	106	115	131
	63	101	102	118	117	120
介護専用型居住系サービス	163	202	206	224	232	251
施設・介護専用型居住系サービス	841	880	884	902	1,011	1,166
介護予防認知症対応型共同生活介護	1	1	1	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	5	8	8	8	10	9
介護専用型以外居住系サービス	6	9	9	9	11	10

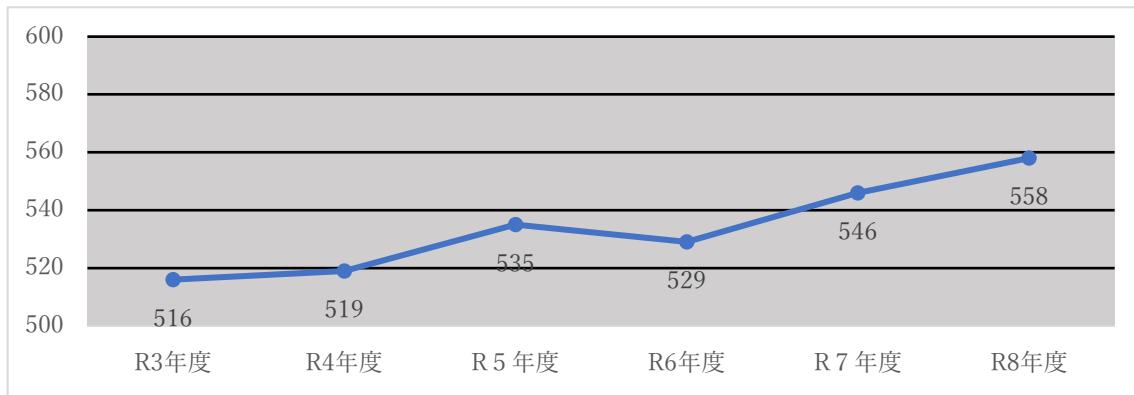
### 3) 居宅サービス利用者数

#### ①訪問介護（ホームヘルプ）

訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や、調理、洗濯、掃除などの生活援助を行います。

(単位：人)

1月当たりの利用者数	第8期			第9期		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
訪問介護	516	519	535	529	546	558

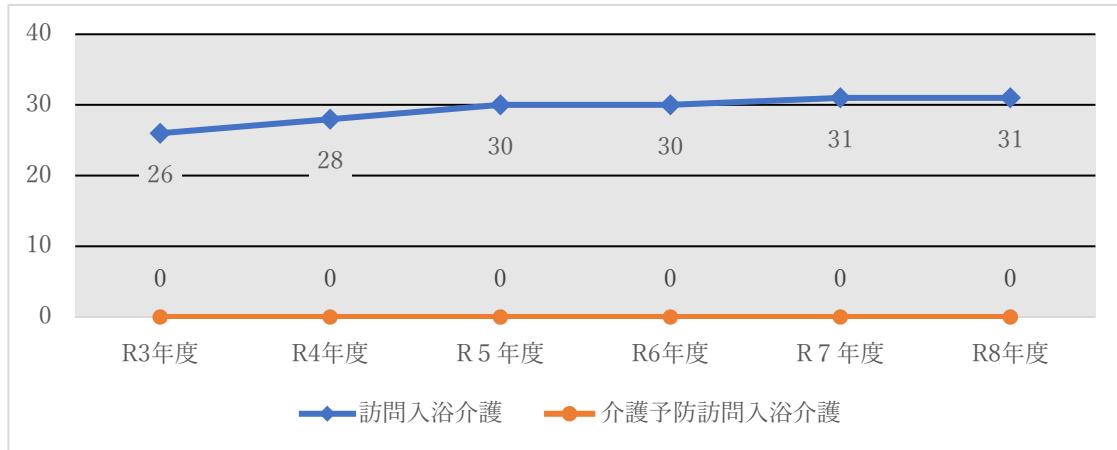


#### ②訪問入浴介護

看護職員、介護職員が自宅を訪問し、入浴設備や簡易浴槽を備えた移動入浴車による入浴の介助を行います。介護予防訪問入浴介護については、利用者が少ないため、推計値を設定していません。

(単位：人)

1月当たりの利用者数	第8期			第9期		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
訪問入浴介護	26	28	30	30	31	31
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0

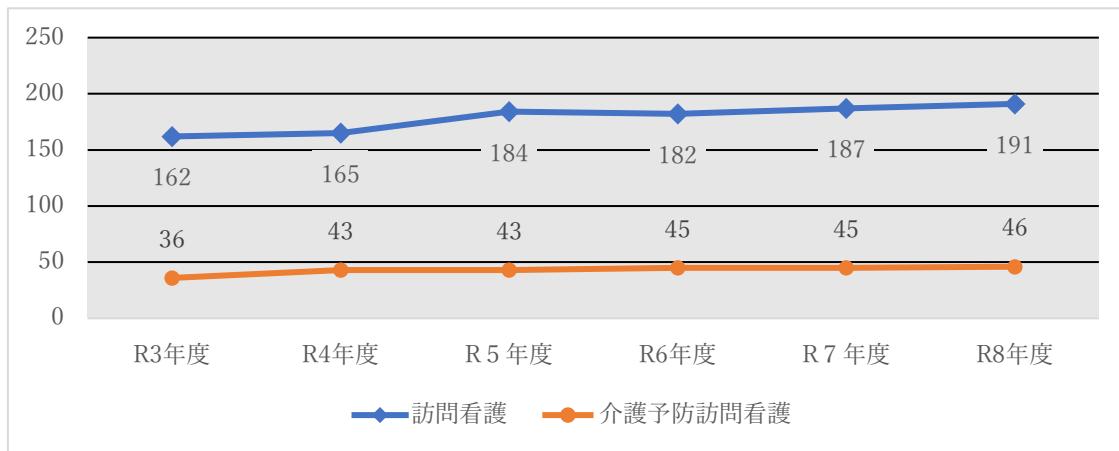


### ③訪問看護

訪問看護ステーションや医療機関の看護師などが自宅を訪問し、主治医の指示書に基づき療養上のケアを行います。

(単位：人)

1月当たりの利用者数	第8期			第9期		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
訪問看護	162	165	184	182	187	191
介護予防訪問看護	36	43	43	45	45	46

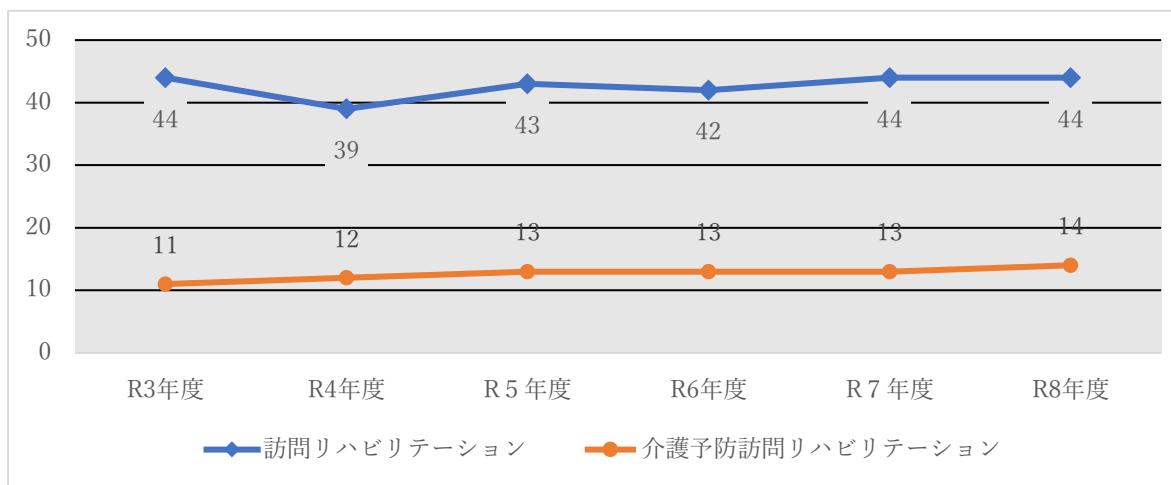


### ④訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問し、居宅での生活行為向上させるために、リハビリテーションを行います。

(単位：人)

1月当たりの利用者数	第8期			第9期		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
訪問リハビリテーション	44	39	43	42	44	44
介護予防訪問リハビリテーション	11	12	13	13	13	14

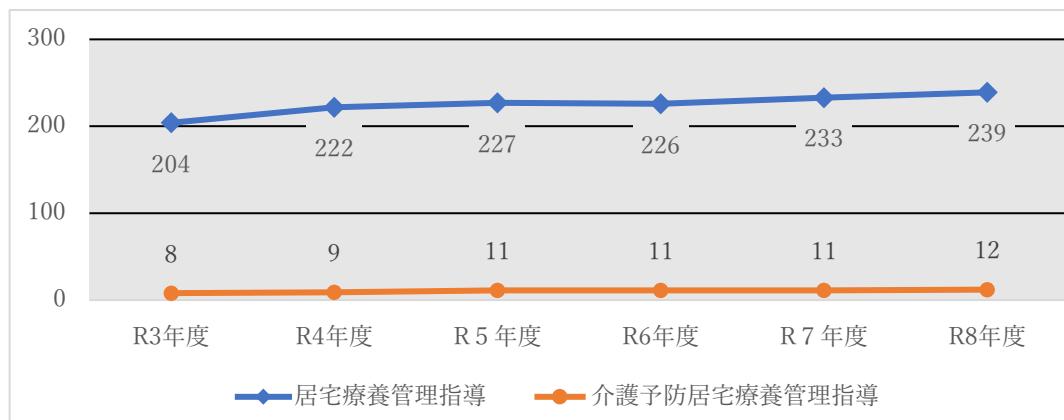


## ⑤居宅療養管理指導

医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導、介護方法などについての助言等を行います。

(単位：人)

1月当たりの利用者数	第8期			第9期		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
居宅療養管理指導	204	222	227	226	233	239
介護予防居宅療養管理指導	8	9	11	11	11	12



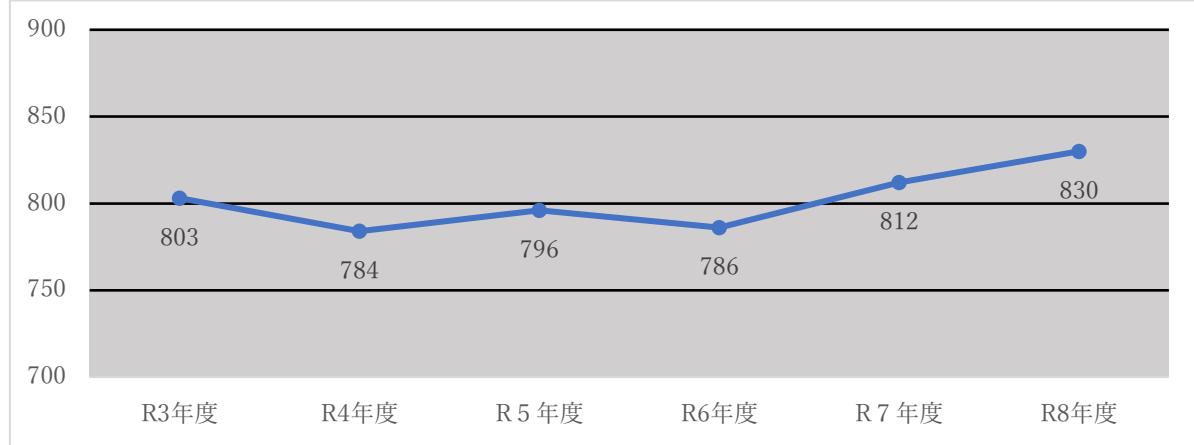
## ⑥通所介護（デイサービス）

日帰りで通所介護施設に通い、他の利用者と一緒に食事、入浴などの日常生活上の支援や生活機能の維持向上のための機能訓練などが受けられます。

介護予防通所介護は、介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）で実施しています。

(単位：人)

1月当たりの利用者数	第8期			第9期		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
通所介護	803	784	796	786	812	830

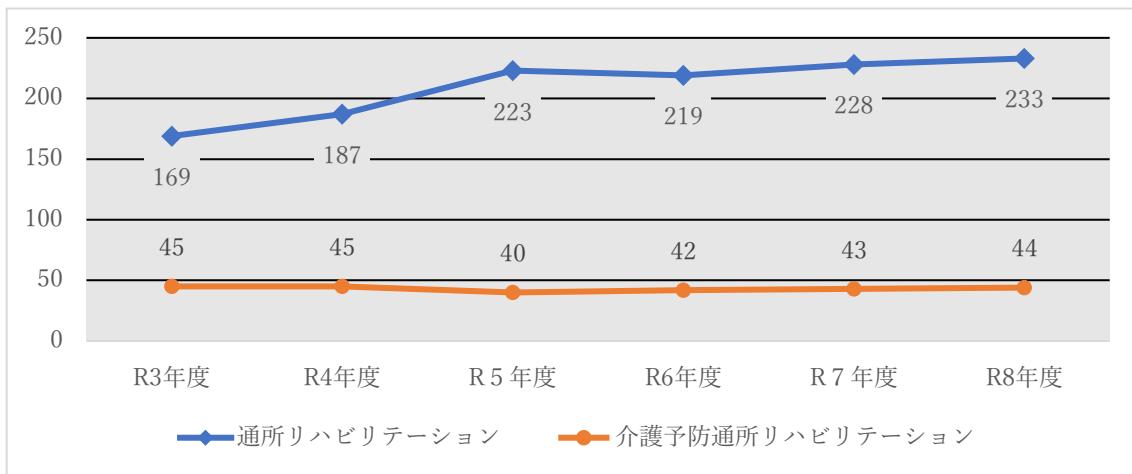


## ⑦通所リハビリテーション（デイケア）

日帰りで介護老人保健施設や医療機関に通い、食事、入浴などの日常生活上の支援や理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションが受けられます。

(単位：人)

1月当たりの利用者数	第8期			第9期		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
通所リハビリテーション	169	187	223	219	228	233
介護予防通所リハビリテーション	45	45	40	42	43	44

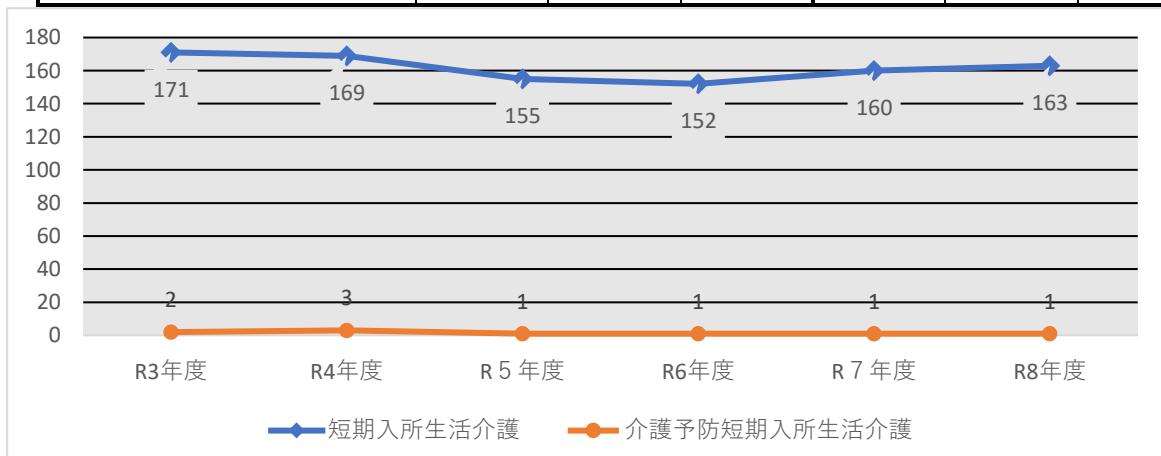


## ⑧短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所することで、入浴、食事、排せつなどの日常生活上のケアや機能訓練などが受けられます。

(単位：人)

1月当たりの利用者数	第8期			第9期		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
短期入所生活介護	171	169	155	152	160	163
介護予防短期入所生活介護	2	3	1	1	1	1

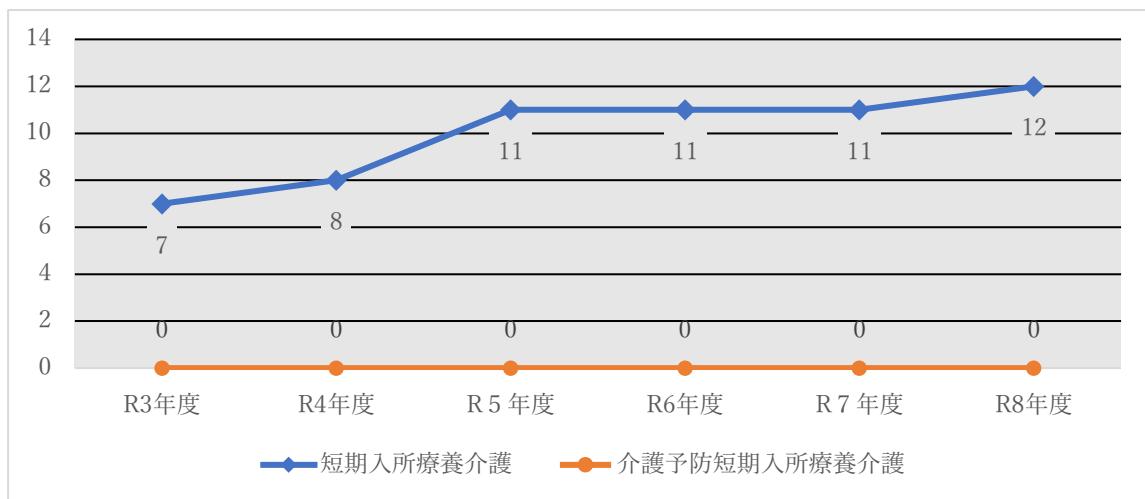


## ⑨短期入所療養介護

介護老人保健施設や療養病床施設を有する病院・診療所に短期間入所して、看護、医学的管理の下での介護及び機能訓練が受けられます。介護予防短期入所療養介護については、利用実績がないため、推計値を設定していません。

(単位：人)

1月当たりの利用者数	第8期			第9期		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
短期入所療養介護	7	8	11	11	11	12
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0

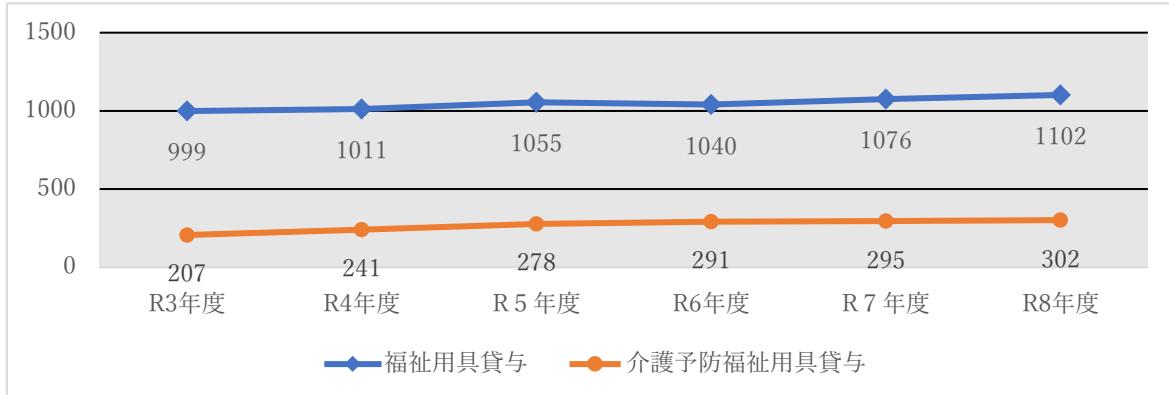


## ⑩福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りることができます。福祉用具専門相談員が助言を行い貸与します。

(単位：人)

1月当たりの利用者数	第8期			第9期		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
福祉用具貸与	999	1,011	1,055	1,040	1,076	1,102
介護予防福祉用具貸与	207	241	278	291	295	302

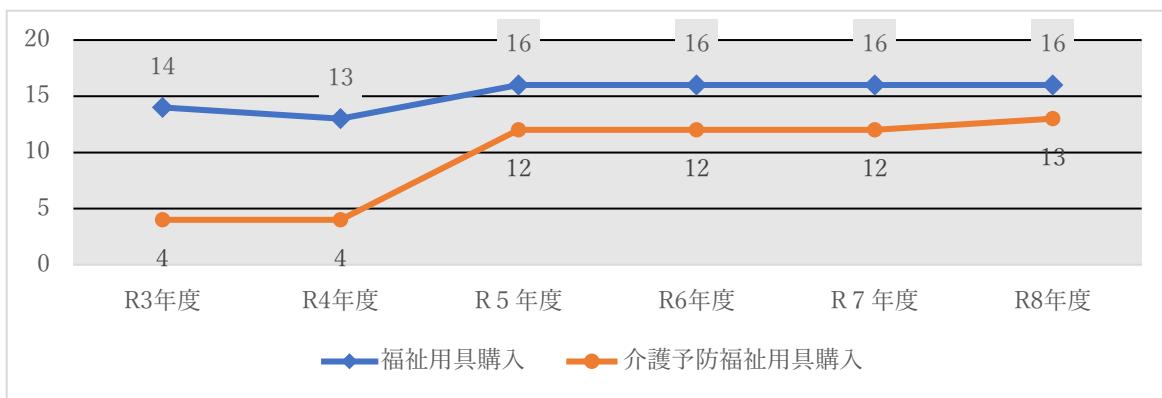


## ⑪福祉用具購入費の給付

日常生活や介護に役立つ福祉用具のうち、入浴や排せつの用に供するものなど、レンタルになじまない物品の購入費の一部を福祉用具購入費として支給します。

(単位：人)

1月当たりの利用者数	第8期			第9期		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
福祉用具購入	14	13	16	16	16	16
介護予防福祉用具購入	4	4	12	12	12	13

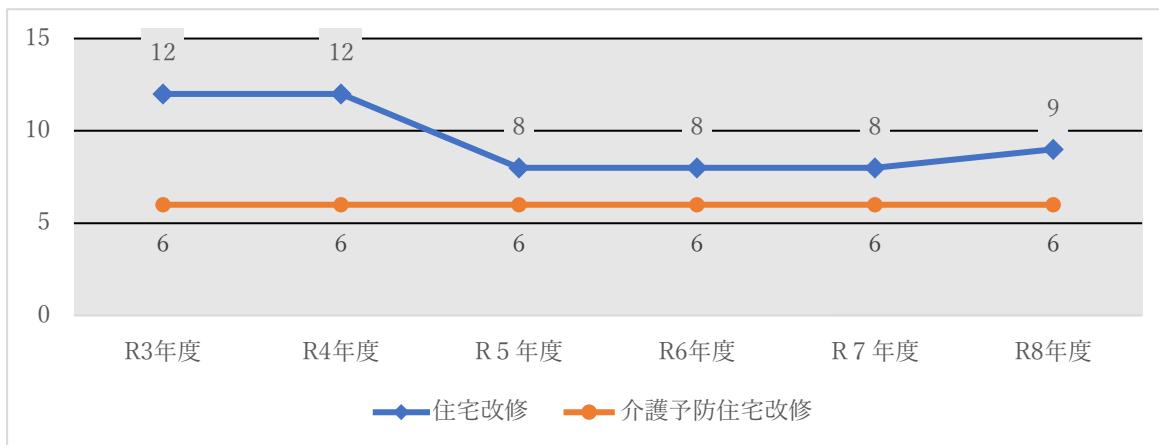


## ⑫住宅改修費支給

手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円の支給限度額の枠内で、その一部を住宅改修費として支給します。（施工前と完了後に申請が必要です。）

(単位：人)

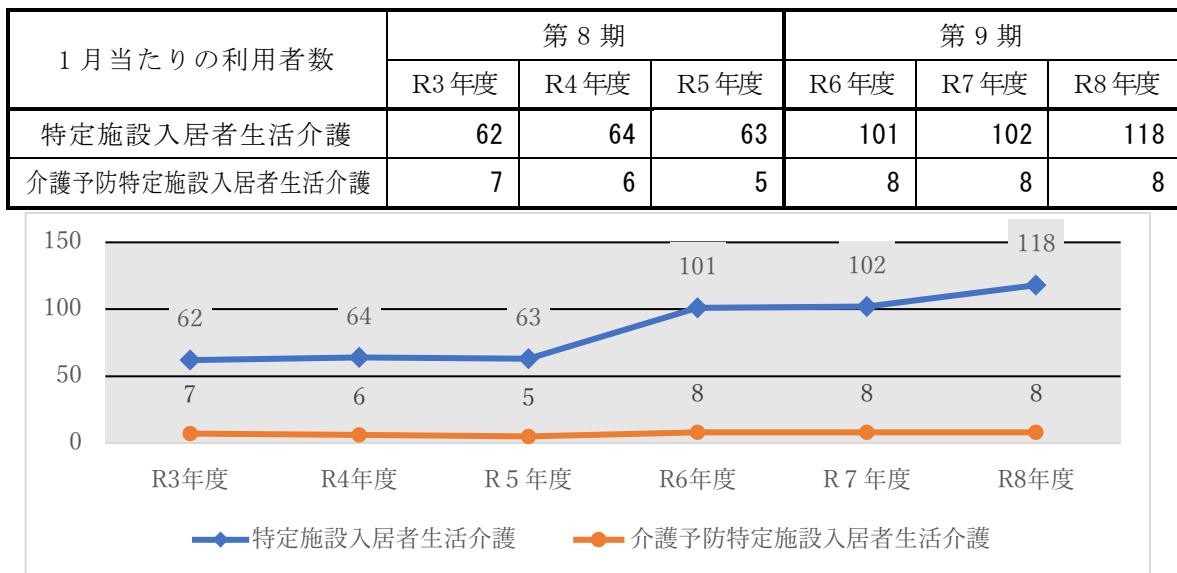
1月当たりの利用者数	第8期			第9期		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
住宅改修	12	12	8	8	8	9
介護予防住宅改修	6	6	6	6	6	6



### ⑬特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅で該当するものを含む）、軽費老人ホーム（ケアハウスなど）、養護老人ホームなどで、食事や入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

(単位：人)



### ⑭居宅介護支援（ケアプラン）

利用者の心身の状況や生活環境、本人・家族の希望などを介護支援専門員（ケアマネジャー）が把握し、必要なサービスの種類、内容等を定めた計画（ケアプラン）を作成します。なお、介護予防訪問介護、介護予防通所介護のみの利用者の計画（ケアプラン）作成については、介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）で実施しています。

(単位：人)



#### 4) 地域密着型サービス利用者数

地域密着型サービス事業者の指定は、市町村が事業者の申請に基づいて、サービスの種類と事業所ごとに行います。指定は、その市町村の介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費等の支給について効力を有します。

原則として、その市町村の被保険者のみがサービスを利用可能であり、指定・指導監督の権限は、保険者である市町村が有します。

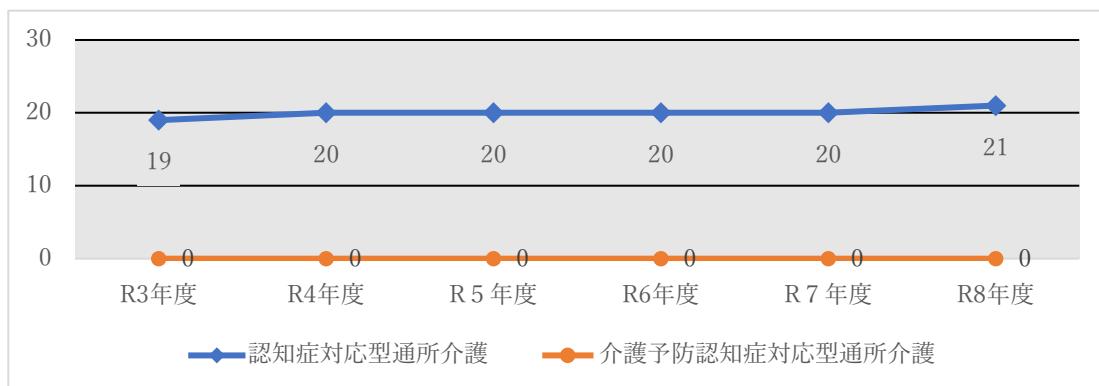
本市においては、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型通所介護を提供する事業所があります。

##### ①認知症対応型通所介護

認知症の人を対象に、日帰りで通所介護施設に通い、他の利用者と一緒に食事、入浴などの介護やレクリエーション、機能訓練などをしています。介護予防認知症対応型通所介護については、利用者が少ないとため、推計値を設定していません。

(単位：人)

1月当たりの利用者数	第8期			第9期		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
認知症対応型通所介護	19	20	20	20	20	21
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0

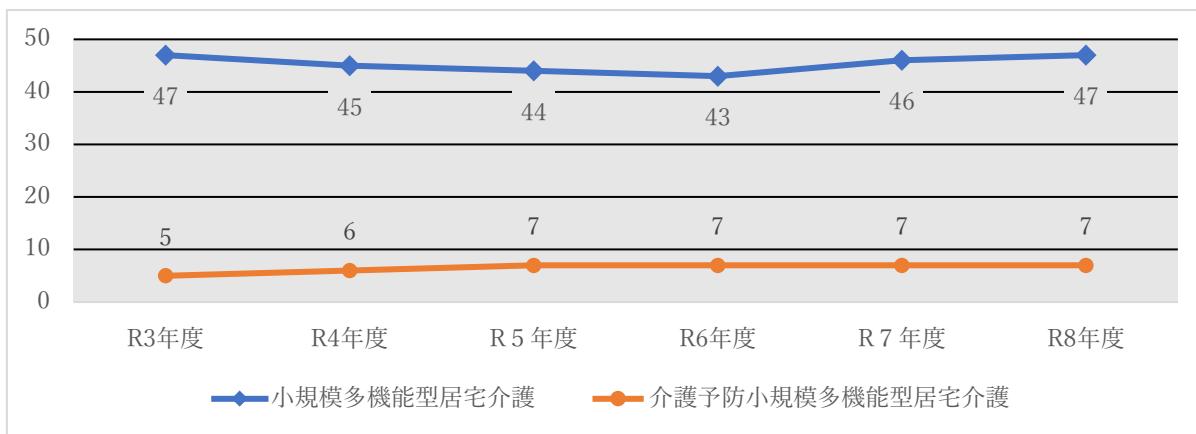


## ②小規模多機能型居宅介護

事業所への通いを中心しながら、利用者の希望などに応じて訪問や事業所への宿泊を組み合わせ、入浴や排せつ、食事等の介護や機能訓練が受けられます。

(単位：人)

1月当たりの利用者数	第8期			第9期		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
小規模多機能型居宅介護	47	45	44	43	46	47
介護予防小規模多機能型居宅介護	5	6	7	7	7	7

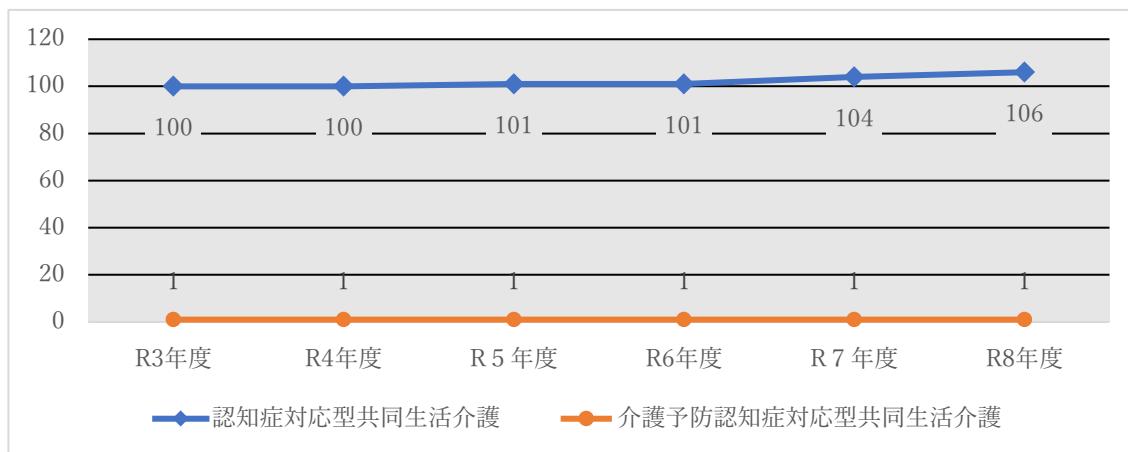


## ③認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が少人数で共同生活を送りながら、入浴や排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援、機能訓練を受けられます。介護予防認知症対応型共同生活介護は利用者が少ないため、推計値を設定していません。

(単位：人)

1月当たりの利用者数	第8期			第9期		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
認知症対応型共同生活介護	100	100	101	101	104	106
介護予防認知症対応型共同生活介護	1	1	1	1	1	1

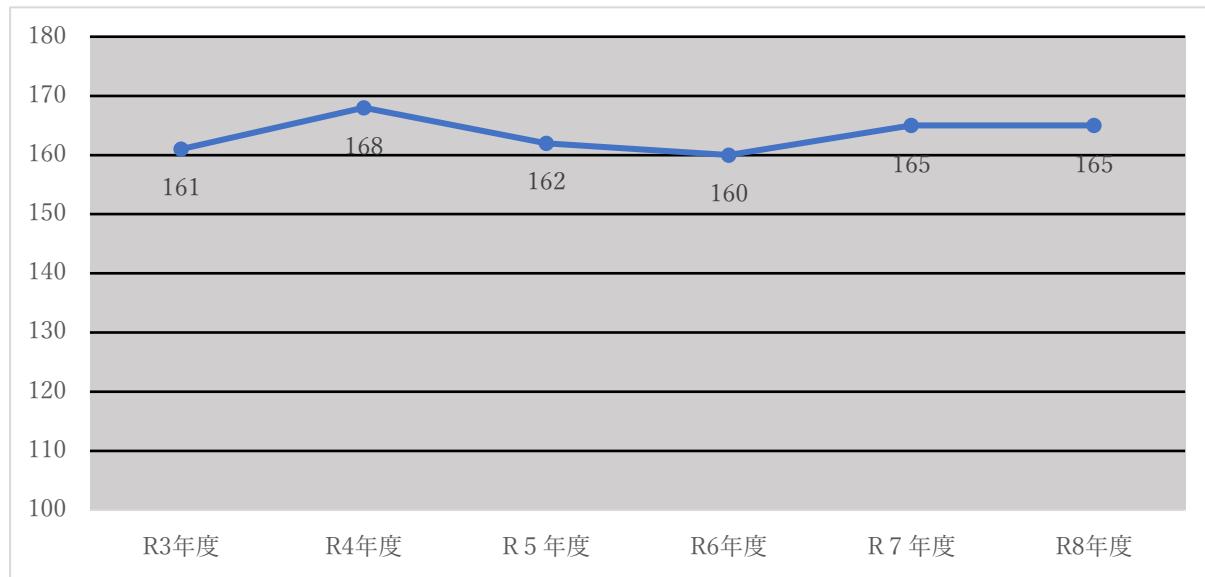


#### ④地域密着型通所介護

利用定員18人以下の小規模の通所施設で、日常生活上の支援や生活機能訓練などが日帰りで受けられます。

(単位：人)

1月当たりの利用者数	第8期			第9期		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
地域密着型通所介護	161	168	162	160	165	165



## 5) 施設サービスの利用者数

特別養護老人ホームについては、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設で、入所できるのは原則要介護3以上の人です。

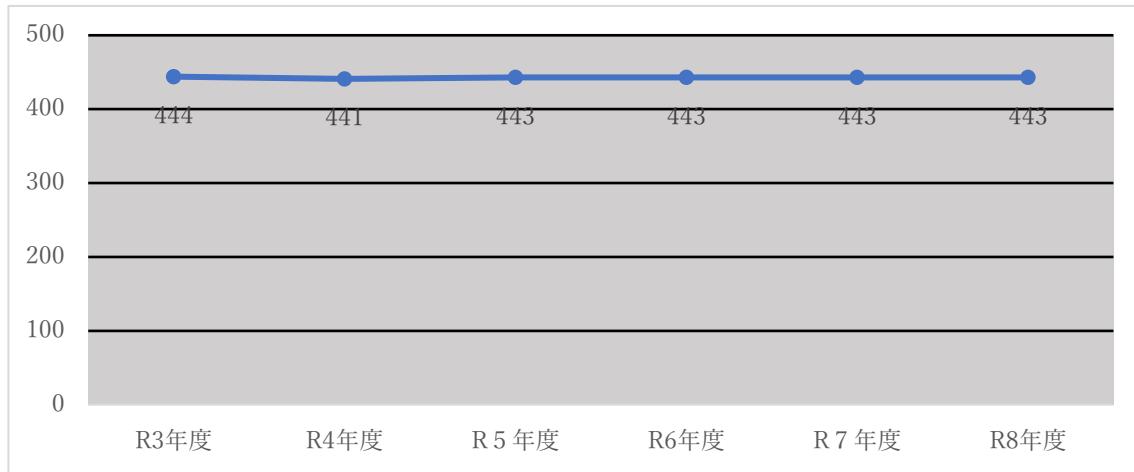
市内の介護療養型病床1施設については、令和3年8月に介護医療院へ転換されました。

### ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護を必要とし、自宅で生活することが困難な寝たきりや認知症の要介護者に、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練、健康管理、療養上のケアなどを行います。

(単位：人)

1月当たりの利用者数	第8期			第9期		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護老人福祉施設	444	441	443	443	443	443

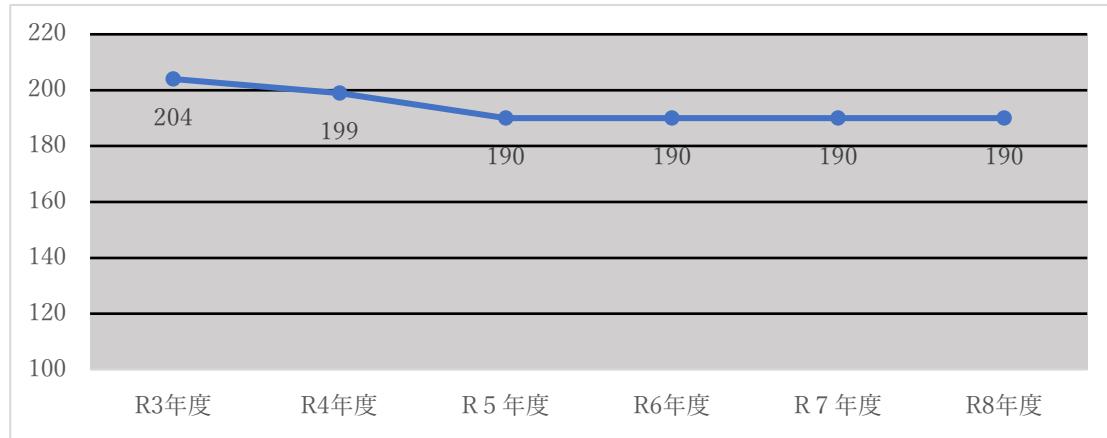


## ②介護老人保健施設

状態が安定している要介護者に対し、医学的管理の下で看護、介護、リハビリテーションを行います。医療上のケアやリハビリ、介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

(単位：人)

1月当たりの利用者数	第8期			第9期		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護老人保健施設	204	199	190	190	190	190

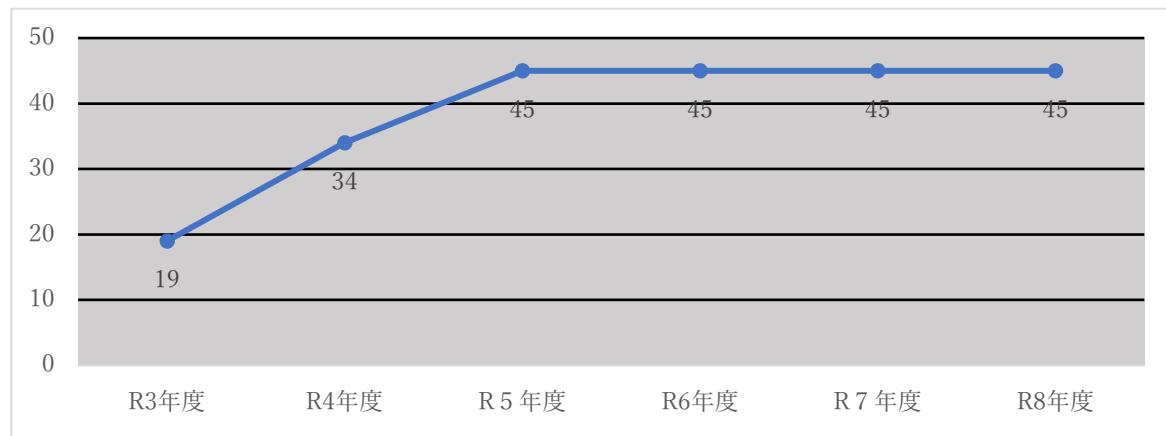


## ③介護医療院

長期療養が必要な要介護者に対し、看護、医学的管理の下で、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供します。介護療養型医療施設からの転換により、令和3年8月に介護医療院1施設（36人定員）が整備されました。

(単位：人)

1月当たりの利用者数	第8期			第9期		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護医療院	19	34	45	45	45	45



## 6) 介護サービス基盤整備

第9期介護保険事業計画期間内の主な介護サービス基盤整備については以下のようの方針とします。

### ①地域密着型サービスの必要定員総数

(単位：人)

地域密着型サービス	日常生活圏域	令和5年度末	令和8年度末
認知症対応型共同生活介護	東部圏域	18	18
	中部圏域	54	54
	北部圏域	0	0
	西部圏域	18	18
	南部圏域	9	9

※地域密着型特養・地域密着型特定施設は各圏域で、0人となっております。

### ②介護保険施設等の整備

サービス区分	第8期計画 令和5年度末		第9期 整備数 (定員)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	第9期計画 令和8年度 末定員数
	施設数	定員数					
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	6	370	0	0	0	0	370
介護老人保健施設	3	230	0	0	0	0	230
介護医療院	1	36	0	0	0	0	36
特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム)	2	95	60	0	0	60	155

※定員数は選定見込み数値

特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）については第9期計画中のサービス開始に向けて、事業者を公募していきます。

#### (整備理由)

本市の第1号被保険者における居住系サービス（特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護）の受給率は、令和4年度及び令和5年度ともに0.8%であり、群馬県平均は1.1%、全国平均は1.3%となっており、県内的人口同規模市と比較しても低い受給率となっております。また、居住系サービス受給率を時系列で見た場合においても、平成26年度以降0.8%と群馬県及び全国の平均受給率を下回る状況が続いております。

令和5年6月に実施した施設の利用状況調査において、市内の介護付有料老人ホーム1施設（35人定員）は既に満床であり、令和5年8月1日に開設した1施設（60人定員）も8月末には3分の1の20床が埋まり、令和6年度には満床に近い状態になることが予想されます。

住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅も入居率約84%と高い水準を維持しています。また、介護付有料老人ホームの定員数は、県内の人口同規模市と比較しても少なく、要支援・要介護者1人あたりの定員合計で比較した場合にも少なくなっています。

団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）に向けて、居住する事業所内でサービス提供が行われる内部完結型であるため、住宅型有料老人ホームなどの外部サービス利用型と異なり感染症対策が取りやすいこと、看護職員の配置や医療機関との連携により医療ニーズへの対応も可能であることなど、自立の人から中重度要介護者の受け皿施設としての特定施設入居者生活介護1箇所（60人定員）の整備を目指します。

### 7) 住宅型有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の整備

#### ①住宅型有料老人ホーム

老人福祉法第29条に定められた食事、入浴、介護等の日常生活を支援するサービスを提供する高齢者の居住施設であり、設置者には県への届出義務があります。

住宅型有料老人ホーム施設数・定員数（R9.4.1は見込み）

	H29.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R5.4.1	R9.4.1
施設数（箇所）	15	17	18	21	23
定員数（人）	407	438	470	550	610

#### ②サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）に基づき、バリアフリー化や居住者への生活支援の実施等の基準を満たす住宅について県が登録します。

サービス付き高齢者向け住宅の施設数・定員数（R9.4.1は見込み）

	H29.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R5.4.1	R9.4.1
施設数（箇所）	12	13	13	13	14
定員数（人）	268	313	313	313	358

住宅型有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の施設数及び定員数は、令和2年度末の31箇所（783人）から令和5年10月には34箇所（863人）へと増加しています。また、令和5年6月に行った実態調査においても、入居者の約6割が要介護3から5の中重度者であることがわかり、多様な介護需要の受け皿としての役割を担っています。高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けるための取組として、「自宅」と「介護施設」

の中間に位置するような住宅も増えており、生活面で困難を抱える高齢者が多いためから、住まいと生活支援を一体的に提供する取組も進められています。

今後の介護サービスの基盤整備にあたっては、これら住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の整備数も考慮していくことが重要となります。

## 8) リハビリテーションサービス提供体制の構築

要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の構築のためには、提供体制に関する現状や効果を確認した上で、第9期計画で目指す提供体制のあり方や目標を明確にするとともに、その進捗管理を実施する必要があります。

第9期計画では、第6章に掲げる地域支援事業における筋力トレーニング等の介護予防サービスを充実させるとともに要介護者へのサービス提供体制の充実を目指し、以下の3つの目標値を定めました。

① 認定者1万人あたりサービス提供事業所数 (単位：箇所)

サービス種別	年度	全国平均	群馬県平均	藤岡市
介護老人保健施設	令和3年度	6.32	9.87	11.75
	令和8年度			10.81
訪問リハビリテーション	令和3年度	8.36	7.5	5.88
	令和8年度			5.40
通所リハビリテーション	令和3年度	12.42	12.93	11.75
	令和8年度			10.81
短期入所療養介護(老健)	令和3年度	5.62	8.39	5.88
	令和8年度			5.40
短期入所療養介護(介護医療院)	令和3年度	0.16	0.1	0
	令和8年度			2.7

② 認定者1万人あたり従事者数（理学療法士） (単位：人)

サービス種別	年度	全国平均	群馬県平均	藤岡市
介護老人保健施設	平成29年度	12.04	18.69	12.07
	令和8年度			10.54
通所リハビリテーション(老健)	平成29年度	9.62	6.79	3.02
	令和8年度			2.58
通所リハビリテーション(医療施設)	平成29年度	7.76	10.55	9.05
	令和8年度			8.59

## (3) 利用率 (単位 : %)

サービス種別	年度	全国平均	群馬県平均	藤岡市
介護老人保健施設	令和5年度	5.0	5.8	5.5
	令和8年度			5.8
通所リハビリテーション	令和5年度	8.5	8.6	6.9
	令和8年度			7.3
訪問リハビリテーション	令和5年度	2.0	1.6	1.6
	令和8年度			1.7

## 第5節 介護保険給付費の見込み

### 〔1〕総給付費

総給付費とは、要介護1から要介護5の利用者に対する「介護給付費」と、要支援1・2の利用者に対する「介護予防給付費」を合わせたものです。

計画期間における、利用者数の推計を踏まえた各サービス別保険給付費の見込みは下表のとおりです。認定者数の増加等に伴い、総給付費は令和6年度の約54億5千万円から令和12年度には約61億9千万円へ、約13.58%の増加が見込まれます。第9期計画中はサービスごとの給付実績を定期的にモニタリングし、動向を把握していきます。

#### 1) 介護給付費 (要介護1～5)

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
居宅サービス					
訪問介護	287,808	300,018	306,343	321,298	368,130
訪問入浴介護	18,650	19,991	19,991	21,438	25,080
訪問看護	88,041	91,000	91,940	98,371	111,206
訪問リハビリテーション	14,962	15,673	15,673	16,754	18,564
居宅療養管理指導	22,868	23,656	24,360	25,521	29,658
通所介護	1,062,214	1,098,548	1,123,211	1,192,333	1,366,731
通所リハビリテーション	163,010	167,839	171,181	185,062	205,576
短期入所生活介護	240,286	251,697	256,586	271,556	319,406
短期入所療養介護（老健）	4,706	4,706	5,274	5,274	5,614
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	144,533	150,210	153,673	162,271	186,142
特定福祉用具購入費	4,985	4,985	4,985	5,536	6,267
住宅改修費	10,273	10,273	11,435	11,435	12,895
特定施設入居者生活介護	233,042	235,567	274,350	269,874	278,243
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	49,527	49,527	52,461	55,166	67,581
小規模多機能型居宅介護	103,557	110,685	110,685	117,247	133,669
認知症対応型共同生活介護	299,804	302,797	314,508	341,401	389,324
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	129,104	134,172	135,913	145,798	165,085
施設サービス					
介護老人福祉施設	1,385,666	1,385,666	1,385,666	1,597,219	1,887,790
介護老人保健施設	616,947	616,947	616,947	705,127	812,394
介護医療院	190,718	190,718	190,718	215,636	262,053
介護療養型医療施設	0	0	0		
居宅介護支援	279,339	288,207	294,274	315,042	354,375
計	5,350,040	5,452,882	5,560,174	6,079,359	7,005,783

## 2) 予防給付費（要支援1, 2）

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	15,943	15,943	16,650	17,723	18,429
介護予防訪問リハビリテーション	3,299	3,299	3,541	3,541	4,063
介護予防居宅療養管理指導	1,133	1,133	1,233	1,233	1,450
介護予防通所リハビリテーション	15,290	15,747	15,998	17,164	17,872
介護予防短期入所生活介護	399	399	399	399	399
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	19,731	20,078	20,614	21,955	23,075
介護予防特定福祉用具購入費	5,953	6,559	6,559	6,835	7,441
介護予防住宅改修費	6,267	6,267	6,267	7,507	8,160
介護予防特定施設入居者生活介護	7,047	7,047	7,047	8,919	7,763
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	5,482	5,482	5,482	6,123	6,123
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,865	2,865	2,865	2,865	2,865
介護予防支援	18,625	18,951	19,386	20,744	21,774
計	102,034	103,770	106,041	115,008	119,414

## 3) 総給付費

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
総給付費					
介護給付費	5,350,040	5,452,882	5,560,174	6,079,359	7,005,783
介護予防給付費	102,034	103,770	106,041	115,008	119,414
計	5,452,074	5,556,652	5,666,215	6,194,367	7,125,197

## 〔2〕標準給付費

標準給付費とは、総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額※1、高額介護サービス費等給付額※2、高額医療合算介護サービス費等給付額※3、算定対象審査支払手数料※4を加えたものです。計画期間中の標準給付費は下表のとおりです。

(単位：千円)

項目	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
総給付費	5,452,074	5,556,652	5,666,215	6,194,367	7,125,197
特定入所者介護サービス費等給付額	203,247	207,204	211,885	229,384	254,630
高額介護サービス費等給付額	129,011	131,523	134,494	145,602	161,627
高額医療合算介護サービス費等給付額	17,043	17,394	17,787	19,256	21,375
算定対象審査支払手数料	4,536	4,629	4,734	5,125	5,689
標準給付費計	5,805,911	5,917,402	6,035,115	6,593,734	7,568,518

※1 施設サービス等を利用した場合の食費・居住費について、低所得の人が支払い困難とならないように所得に応じた負担限度額を定め、差額分を保険から給付するものです。

※2 同月に利用したサービスの1割から3割の利用者負担の合計が、一定額を超えた場合に保険から給付されるものです。

※3 医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、一定額を超えた場合に保険から給付されるものです。

※4 介護保険事業を円滑に運営するため、介護保険サービスに係る費用の請求・審査・支払い等を群馬県国民健康保険団体連合会へ委託し、手数料として支払うものです。

### 〔3〕地域支援事業費

平成26年の介護保険法の改正により地域支援事業が再編され、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）、包括的支援事業、任意事業の枠組みとなりました。本市では、総合事業を平成28年1月から開始しました。介護予防給付の中の、訪問介護と通所介護は総合事業の開始と同時に地域支援事業に移行しました。地域支援事業費の見込みは下表のとおりです。

(単位：千円)

項目	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護予防・日常生活 支援総合事業	205,762	212,297	219,099	216,236	210,183
包括的支援事業・任 意事業	138,051	143,339	148,875	121,195	120,446
地域支援事業計	343,813	355,636	367,974	337,431	330,629

### 〔4〕総事業費

標準給付費と地域支援事業費を合わせた総事業費は下表のとおりです。

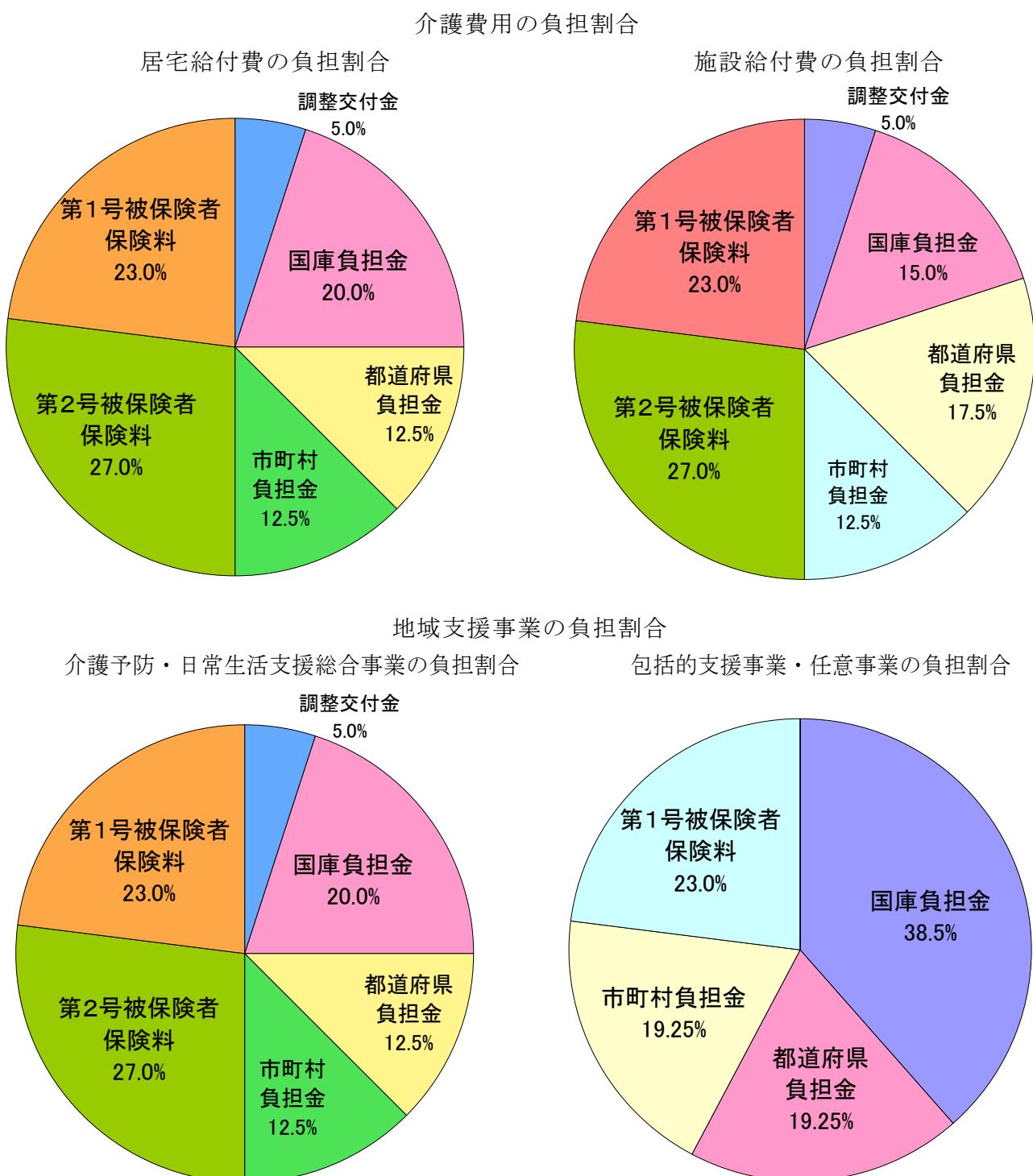
(単位：千円)

項目	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
標準給付費	5,805,911	5,917,402	6,035,115	6,593,734	7,568,518
地域支援事業費	343,813	355,636	367,974	337,431	330,629
総事業費計	6,149,724	6,273,038	6,403,089	6,931,165	7,899,147

## 第6節 第1号被保険者の介護保険料

### 〔1〕第1号被保険者の保険料負担割合

介護保険給付に必要な費用は、50%が公費で賄われ、残りの50%を第1号被保険者と第2号被保険者で負担しています。その内訳は、第6章と本章第2節で述べたとおり、下図のようになっています。



## 〔2〕調整交付金

国の負担割合のうち5%（全国平均）は、調整交付金として交付されます。調整交付金は保険者の責によらない要因により生じる財政格差を調整する目的で設けられており、第1号被保険者における後期高齢者加入割合（75歳以上の人）や所得段階別に入数割合によって国からの交付金が増減します。

後期高齢者の加入割合が全国平均よりも高い場合は、より多く保険給付を見込む必要があり保険料の増加につながるため、これを軽減する目的で調整交付金が多く交付されます。また、所得段階別の人数構成を全国平均と比較し、所得段階が高い人の割合が増えれば保険料の負担能力も高いと考えられるため、調整交付金は少なくなります。

本市の令和4年度の交付割合は3.57%で、5%を下回りました。この調整交付金の不足分は、第1号被保険者の保険料で賄うこととなります。計算上は、1.43%を賄ったことになります。

## 〔3〕介護給付費準備基金

保険者である市町村は、介護給付費準備基金を設けて事業計画期間の各年度に発生した余剰金を積み立てる一方、給付費の不足が生じた場合には取崩しを行い、安定した保険給付に努めます。本市の令和5年度末の基金残高は、約6億9千万円の見込みです。

## 〔4〕財政安定化基金

計画期間中において、保険給付費が計画値を上回る場合や社会状況の変化による保険料収入の低下により、保険者が資金不足に陥った場合に備え、国・県・保険者が3分の1ずつ拠出して、都道府県に財政安定化基金が設けられています。都道府県は拠出金を原資に基金へ積み立て、保険者が資金不足に陥った場合、保険給付に必要な資金を基金から貸し付けます。貸し付けを受けた保険者は次の事業計画期間に返済に必要な額を加算して保険料を定め、基金に借入金を返済することになります。

本市では、適切に保険給付費を見込み、安定的な介護保険制度運営を図っており、第8期介護保険事業計画期間において資金不足は生じていないことから、借入れは行っていません。

## 〔5〕保険料の所得段階別設定

被保険者の負担能力には差があるため、介護保険料は一律ではなく、市民税の課税状況や収入・所得の状況により段階別に振り分けを行った上で定めています。

所得段階別保険料を定める際には、所得段階ごとの人数分布を勘案し、ある所得段階の保険料を軽減した場合には、他の所得段階の保険料を引き上げ、全体で第1号被保険者の負担割合を確保できるよう定めなければなりません。

令和6年度より介護保険法における標準所得段階が9区分から13区分に変更となる為、本市でも令和6年度以降の区分を13段階の設定に変更します。

## 〔6〕保険料基準額の算定

(単位：円)

① 標準給付費見込額	
令和6年度	令和7年度
5,948,436,729	6,066,730,464
令和8年度	
6,189,073,710	18,204,240,903
② 地域支援事業費見込額	
令和6年度	令和7年度
343,812,950	355,635,768
令和8年度	
367,973,650	1,067,422,368
うち、介護予防・日常生活支援総合事業費見込額（③）	637,158,186
④ 第1号被保険者負担分の対象額（①+②）	19,271,663,271
⑤ 第1号被保険者負担分の相当額（④×23%）	4,432,482,552
⑥ 調整交付金の相当額（{①+③}×5%）	942,069,954
⑦ 調整交付金の見込額	656,924,000
⑧ 保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	30,000,000
⑨ 介護給付費準備基金取崩額	260,000,000
⑩ 保険料の収納必要額（⑤+⑥-⑦-⑧-⑨）	4,427,628,506
⑪ 保険料予定収納率	98.50%
⑫ 保険料賦課総額（⑩÷⑪）	4,495,054,321
⑬ 所得段階加入割合補正後の被保険者数（人）	62,591
⑭ 被保険者1人あたりの保険料基準額（年額）（⑫÷⑬）	71,816
⑮ 調整後保険料基準額	71,900

※算定の説明

- ①第9期計画期間中の標準給付費を推計します。
- ②第9期計画期間中の地域支援事業費を推計します。
- ⑤①と②を足したもの（④）に第1号被保険者の負担割合（23%）を乗じて第1号被保険者負担分相当額を求めます。
- ⑥調整交付金相当額（{①+③}×5%）を求めます。

- ⑦実際に交付が見込まれる調整交付金見込額を推計します。
- ⑧保険者機能強化推進交付金と保険者努力支援交付金の交付を見込んでいます。
- ⑨第9期期間中に2億6千万円を取り崩し、保険料の上昇を緩和します。
- ⑩第9期期間中に収納しなければならない額を推計します。
- ⑪第9期期間中の予定収納率は98.5%を見込んでいます。
- ⑫収納必要額と予定収納率から第9期期間中の賦課総額を推計します。
- ⑬第1号被保険者数を推計し、所得段階別の加入割合を勘案し補正した被保険者数を求めます。（第9期期間中の延べ数）
- ⑭賦課総額を所得段階加入割合補正後の被保険者数で除して、保険料基準額（年額）を算出します。

### 〔7〕第9期の第1号被保険者の介護保険料

	摘要	第9期 令和6年度 ～令和8年度		(参考) 第8期 令和3年度 ～令和5年度	
		料率	保険料（円）	料率	保険料（円）
第1段階	生活保護受給者、市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	0.285	20,400	0.3	21,100
	住民税非課税世帯で、課税年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下				
第2段階	市民税非課税世帯で、課税年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円以下	0.485	34,800	0.5	35,200
第3段階	市民税非課税世帯で、第1・第2段階以外	0.685	49,200	0.7	49,300
第4段階	本人が市民税非課税で、同世帯に市民税課税の人がいて、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.9	64,700	0.9	63,400
第5段階 (基準額)	本人が市民税非課税で、同世帯に市民税課税の人がいて、4段階以外	1.0	71,900	1.0	70,500

第6 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満	1.2	86,200	1.2	84,600
第7 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円未満	1.3	93,400	1.3	91,600
第8 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円未満	1.5	107,800	1.5	105,700
第9 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円未満 (第8期は320万円以上)	1.7	122,200	1.7	119,800
第10 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が520万円未満	1.9	136,600	-	-
第11 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が620万円未満	2.1	150,900	-	-
第12 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が720万円未満	2.3	165,300	-	-
第13 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が720万円以上	2.4	172,500	-	-

※第1段階から第3段階は低所得者保険料軽減後の保険料額です。

## 〔8〕介護保険料の推移

介護保険制度が始まった平成12年度（第1期）からの保険料（基準額）の推移は下表のとおりです。

		介護保険料（年額）
第1期	平成12年度～平成14年度	32,800円
第2期	平成15年度～平成17年度	38,800円
第3期	平成18年度～平成20年度	46,800円
第4期	平成21年度～平成23年度	48,400円
第5期	平成24年度～平成26年度	62,300円
第6期	平成27年度～平成29年度	64,400円
第7期	平成30年度～令和2年度	69,800円
第8期	令和3年度～令和5年度	70,500円
第9期	令和6年度～令和9年度	71,900円

## 第7節 低所得者への対応

### 〔1〕利用料での対応

#### 1) 特定入所者介護サービス費の支給

施設サービス等利用者のうち低所得の人は、申請により食費・居住費等は所得に応じた負担限度額までの利用者負担となります。超えた分は「特定入所者介護サービス費（補足給付）」として介護保険から給付します。

なお、令和3年8月から、より受給者の負担能力に応じた負担とする観点から、施設サービス等利用者の補足給付及び補足給付の支給要件となる預貯金等の基準の精緻化が図られました。

#### 2) 高額介護（予防）サービス費の支給

同月内に利用したサービス利用者負担（1割から3割）の合計金額が高額になり利用者負担の上限額を超えたときは、申請により超えた分を「高額介護（予防）サービス費」として支給します。

なお、令和3年8月から、負担上限額が医療保険の高額療養費制度の負担上限額に合わせられることとなりました。

#### 3) 高額医療合算介護（予防）サービス費の支給

医療費・介護サービス費それぞれの自己負担限度額を月ごとに適用した後、さらに両方を合計した自己負担額が年間の限度額を超えた分を高額医療合算介護（予防）サービス費として支給します。

#### 4) 高齢者夫婦世帯等の居住費・食費の軽減

利用者負担第4段階の場合でも、高齢夫婦二人暮らしで一方が施設に入った場合に、在宅で生活する配偶者の収入が一定額以下となる場合などには、居住費・食費を引き下げます。

#### 5) 利用料を支払った場合に、生活保護の適用となる人の負担軽減

本来適用すべき利用者負担段階とした場合に生活保護が必要となり、それより低い利用者負担段階であれば生活保護を必要としなくなる場合には、低い利用者負担段階に該当するものとし、負担軽減を行います。

#### 6) 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

社会福祉法人が運営主体となっている特別養護老人ホーム、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等の各サービスは、その法人が利用者負担を軽減した場合、県と市でその費用の一部を公費で賄います。

## 第8節 介護給付適正化

### 〔1〕適正化の考え方

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことで、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

介護給付適正化については、平成20年度から県が「介護給付適正化計画」を策定し、県と市が一体となってその推進に取り組んできました。

また、令和5年9月の給付適正化計画の指針の改定により、主要5事業が3事業に再編されました。

第9期計画中も適正化の実施状況を定期的にモニタリング（点検）し、効果等を把握していきます。なお、令和5年度の数値は全て見込みとなります。

### 〔2〕主要3事業

#### 1) 要介護認定の適正化

要介護認定の変更認定、又は更新認定に係る認定調査の内容について市職員が訪問、又は書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

（単位：件）

区分	第8期			第9期		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
認定調査票の点検件数	1,352	1,506	2,500	2,500	2,500	2,500

#### 2) ケアプランの点検

##### ①ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求める又は訪問調査を行い、専門の知識を持った市の職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要とするサービスを確保するとともに、介護支援専門員の質の向上を図ります。

（単位：件）

区分	第8期			第9期		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
ケアプランの点検件数	30	30	30	30	30	30

**②住宅改修の点検**

市が改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施工状況を点検することにより、真に受給者の状態に合った住宅改修を促します。また、必要に応じ建築専門職やリハビリテーション専門職等から意見を求める仕組みを設けます。

**③福祉用具購入・貸与調査**

福祉用具専門相談員による福祉用具貸与計画の作成時に、リハビリテーション専門職が点検を行う仕組みを設けます。また、地域ケア会議において自立支援・重度化防止等に関する個別事例を検討する中で、構成員としてリハビリテーション専門職を任命し、必要に応じ福祉用具貸与計画も併せて点検を行います。

市が福祉用具利用者等における福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、受給者の身体の状態に応じた福祉用具の利用を進めます。

(単位：件)

区分	第8期			第9期		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
住宅改修の点検件数	2	2	5	12	12	12
福祉用具購入・貸与調査件数	85	71	85	90	90	90

**3) 縦覧点検・医療情報との突合****①縦覧点検**

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。

**②医療情報との突合**

医療担当部署との更なる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の削減を図ります。

(単位：件)

区分	第8期			第9期		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
医療情報との突合件数	56	40	50	60	65	70

※縦覧点検は国保連合会への委託が主であるため、目標値は設定しておりません。

### [3] 主要3事業以外の適正化事業

#### 1) ヒアリングシート

介護給付費適正化システムを活用し、介護給付情報と介護認定情報を突合させたデータから、介護サービスについてのヒアリングシートを作成し、サービスの必要性等を事業所に確認することで、適正な介護サービスの実施につなげます。

(単位：件)

区分	第8期			第9期		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護給付費適正化システム ヒアリングシートの送付件数	881	958	1,000	1,030	1,060	1,090

#### 2) 介護給付費通知

保険者から受給者本人（家族を含む）に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認を促し、適正な請求につなげます。

(単位：件)

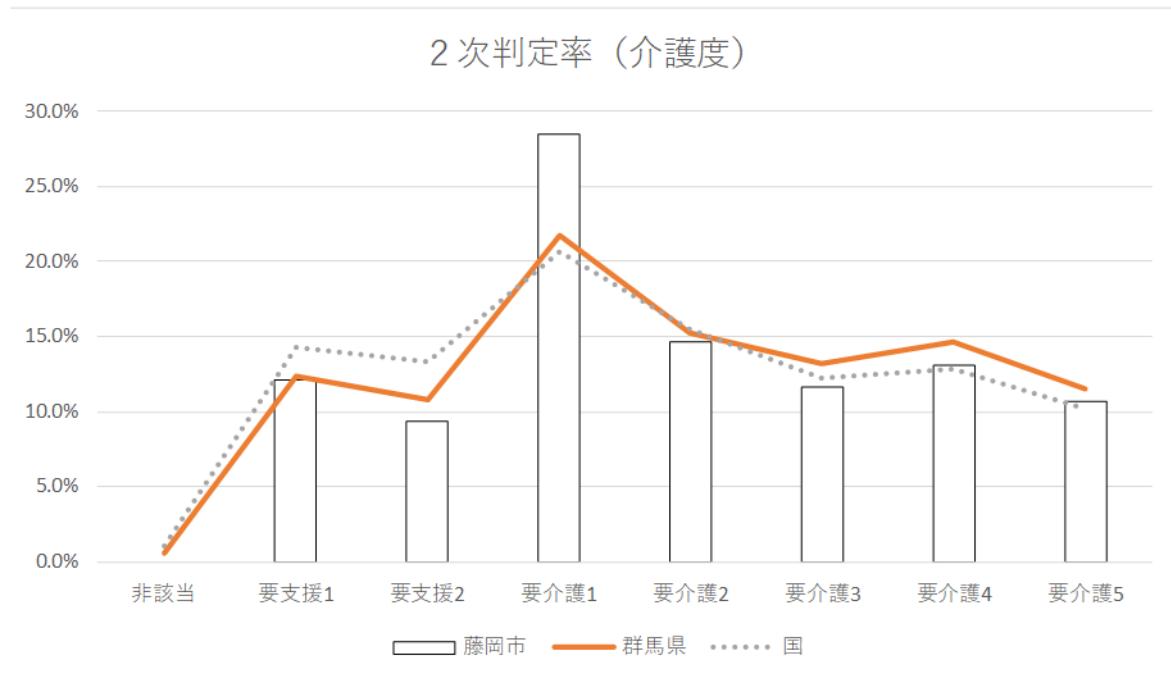
区分	第8期			第9期		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護給付費通知の件数	7,729	7,793	8,000	8,150	8,300	8,450

## 第9節 要介護状態の維持・改善状況

令和4年度上期の要支援・要介護認定結果を、国・群馬県と比較したものが下のグラフになります。本市は国や群馬県に比べ、要支援者の割合が低く、要介護1の割合が高くなっています。

要支援2と要介護1の判断が難しく、要支援2の人を要介護1と重く判断している可能性があります。今後も原因について検討を重ねていく予定です。

介護認定調査や介護認定審査会を適正に行い、要支援・要介護認定結果の検証を行うとともに、給付の適正化及び自立支援・重度化防止等に努め、継続的にモニタリングを行います。



	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
藤岡市	0.0%	12.1%	9.3%	28.5%	14.6%	11.6%	13.1%	10.7%
群馬県	0.6%	12.4%	10.8%	21.7%	15.2%	13.2%	14.6%	11.5%
国	1.0%	14.3%	13.3%	20.7%	15.5%	12.2%	12.8%	10.2%

資料：国・県は業務分析データより

## 第10節 安定した介護保険サービスの体制づくり

### 〔1〕介護サービス事業所の指導監督

市で指導監督業務を行う事業所が、地域密着型サービス事業所、介護予防・日常生活支援総合事業を行う事業所に加え、平成30年度から居宅介護支援事業所が加わったことから、指導監督業務が増大するとともに、手法の専門性・多様性が求められております。

介護サービスの質の確保、向上及び保険給付の適正化を図るために、事業所に対して以下の項目を実施していきます。

#### ①集団指導

介護保険制度の改正内容、介護報酬の算定方法、問題事例等について、講習方式により周知をします。居宅介護支援事業所には、高齢者の自立支援・重度化防止等に資するようなケアマネジメントが行われるよう、市のケアマネジメントに関する基本方針を周知します。

#### ②実地指導

計画的な指導監督をしていくために、指定の有効期間中に1回以上の割合で介護保険事業所に赴き、基準等を満たしているかどうか、関係書類を調査し、職員にヒアリングを行います。

#### ③監査

著しい運営基準違反及び介護報酬の不正請求が疑われた場合等に、介護保険事業所に赴き、関係書類の調査や職員へのヒアリングを行います。不正が確認された場合は、勧告や指定取り消し等、厳正な対応を行います。

### 〔2〕災害・感染症対策に係る体制整備

近年の災害の発生状況や、新型コロナウィルス感染症の流行を踏まえ、次の取組を行っていきます。

#### ①災害に対する備えの検討

サービスを継続して提供できるよう介護事業所との連携体制の強化を図ります。避難訓練の実施や防災啓発活動、生活必需品等の備蓄状況の確認を行います。

#### ②感染症に対する備えの検討

日頃から介護事業所と連携し、感染症拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備等を行い、介護事業所の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、業務継続計画の作成支援や研修の実施などを県と協力し、行っていきます。

### 〔3〕介護人材の確保及び業務効率化の取組強化

現状の介護人材不足に加え、2025年以降は現役世代（担い手）の減少が顕著となり、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が大きな課題となります。

介護人材確保のための対策としては、①離職した介護人材の再就職支援、②介護職を目指す学生の増加・定着支援、③介護未経験の中高年齢者をはじめとした地域住民の参入促進等が考えられます。このため、介護人材の確保について、県など関係機関と協力していくことが必要です。

具体的な取組として、令和2年度より「介護に関する入門的研修」を実施し、介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護に関する入門的な知識・技術を習得し、介護施設等とのマッチングまでの一体的な支援を開始しました。

また、介護職員の育成と定着を図るため、介護職員初任者研修受講者に対し受講料の一部を補助する「介護職員初任者研修支援事業」を令和3年度より実施しています。

これに加えて、総合事業等の担い手を確保する取組や、介護現場の業務改善や文書量削減等による業務の効率化の取組を支援することが重要です。具体的には、指定申請・報酬請求・指導監査の3分野について、「簡素化」・「標準化」・「ＩＣＴ等の活用」の各取組の推進として、①電子申請・届出システムを活用した指定申請等の簡素化及び様式の標準化、②介護ロボットやＩＣＴ等の活用を促す県の事業の周知等を進めていきます。



## 資 料

---

---



---

## 資料

### 〔1〕藤岡市介護保険運営協議会

保健医療、福祉、介護保険サービス事業者、公益代表者、被保険者代表者、公募市民などにより構成される「藤岡市介護保険運営協議会」において、以下の項目について協議・検討を行い、介護保険制度の円滑な運営を図ります。

- ①介護保険事業計画の進行管理及び運営状況
- ②市の介護及び高齢者保健福祉に関する施策に関して必要な事項

なお、介護保険事業計画の目標を達成できない恐れがある場合、又は未達成となる場合は、理由の提示と目標の見直しを行い、具体的な改善策について協議・検討を行います。

### 〔2〕藤岡市地域密着型サービス運営委員会

高齢者が可能な限り住み慣れた自宅、又は地域での生活を継続できるように身近な市町村で提供する地域密着型サービスの適正な運営の確保を目的に、被保険者代表、利用者、介護保険サービス事業者、保健、医療、福祉関係者により構成される「藤岡市地域密着型サービス運営委員会」において、以下の項目について協議・検討します。必要に応じ藤岡市の実情に合った基準を設けることも検討していきます。

- ①地域密着型サービス等事業者の指定に関すること
- ②地域密着型サービス等に従事する従業者に関すること
- ③地域密着型サービス等事業の設備及び運営の基準に関すること
- ④地域密着型介護サービス費及び地域密着型介護予防サービス費の額に関すること

### 〔3〕藤岡市地域包括支援センター運営協議会

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するために市に設置される地域包括支援センターの適切な運営、公正性及び中立性の確保を図るため、保健医療関係者、老人福祉関係者、介護保険サービス事業者、公益代表者、被保険者代表、公募市民などにより構成される「藤岡市地域包括支援センター運営協議会」において、以下の項目について協議します。

- ①地域包括支援センターの設置等の承認に関すること
- ②地域包括支援センターの運営に関すること
- ③地域包括支援センターの職員の確保の方策に関すること
- ④地域包括支援センターの適正な運営に関し、必要と認めること

## 藤岡市高齢者福祉計画

---

令和6年3月発行

発行 藤岡市

編集 福祉部 介護保険課

〒375-8601 群馬県藤岡市中栗須 327 番地

電話 0274-40-2292 (直通)

---